

令和 7 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 7 (2025) 年 6 月
東京聖栄大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的	3
基準 2. 内部質保証	7
基準 3. 学生	17
基準 4. 教育課程	40
基準 5. 教員・職員	63
基準 6. 経営・管理と財務	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	97
基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献	97
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	130
エビデンス集（データ編）一覧	130
エビデンス集（資料編）一覧	131

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

東京聖栄大学（以下「本学」という。）の母体は、昭和 29(1954)年に栄養士養成施設として設立された聖徳高等栄養学校を起源とする聖徳栄養短期大学である。聖徳栄養短期大学は、栄養士養成を目的とした食物栄養専攻と、食品産業の中堅技術者の養成を目的とした食品科学専攻を設置し、技術で自立できる職業人として食品及び栄養と健康の維持増進することをもって社会に貢献する人材の養成を教育の基本理念としていた。

本学は、聖徳栄養短期大学の基本理念を継承しつつ、「食と栄養」の高い技術と専門性を目指す教育機関として平成 17(2005)年 4 月に開学した。

本学の建学の精神は、「**自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成**」であり、本学の基本理念として定めている。

2. 使命・目的

本学の使命・目的は、学則第 1 条に明確に定め、健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成することを示している。本学では、この目的を達成するために、本学の基本理念に加えて、将来、食と栄養の分野で活躍できる有為な人材となり得る姿勢を校訓「熱意」「誠意」「創意」の三意で示している。

【熱意】とは、知識と技術(technique)、技能(skill)を実践するための「積極性」と、様々な困難を乗り越えるための「諦めない」態度。

【誠意】とは、人に対して真心で接し、知識と技術、技能の習得に対して「正面から向き合い、真摯に努力する」態度。

【創意】とは、知識と技術、技能を身につけた上で、「付加価値を創造し、新しいことにチャレンジする」態度。

3. 大学の個性・特色

本学の個性・特色は、次のとおりである。

- (1) 栄養・食品の専門分野の教育・研究を軸とする小規模大学であること
- (2) 使命・目的に資する資格が取得できること（人材育成）
- (3) 地域社会との連携及び地域社会への貢献

Ⅱ. 沿革

昭和 22 年	4 月	オリムピア洋裁学院開校
昭和 23 年	4 月	オリムピア洋裁学院として認可（東京都知事認可）
昭和 23 年	10 月	財団法人 オリムピア学園として設立（文部大臣認可）
昭和 26 年	3 月	学校法人 オリムピア学園として組織変更（東京都知事認可）
昭和 29 年	4 月	聖徳高等栄養学校開校（栄養士養成施設 厚生大臣指定）
昭和 32 年	8 月	聖徳栄養専門学校と校名変更
昭和 38 年	4 月	聖徳栄養短期大学食物科第 1 部開学（文部大臣の認可を受け聖徳栄養専門学校を短期大学に昇格）
昭和 39 年	4 月	聖徳栄養短期大学食物科第 2 部増設、食物科第 1 部を食物栄養科と改称
昭和 44 年	4 月	聖徳栄養短期大学食物栄養学科（第 1 部・第 2 部）へ名称変更
昭和 61 年	4 月	聖徳栄養短期大学食物栄養学科第 1 部に専攻課程（食物栄養専攻・食品科学専攻）設置
平成元年	3 月	聖徳栄養短期大学食物栄養学科第 2 部廃止
平成 8 年	4 月	聖徳栄養短期大学専攻科食物栄養専攻開設（学位授与機構認定）
平成 15 年	4 月	聖徳栄養短期大学食品科学専攻に「製菓・製パンコース」「食品・調理コース」を開設
平成 16 年	11 月	東京聖栄大学 健康栄養学部 設置認可（文部科学大臣）
平成 17 年	4 月	東京聖栄大学 健康栄養学部（管理栄養学科・食品学科）を開学
平成 19 年	4 月	聖徳栄養短期大学廃止
平成 19 年	6 月	6 月 1 日より学校法人 オリムピア学園を学校法人 東京聖栄大学と改称
平成 21 年	4 月	食品学科にフードサイエンスコース、フードビジネスコースを設置
平成 26 年	4 月	管理栄養学科教職課程設置（栄養教諭一種免許状）
令和 7 年	4 月	食品学科のコース制廃止（令和 7 年度入学生より）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

A. 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

東京聖栄大学（以下「本学」という。）の使命・目的及び教育研究上の目的については、「学生便覧」等に、建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的を明記し、毎年度全学生及び教職員に配布して周知している。

新入生に対しては、入学式において学長による式辞、学部ガイダンスにおける学部長からの説明のほか、新入生宿泊研修内で行う各学科ガイダンスでの教員からの説明、1 年次の必修科目である「リテラシー」において学長からの解説を行い、周知及び定着を図るよう努めている。

教職員に対しては、新年度授業開始前に非常勤も含めた教員全員が参集する「教科打合せ会」や、「新規入職者研修」で使命・目的及び教育研究上の目的を周知している。さらに、法人の教職員が参集する「新年初顔合わせ会」において、理事長・学長から使命・目的を踏まえた方針が口頭にて示されている。理事長・学長から示された年度の方針については、本学における毎年度の全学的な自己点検活動として行われている「自己点検評価別表」の依頼文に、その概要が示されている。

役員に対しては、毎年 1 月に行われる理事会・評議員会の冒頭において、理事長から使命・目的を踏まえた方針が口頭にて示されている。

学外に対しては、大学案内書、本学ホームページ等で建学の精神・使命・目的及び教育研究上の目的を紹介しているほか、オープンキャンパスにおいても、参加した高校生やその保護者に対して説明を行っている。また、社会からの信頼性を高める広報活動の一環としてのパブリシティ（新聞等のマスコミや公共的な広報紙への良質な話題提供）も積極的に行うことで、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を学外へも発信する努力を行っている。

1-1-②中期的な計画への反映

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

本法人では、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までは「学校法人東京聖栄大学第Ⅲ期中期計画(2020-2024)～夢を育み個性を育てる学園の基盤強化ミッション～」に取り組んできた。中期計画は建学の精神「自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成」の具現化、使命・目的及び教育研究上の目的を念頭に各種取組や目標を設定し、各組織体（学科、委員会、事務部署等）においては、中期計画を踏まえた点検を実施してきた。

第Ⅲ期中期計画は、令和 6(2024)年度が最終年度となっている。また、令和 4(2022)年 9 月、建学の精神に基づいた私立大学としての使命を果たしていくために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にした「東京聖栄大学 ガバナンス・コード」を制定している。加えて、令和 6(2024)年 10 月、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」が改正され、第 2.0 版になったことから、本コードの適用開始日である令和 7(2025)年 4 月 1 日以降は、これに基づいた運営を行うこととなる。ガバナンス・コードや認証評価の結果を踏まえ、令和 7(2025)年 1 月、理事会において「学校法人東京聖栄大学第Ⅳ期中期計画(2025-2029)」を策定している。

第Ⅳ期中期計画は、日々の自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえて策定しており、教職員に周知を行うとともに、大学ホームページで学外公表を行っている。重点施策、基本目標、実施計画等に加え、重要業績評価指標(KPI)を設定しているが、教学に関する評価指標は自己点検・評価における指標にも対応した内容であり、使命・目的及び教育研究上の目的の達成に向けた取組と連動し、効率的かつ実効性のある体制としている。なお、自己点検・評価を実施し、その結果を取り纏める機関である「自己点検評価検討委員会」においては、中期計画を踏まえた上で各組織体（学科、委員会、事務部署等）の点検活動に漏れがないかを確認し、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」に上申を行っている。また、理事会から付託された日常業務を処理する組織である「常務理事会」においては、毎年度の自己点検・評価活動として実施している「自己点検評価別表」について、法人系委員会だけでなく、教学系委員会の内容を含めて確認を行っている。これらの取組により、大学における日々の自己点検・評価活動と、法人の中期計画等の整合性が取れた運営が行われている。

1-1-③三つのポリシーへの反映

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、学則第 1 条に定めているが、これを、教育目標「健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成する」と、平易な文章で表現している。教育目標を具現化するために三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を掲げ、栄養士・管理栄養士、技術者、研究者、食品産業従事者等として、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成することとしており、このことは学生便覧にも示している。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
--

本学は、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、健康栄養学部管理栄養学科と食品学科の1学部2学科を設置している。管理栄養学科は「管理栄養士課程」及び「教職課程」(栄養教諭)を、食品学科は「食品衛生管理者・食品衛生監視員課程」をそれぞれ設置しており、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するための課程となっている。また、教育研究組織を補完するための事務体制として、法人事務局に秘書室、総務課、財務課、施設管理課、企画調整室を、大学事務部に学務課、入試・広報課、学生支援センター(学生支援・就職支援課)を、図書館に図書館事務室をおいている。これらの体制により、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携が行われている。

1-1-⑤変化への対応

A. 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。
--

本学は、平成17(2005)年度に管理栄養士を養成する健康栄養学部管理栄養学科、食の専門家を養成する健康栄養学部食品学科の、1学部2学科からなる4年制大学として開学している。開学以降、使命・目的は変更していないが、社会情勢の変化等を踏まえた教育課程の点検・見直しを行っている。

これまで、平成21(2009)年度教育課程改正において、食品学科は「フードサイエンスコース」「フードビジネスコース」の2コース制を取ってきた。平成23(2011)年度には、東京聖栄大学附属調理師専門学校(以下「附属調理師専門学校」という。)との協定に基づき、食品学科フードビジネスコース調理学系研究室に所属する3年次を対象とした「調理技術研修生制度」の導入を行った。平成26(2014)年度には、管理栄養学科に教職課程を設置し、「栄養教諭一種免許状」を取得可能とし、教育現場で活躍する管理栄養士の育成を図ってきた。

今後の本法人における方向性については、「学園運営会議」において、社会のニーズを踏まえるとともに、法人の収支バランスについて勘案した検証を行い、理事会・評議員会において審議を行った。その結果、令和5(2023)年度入学生を以て、附属調理師専門学校の一般への募集活動を停止することとなった。これを受け、令和5(2023)年度食品学科新入生の資格取得終了を以て食品学科「調理技術研修生制度」を終了することとした。

管理栄養学科・食品学科の両学科においては、より学科の魅力向上を図る教育を提供するための具体的検討を行った上で、大学運営会議、教授会での確認を経て、令和7(2025)年度より、教育課程の改正を行っている。本学の特色である地域連携の更なる推進、座学では体験できないより実践的な学びの強化に加え、食品学科においてはコース制を廃止し、選択科目を増やすことで、コース別の必修科目に縛られることなく学生の興味に沿った科目履修の実施を図ることとした。

◇エビデンス集(資料編)

大学のウェブサイト使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分のURL

【資料1-1-1】本学の概要(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/

使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

【資料1-1-2】学園運営会議規程

【資料1-1-3】東京聖栄大学 内部質保証に関する規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料1-1-a】令和7年度学生便覧

【資料1-1-b】令和7年度シラバス「リテラシー」

- 【資料 1-1-c】 令和 7 年度 教科打合せ会 次第
- 【資料 1-1-d】 令和 7 年度 新規入職者（初任者）研修会の実施について（次第）
- 【資料 1-1-e】 新年初顔合わせ会について（次第）
- 【資料 1-1-f】 令和 6 年度 自己点検評価別表（学長依頼文抜粋）
- 【資料 1-1-g】 令和 7 年 1 月 22 日 理事会・評議員会議事録（冒頭部分抜粋）
- 【資料 1-1-h】 東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2（建学の精神等の記載）
- 【資料 1-1-i】 学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf/jk/12_2025_medium-term_plan.pdf
- 【資料 1-1-j】 ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code
- 【資料 1-1-k】 学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則
- 【資料 1-1-l】 令和 7 年 4 月 23 日 常務理事会議事録（別表部分抜粋）
- 【資料 1-1-m】 東京聖栄大学 3 つの方針（東京聖栄大学ホームページ）
 ディプロマポリシー <https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy/>
 カリキュラムポリシー <https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy>
 アドミッションポリシー https://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/
- 【資料 1-1-n】 大学の基本組織（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/2-1/
- 【資料 1-1-o】 東京聖栄大学学則 <https://www.tsc-05.ac.jp/pdf/jk/1-4.pdf>
- 【資料 1-1-p】 事務組織および事務分掌規程
- 【資料 1-1-q】 令和 4 年度 事業報告書（14～15 ページ）（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf/jk/2023/2023_report.pdf
- 【資料 1-1-r】 カリキュラム改正に関する議事録（該当部分抜粋）

【基準 1 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するための取組のひとつとして、地域社会との連携や地域社会への貢献を特色とした様々な活動を実施してきた。本学の所在する地元自治体である東京都葛飾区との連携は、平成 25(2013)年度に包括連携協定を結ぶ以前から取り組んできたことであるが、令和 7(2025)年度教育課程の改正において新規で配当された科目「地域連携プロジェクト」は、本学の特色となる科目である。これまで実践してきた内容を単位化することで、学内での健康・栄養・食品に関する学修で得た知識と技術を活用し、地域活動を通して学びを深め、社会性を高める機会を推進していくこととなる。また、これらの経験を通して、職業観の形成を図り、学生のコミュニケーション力、協働する力、課題を解決する力等を育成していく。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

社会情勢の変化等を踏まえた教育課程の点検・見直しとして、令和 7(2025)年度に学科の魅力向上を図る教育を提供するために教育課程の改正を行った。教育課程改正について、本学志願者等に対する周知方法の拡大、周知方法の工夫を早急に検討し、次年度の学生募集活動に繋げる必要があると認識している。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7(2025)年度教育課程改正の周知による学生募集活動を行うことで、「学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画(2025-2029)」(重点施策 5.入学者確保、6.経営基盤強化)の実行を進めていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

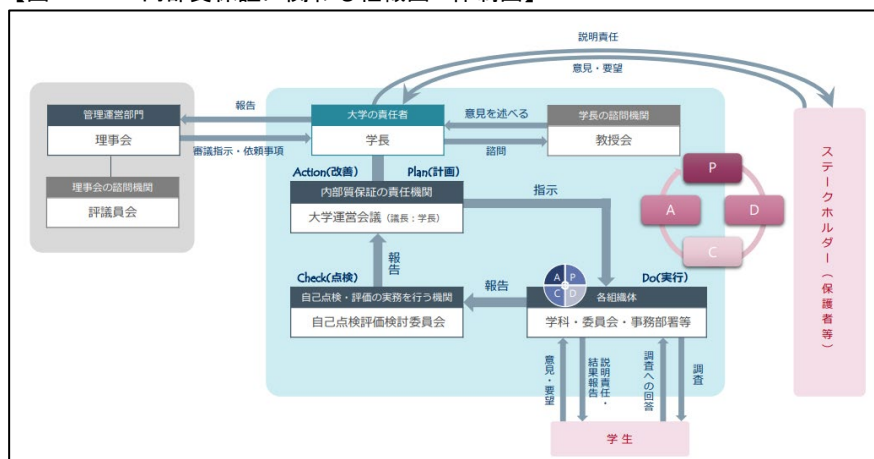
(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	
A. 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。	
B. 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。	
C. 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。	

東京聖栄大学（以下「本学」という。）は、学則第2条に、教育研究水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検並びに評価を行うことを定めており、同条第2項の規定に基づき、「東京聖栄大学 内部質保証に関する規程」を定めている。本規程は、本学が、自己点検・評価を行い、その結果と認証評価などの外部質保証の結果をもとにした継続的な自己改善により、教育研究及び中期的な計画を踏まえた大学運営全般の質保証（内部質保証）について定めたものである。また、内部質保証に関する全学的な方針は、令和4(2022)年12月1日付けで「東京聖栄大学 内部質保証の方針」として定めているが、内容の見直しを行い、令和6(2024)年9月1日付けで改定を行った。本方針は、大学ホームページ上で学外公表している。

内部質保証のための恒常的な組織体制については、「東京聖栄大学 内部質保証に関する規程」に定めている。内部質保証に関わる組織図・体制図は、【図 2-1-1】のとおりであり、「東京聖栄大学 内部質保証の方針」内に、分かりやすく図として示している。大学全体の内部質保証については、学長がその責任を負って

【図 2-1-1 内部質保証に関わる組織図・体制図】



おり、内部質保証の責任機関は、学長がリーダーシップを適切に発揮するための学長の補佐体制として機能している「大学運営会議」が担っている。大学運営会議は、学長が議長をつとめ、各組織体（学科、委員会、事務部署等）における点検・評価内容について、全学的観点から検証、改善指示、支援、助言を行っている。「自己点検評価検討委員会」は、各組織体（学科、委員会、事務部署等）の自己点検の実施及び点検結果の検討を行い、その結果を大学運営会議に報告し、自己点検・評価を推進している。管理運営部門である理

事会・評議員会は、教学部門からの報告を受け、必要に応じて審議指示や依頼を行っている。

財務計画も含めた、中期計画に基づく法人運営全般の内部質保証については、法人部局がその実務を行っている。法人運営全般については、「東京聖栄大学 ガバナンス・コード」の適合（遵守）状況を点検し、その結果を法人部局が学外公表している。なお、令和 7(2025)年度より、日本私立大学協会が定めた様式による「点検結果報告書」による毎年度の点検を行い、令和 7(2025)年度は 10 月末までに日本私立大学協会に提出を行うこととしている。

内部質保証のための責任体制については、「東京聖栄大学内部質保証の方針」及び「東京聖栄大学内部質保証に関する規程」に規定しており、その責任体制は明確になっている。

◇エビデンス集（資料編）

内部質保証に関する全学的な方針

【資料 2-1-1】東京聖栄大学 内部質保証の方針（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf

内部質保証のための組織図

【資料 2-1-2】内部質保証に関わる組織図・体制図（3 ページ目）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf

内部質保証に責任を持つ会議体の規則

【資料 2-1-3】東京聖栄大学 大学運営会議規程

【資料 2-1-4】東京聖栄大学 内部質保証に関する規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-1-a】東京聖栄大学学則（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf

【資料 2-1-b】自己点検評価検討委員会規程

【資料 2-1-c】ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
A. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
B. エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的の実施しているか。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、「東京聖栄大学 内部質保証に関する規程」に定めている。内部質保証の責任機関である「大学運営会議」は、自己点検・評価の基本方針、評価項目及び評価指標等を設定し、毎年度、自己点検評価検討委員会に対して自己点検・評価の実施及び結果の報告を求めることとしており、自己点検評価検討委員会は、指標等に沿って自己点検・評価を実施し、「自己点検評価検討委員会報告書」（以下「委員会報告書」という。）をとりまとめ、改善案を付した上で、大学運営会議に提出することとしている。なお、評価指標については中期計画のうち教学に関する指標にも対応した内容であり、効率的かつ実効性のある点検活動を実施する体制としてい

る。

自己点検・評価について、具体的には「東京聖栄大学 内部質保証に関する規程」第 10 条に基づき毎年度行っている「自己点検評価別表」の作成と、同規程第 14 条、15 条に定める「自己点検・評価報告書」の作成ならびに学外公表により行っている。

「自己点検評価別表」は、全学的な取組として、平成 24(2012)年度から毎年度継続して実施している。これは、組織体（学科、委員会、事務部署等）ごとに、「本年度の課題」「取組の結果と点検評価（検証方法、評価に用いた指標や基準、記載根拠となるエビデンスを含む）」「実施したことによる成果」「次年度の課題」の各項目について記載を求めている。自己点検評価検討委員会は、各組織体（学科、委員会、事務部署等）が行った点検・評価の結果を取り纏め、委員会報告書として大学運営会議に報告している。大学運営会議は、自己点検評価検討委員会から提出された委員会報告書に基づき、点検・評価結果の検証を行い、改善に向けた方策を検討し、各組織体（学科、委員会、事務部署等）への改善指示、助言、支援を行っている。この PDCA サイクルにより、毎年度の点検活動を行っている。なお、毎年度の自己点検・評価活動に合わせて、「法令等の遵守状況一覧」を更新しており、法令等を踏まえた活動が行われているか、確認を行っている。

「自己点検・評価報告書」は、毎年度の委員会報告書を踏まえて学長が作成している。学長は、教授会の意見を聴いた上で「自己点検・評価報告書」を理事会に提出している。自己点検・評価を行うにあたっては、学校教育法第 109 条第 4 項に定める、認証評価機関が定めた「大学評価基準」に従って項目を設定している。自己点検・評価報告書は、前回認証評価を受審した平成 30(2018)年度以降、「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」を作成・公表しており、「東京聖栄大学 内部質保証に関する規程」第 15 条第 3 項に定める 4 年以内ごとの公表を遵守している。

C. 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

毎年度実施している「自己点検評価別表」は、教職員に学園情報共有システム（教職員用グループウェア）を利用して周知・共有するとともに、教職員ファイルサーバに保存し、学内からいつでも閲覧可能な体制としている。「法令等の遵守状況一覧」についても同様に教職員ファイルサーバに保存している。

4 年以内ごとに作成している「自己点検・評価報告書」は、教職員に学園情報共有システム（教職員用グループウェア）を利用して周知・共有するとともに、教職員ファイルサーバに保存している。また、大学ホームページにその全文を掲載し、社会への公表を行っている。

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

A. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制は、「東京聖栄大学 教学 IR (Institutional Research) に関する規程」に示している。教学 IR 情報としては、学生調査の集計等、エンrollment・マネジメントの情報、自己点検評価及び認証評価のための情報、高等教育政策に関する教育、研究等の情報、その他学長が求める情報としてい

る。学生調査の集計等、エンロールメント・マネジメントの情報については、同規程別表 1 に、実施する調査及びその担当部署を示している。なお、別表 1 に記載の調査内容については、大学ホームページのアセスメントポリシーのページにおいて、学生の学修成果を評価する評価レベルとして、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科ごと）、科目レベル（科目ごと）にそれぞれ示している。自己点検評価及び認証評価のための情報については、自己点検評価検討委員会及び企画調整室が、高等教育政策に関する教育、研究等の情報、その他学長が求める情報については、学長が指示した部署がその調査・分析を行っている。

調査結果や分析内容については、大学運営会議に報告を行っており、大学運営会議は、調査結果や分析を用いて大学運営に係る意思決定の支援及び教育・研究・社会連携活動等の支援・改善に活用している。

◇エビデンス集（資料編）
自己点検・評価に関する規則
【資料 2-2-1】 東京聖栄大学 内部質保証に関する規程
【資料 2-2-2】 自己点検評価検討委員会規程
直近の自己点検・評価の報告書
【資料 2-2-3】 令和 3 年度 自己点検・評価報告書（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/r3_SelfCheck.pdf
自己点検・評価を担当する会議体の議事録
【資料 2-2-4】 大学運営会議 議事録（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）
【資料 2-2-5】 自己点検評価検討委員会 議事録（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書
【資料 2-2-6】 「令和 3 年度自己点検・評価報告書」の公表及び令和 4 年度自己点検評価別表様式変更について（令和 5 年 1 月 26 日 学園情報共有システムによる教職員通知）
IR などを検討する会議体の規則
【資料 2-2-7】 東京聖栄大学 教学 IR（Institutional Research）に関する規程
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
【資料 2-2-a】 令和 6 年度自己点検評価別表
【資料 2-2-b】 自己点検評価別表（教職員ファイルサーバ内）
【資料 2-2-c】 法令等の遵守状況一覧（教職員ファイルサーバ内）
【資料 2-2-d】 自己点検・評価活動への取組み（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/self_check/
【資料 2-2-e】 アセスメントポリシー（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/assessment/

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
A. アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムに

については、「東京聖栄大学 内部質保証の方針」において「外部評価の活用・ステークホルダー意見の重視」でも示しているとおり、学生の意見・要望を踏まえて、改善・向上に取り組むことを明示している。さらに、同方針内の「内部質保証に関わる組織図・体制図」（既出【図 2-1-1】）に示しているとおり、内部質保証の体制として位置づけている。

本学では「学生パブリックコメント」制度（【図 2-3-1】）を導入しており、新年度ガイダンスにおいて新入生に対してリーフレットを配布し、学生支援センター（学生支援・就職支援課）から説明を行っているほか、ホームページ上でも学外公表している。

学生の意見・要望を把握する代表的な方法は以下のとおりである。

＜学長・教職員と学生との意見交換会＞

「学長・教職員と学生との意見交換会」は、毎年 12 月頃に実施されている。本学の学生組織として全学生で構成される「学友会」の役員が学生代表として、学長、学部長、図書館長、各学科長、教務委員長、生活指導委員長、就職対策委員長等の大学代表者と対面し、学修環境や学生支援等に関する意見や要望の意見交換を行っている。学生の意見は、当日参加する学友会役員が、学生の幅広い意見をくみ上げるために全学生へのアンケートを行った上で意見交換会に臨んでいる。意見交換会の回答結果は、大学として検討を行った上で、掲示と学生ファイルサーバで学生に示している。また、結果については、令和 6(2024)年度から、「学生 SharePoint」（学生用ファイル共有ツール）にもデータを掲載している。

＜学生アンケート＞

「学生による授業評価アンケート」「学修行動調査」「学修成果に係る自己評価アンケート」「卒業時アンケート」等を実施し、学生の状況や意見を確認している。

＜窓口＞

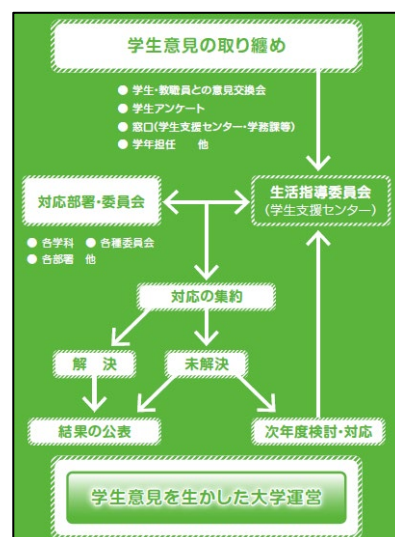
学生支援センター（学生支援・就職支援課）、学務課等の窓口直接申告することに加え、メールや電話での相談対応にも応じている。また、直接対面し伝えにくい場合、学生支援センター入口に設置してある意見箱での意見提出も可能としている。また、窓口相談に来た場合、相談内容に応じて、学年担任、保健室、校医、カウンセリング室などの適切な対応先との連携を図っている。

＜学年担任＞

定期的な学生との面談や相談対応、指導を随時実施している。保護者との連携として、保護者会での情報提供や意見交換、三者面談等により、学生、保護者、大学の三者の連携を図る体制としている。なお、必要に応じて対面以外にも Zoom（Web 会議システム）を利用した面談を実施している。

学生の意見・要望を把握する体制については、「学生支援（学修支援・学生生活支援・キ

【図 2-3-1 学生パブリックコメント】



キャリア支援)の体制」として分かりやすく図で示しており、学生便覧のほか、ホームページ上でも明示している。

B. 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

学生の意見・要望について、「学長・教職員と学生との意見交換会」については、生活指導委員会で取り纏められた後、大学運営会議に報告されている。大学運営会議では、学生から出された意見・要望について審議し、対応が必要な組織体に対して、学長から指示が出されている。

学生アンケート等による調査・分析等については、「東京聖栄大学 教学 IR (Institutional Research) に関する規程」別表 1 で示す部署において行われている。調査結果や分析については、大学運営会議に報告を行っており、大学運営会議は、調査結果や分析を用いて大学運営に係る意思決定の支援及び教育・研究・社会連携活動等の支援・改善に活用している。また、教授会においても広く意見を聴くこととしている。

結果については、学園情報共有システム（教職員用グループウェア）を利用して教職員に周知・共有しているほか、アンケート等の結果は教員と職員が学生支援に関する情報を共有する「学生支援ポートフォリオ」に蓄積され、本学の学生意見や状況を把握する上での基礎資料としても活用が行われている。

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

A. 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

学外関係者の意見・要望の把握については、「東京聖栄大学 内部質保証の方針」において「外部評価の活用・ステークホルダー意見の重視」でも示しているとおり、学外関係者（保護者、高校、地方公共団体、民間企業等）の意見・要望を踏まえて、改善・向上に取り組むことを明示している。さらに、同方針内の「内部質保証に関わる組織図・体制図」（既出【図 2-1-1】）に示しているとおり、内部質保証の体制として位置づけている。

本学の地元自治体である葛飾区に対しては、3 つのポリシーを踏まえた本学の取組と点検・評価の適切性について、毎年度意見を伺うこととしている。令和 6(2024)年度の意見として、「貴学が示されている『健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成する』という教育目標、及び 3 つの方針に基づき、社会情勢の変化や学生ニーズに応じて、教育課程の見直しや学修・キャリア支援等の様々な取組を進めるとともに、適切に自主的な点検・評価をされていることを確認いたしました」との回答があったこと、また、今後も一層の連携・協働による地域貢献活動や連携事業をとおして、双方の発展と区民生活の向上を希求してほしいとの要望が挙げられている。

本学の学生の就職先である企業に対しては、就職先企業等からみた本学卒業生への評価を把握し、本学の教育に関する内部質保証の向上や、教育のさらなる改善に役立てることを目的とした「東京聖栄大学 卒業生に関するアンケート（企業アンケート）」を、令和 5(2023)年 3 月より毎年度実施している。対象企業は、卒業生の就職実績があり、学内業界説明会に参加した企業等である。調査内容は、大卒者採用活動において重視する能力や態

度、本学卒業生が優れていると思う能力や態度について確認している。採用においては「コミュニケーション能力」「他者を理解する力」「協働する力」を「重視する」と回答する企業の割合が高く、本学卒業生が優れていると思う能力や態度として、「コミュニケーション能力」「協働する力」「業務に必要な専門知識」を挙げる企業の割合が高い結果が出ている。このことを踏まえると、本学は、企業が求める人材（卒業生）を輩出することが出来ていると考察している。なお、調査結果は大学ホームページにおいて公表している。

保護者に対しては、年1回、在学生の保護者で組織される「後援会」と大学の共催による「保護者会」を実施している。保護者会では、全体会において各学科の現状と課題を報告している。さらに、令和6(2024)年度については、コロナ禍でこれまで中止していた後援会主催による「教職員との情報交換会」を、令和元(2019)年度以来5年ぶりに実施した。保護者は重要なステークホルダーであり、信頼関係を築いた上で、連携・協力関係を構築していくことが重要であることから、本学における取組を丁寧に説明するとともに、意見・要望を聴く機会としている。なお、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度、コロナ禍で対面での保護者会と情報交換会開催を休止していた期間については、Zoomを利用した保護者会をクラス毎に実施するなど、保護者とのコミュニケーションは継続して行っている。

保護者を代表する後援会役員から挙げた意見・要望については、内部質保証の責任を担う機関である大学運営会議をはじめとした会議体に報告がなされ、改善・向上に生かすための検討を行っている。

さらに、令和6(2024)年度の監事による重点監査(教学監査)は、「保護者との信頼関係、連携・協力関係構築の取組みについて確認」を行っており、本学の教育活動の提供、クラス担任等と保護者の連携、東京聖栄大学後援会役員との連携、東京聖栄大学学報、今後に向けての課題など、資料に基づき説明を行っている。監事からの「令和6年度業務監査結果報告書」の監査結果概要においては、『保護者との信頼関係、連携・協力関係構築の取組みについて、内容の聴取、関係資料の確認を行った結果、業務執行状況は適切であると認められた。』との意見が付されている。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A. 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

本学の内部質保証については、「東京聖栄大学 内部質保証の方針」において、その目的を、「東京聖栄大学の建学の精神と理念、教育目的の実現に向け、教育研究活動等の状況について自ら継続的に点検及び評価を行い、その結果を改善に結びつけ、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を起点とする教育研究活動、中期的な計画及び学生・学外関係者の意見・要望を踏まえた大学全般の質の向上を図る。また、自己点検・評価結果は、本学ホームページ等を通じて学内外に広く公表し、社会に対する説明責任を果たす。」と定め、本方針を踏まえて取組を実施している。

三つのポリシーを踏まえた本学の取組と点検・評価の適切性については、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」において、各組織体からの報告内容を踏まえて情報共有を図ることに加えて今後の改善点についても審議されている。外部からの評価についても、令和5(2023)年度から本学の地元自治体である葛飾区に対して毎年度意見を聴いている。

さらに、教授会への報告、学内公表を通じた全学的な情報共有を図るとともに、審議結果は各組織体にフィードバックし改善に繋げている。上記に加えて各組織体における点検(自己点検評価別表)、学校法人東京聖栄大学事業報告書の点検内容、認証評価で明確になった課題の進捗状況なども踏まえて自己点検・評価報告書を作成しており、教育研究の改善・向上に向けて取り組んでいる。

B. 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

「東京聖栄大学 第IV期中期計画(2025-2029)」は、令和 7(2025)年 4 月 1 日から令和 12(2030)年 3 月 31 日までの 5 カ年を対象期間とするものである。中期計画は、管理運営部門である理事会が、評議員会の意見を聴いて策定している。中期計画を策定するにあたっては、理事会が、教学部門から日々の自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた報告を受けて行っている。

各組織体が毎年度の自己点検・評価を行う際には、評価に用いた指標や基準として中期計画の確認を行っており、年度単位での事業計画及び事業報告、さらにその結果を踏まえた翌年度の事業計画の策定についても、中期計画を踏まえて行っていることから、中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための PDCA サイクルとして機能している。

C. 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

自己点検・評価結果としての「自己点検・評価報告書」、認証評価の結果については、大学ホームページで学外公表を行っている。学生や学外関係者の理解・支持を得るため、大学案内書や学報へも、認証評価の結果について記載を行っている。

また、学生に対しては、自己点検・評価活動への理解を深めることを目的として、令和 7(2025)年度学生便覧から「自己点検・評価活動への理解と協力をお願い」を掲載し、新年度ガイダンスにおいて学務課から説明を行っている。自己点検・評価結果の周知のみでなく、自己点検・評価活動を行う意味、各種調査を行う意味を示すことで、より良い学びの充実に向けた大学の取組であることを学生と共有できるよう努めている。

◇エビデンス集 (資料編)

学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【資料 2-3-1】 学生パブリックコメント (東京聖栄大学ホームページ)

https://www.tsc-05.ac.jp/images/support/student_pub_comment.pdf

【資料 2-3-2】 内部質保証に関わる組織図・体制図 (3 ページ目) (東京聖栄大学ホームページ)

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf

学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-3】 東京聖栄大学 内部質保証に関する規程

学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【資料 2-3-4】 内部質保証に関わる組織図・体制図 (3 ページ目) (東京聖栄大学ホームページ)

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf

学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-5】 東京聖栄大学 内部質保証に関する規程

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録

【資料 2-3-6】 大学運営会議 議事録 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで)

自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録

【資料 2-3-7】 大学運営会議 議事録 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで)

【資料 2-3-8】 教授会 議事録 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで)

自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など

【資料 2-3-9】 自己点検・評価活動への取組み (東京聖栄大学ホームページ)

	https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/self_check/
【資料 2-3-10】	自己点検・評価活動への理解と協力をお願い（令和 7 年度学生便覧 p26） 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
【資料 2-3-a】	東京聖栄大学 内部質保証の方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf
【資料 2-3-b】	令和 6 年度 学長・教職員と学生との意見交換会報告書 等
【資料 2-3-c】	学生アンケート設問項目一覧（「学生による授業評価アンケート」「学修行動調査」「学修成果に係る自己評価アンケート」「卒業時アンケート」）
【資料 2-3-d】	学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）の体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf
【資料 2-3-e】	東京聖栄大学 教学 IR（Institutional Research）に関する規程
【資料 2-3-f】	学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内）
【資料 2-3-g】	東京聖栄大学 3 つのポリシーを踏まえた取組の点検・評価の適切性にかかる葛飾区のご意見について（依頼）／東京聖栄大学 3 つのポリシーを踏まえた取組の点検・評価の適切性にかかる意見照会について（回答）
【資料 2-3-h】	各種アンケート結果 卒業生に関するアンケート（企業アンケート）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/various_questionnaire/
【資料 2-3-i】	令和 6 年度 監事による重点監査 説明資料（保護者との連携関係資料）
【資料 2-3-j】	業務監査結果報告書（令和 7 年 2 月 26 日監査実施、令和 7 年 3 月 26 日報告）
【資料 2-3-k】	令和 6 年度 自己点検評価別表
【資料 2-3-l】	東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf
【資料 2-3-m】	大学機関別認証評価（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/12-4/
【資料 2-3-n】	東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2025 大学案内書 p2
【資料 2-3-o】	学報 vol.20（2019.5）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/gakuhou/No20.pdf

【基準 2 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

<内部質保証体制の明確化>

本学では、従前は学則第 2 条及び「東京聖栄大学 内部質保証の方針」に基づき内部質保証体制の推進を図り、運用を行ってきた。本体制の適切性について、令和 6(2024)年度に確認及び見直しを行い、「東京聖栄大学 内部質保証の方針」の改定を行ったほか、関連規程として、「東京聖栄大学 内部質保証に関する規程」「東京聖栄大学 教学 IR (Institutional Research) に関する規程」の新規制定、「東京聖栄大学 大学運営会議規程」「自己点検評価検討委員会規程」の改正を行った。このことにより、本学における内部質保証の体制がより明確になり、教職員の共通認識を図ることができた。

<学外関係者の意見・要望の反映>

学外関係者の意見・要望として、本学の地元自治体である葛飾区から、3 つのポリシーを踏まえた本学の取組と点検・評価の適切性について、令和 5(2023)年度より毎年度意見を伺っている。令和 7(2025)年度の教育課程改正については、葛飾区からこれまで出された意見も踏まえて行っている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

ステークホルダーからの意見・要望に対する改善・向上へ生かす努力について、葛飾区や後援会役員からの意見対応については内部質保証体制に基づき実施している。特に保護者は重要なステークホルダーであることを鑑み、その意見の共有についてはより充実させる必要があると認識している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

保護者からの意見・要望への対応も含めて、内部質保証の体制が適切に機能しているかの継続的な検証を、「学校法人東京聖栄大学 第Ⅳ期中期計画(2025-2029)」の(重点施策 1. 教育改革、2. 学生支援、4. ステークホルダー等との連携)を踏まえて行う。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知
A. アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

東京聖栄大学（以下「本学」という。）は、教育目標を達成するために、本学が求めている学生像として、アドミッションポリシーを策定している。

健康栄養学部のアドミッションポリシーは、建学の精神及びディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育内容を踏まえて策定している。本学は健康栄養学部 1 学部のため、学部のアドミッションポリシーを大学全体のアドミッションポリシーとみなしている。各学科のアドミッションポリシーは、学部の 3 ポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）と各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえて策定している。策定にあたっては、各学科会議が検討を行い、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」での検討後、教授会での意見を聴いた上で、学長が決定している。なお、令和 7(2025)年度に教育課程が改正されているが、アドミッションポリシーは変更を行わないことが確認されている。本学のアドミッションポリシーは【表 3-1-1】のとおりである。

【表 3-1-1 本学のアドミッションポリシー】

健康栄養学部（大学全体）のアドミッションポリシー 東京聖栄大学健康栄養学部は「健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成する」を教育目標にしています。 教育目標を達成するために、本学に入学される学生の皆さんには次の各点を期待します。 ・勤勉で意欲をもって学び続けることができる ・実習や実験などグループワークに積極的に取り組める ・将来の夢や目標を持ち、その実現に向けて日々の努力を惜しまない ・何事にも真剣に、全力で取り組みチャレンジ精神が旺盛である ・常に謙虚で向上心があり、失敗してもそこから学び反省して、次の行動に活かすことができる
管理栄養学科のアドミッションポリシー 管理栄養学科の目的および教育目標を達成するために、健康栄養学部のアドミッションポリシーに基づき、管理栄養学科のアドミッションポリシーを次のように定める。 ・人間の健康と栄養に強い興味をもち、社会に貢献しようという意欲の強い人 ・より広く、より深く健康と栄養やヒトと食物のかかわりについて学ぶことができるようにするため理数系科目の基本的知識を持っている人 ・人間の健康と栄養に強い興味を持ち、学び続ける意欲にあふれた人 ・科学的な思考を通して事実を素直に見つめ、事象を論理的に考えられる人 ・実験・実習を通して理論を検証するプロセスを大切にできる人 ・相手の言葉に耳を傾け、自らの考えを的確に表現して行動に移せる人
食品学科のアドミッションポリシー 本学科では、食品や栄養に関する深い知識と技術を持ち、食品産業界のフードサイエンス分野で活躍できる食品科学技術者や、食品の流通・消費・食文化・経営に関する知識も併せ持ちフードビジネス分野で活躍

できる食の専門家の育成を目指している。そのため、入学者には次のような人材を求めている。

- ・食品の生産から消費にいたる一連の分野に強い関心と学習意欲を有する人
- ・食と健康のかかわりに深い関心を有する人
- ・食の安全・安心に深い探究心を有する人
- ・課題の追求や解決に必要な基礎的知識、論理的思考力、コミュニケーション能力、豊かな感受性を備えた人
- ・実験・実習の技術・技能修得に主体的に取り組み、そのプロセスを理論的に学習できる人

アドミッションポリシーは、募集に関わる制作物（「大学案内書」「学生募集要項」等）のほか、本学ホームページ、学生便覧に記載している。本学は「食と栄養」について学び、食の専門家を育成しているが、そのために、本学（学部）及び各学科が求める人物像としてのアドミッションポリシーを、高校生や保護者にも分かりやすい表現で示している。また、オープンキャンパス、Zoom 等を活用したオンライン大学説明会、学外会場や高校内で行われる進学相談会、高校訪問等においても直接説明し、積極的に周知を図っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

A. アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

本学では、アドミッションポリシーに沿って多様な入学者を受入れできるよう、入学者選抜を実施している。入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用型、卒業生子女等推薦入試、社会人入試、編入学入試等を実施し、多様な入学者を確保できるよう努めている。

<総合型選抜>

総合型選抜は、本学の教育内容をよく理解し、入学を強く希望する受験生を対象に、「学力の3要素」について基礎学力、面接、志望動機、課外活動、取得資格等の実績などを、学修の基礎的能力を確認すると共に多面的・総合的に評価している。

<学校推薦型選抜>

学校推薦型選抜は、指定校制と公募制で実施している。指定校制は、本学が指定する成績基準や履修条件を満たし、高校から推薦された者を対象としている。公募制は、面接に加えて入学基礎テスト（英語と化学基礎）を課している。

<一般選抜>

学力試験により合否判定を行っている。なお、1期試験は「入試成績優秀者特待生制度」の対象となっており、成績上位合格者に対し、入学後奨学金が支給されている。2期から4期試験については、学力試験に加えて調査書における学修の成果等について点数化をし、積極的に活用を行っている。

<大学入学共通テスト利用型>

本学独自の個別検査を行わず、大学入学共通テストの成績を利用して実施している。

<その他の入学者選抜>

卒業生の子女等を対象とした「卒業生子女等推薦入試」、専門高校や総合学科にて、栄養・食品・調理分野を学んだ人を対象とした「専門学科・総合学科特別選抜」、学び直しをしたい社会人、高等学校卒業後再チャレンジをしたい方、食の分野で地域社会に貢献したい方

等、多様な背景を持った受験生を受け入れる「社会人入試」、欠員が生じた際に実施する「編入学入試」を実施している。

B. 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

入学者選抜については「東京聖栄大学入学者選考規程」に定めている。

入学者選抜方針については、年度当初に教授会の意見を聴いた上で学長が決定している。学長から示された方針に基づき、入学者選考管理委員会及び入学者選考審査委員会、事務組織としては入試・広報課が適正に運営を行っている。

入学者選抜がアドミッションポリシーに沿い、公正かつ妥当な方法により行われているかの検証については、入学者選考管理委員会で行っている。総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制・公募制）、専門学科・総合学科特別選抜、卒業生子女等推薦入試、社会人入試、編入学入試等に際しては、選抜方法における面接を行う際、本学のアドミッションポリシー一覧や面接試験質問例を参考資料として同封し、面接を行っている。また、上記選抜方法や一般選抜 2 期～4 期、大学入学共通テスト利用型 2 期～4 期については学力検査以外に調査書における学修の成果等について点数化し積極的に活用する事でアドミッションポリシーに沿った入学者受入れを行っている。多様な学生の受入れの観点から、一般選抜 1 期及び大学入学共通テスト利用型 1 期は、本学が指定する科目の理解度から判定している。令和 7(2025)年度入学者選抜を踏まえ、令和 8(2026)年度入学者選抜方法は、変更しないことを確認している。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A. 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

入学定員に対する入学者数や入学定員充足率、収容定員充足率は、エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2（学生）に示すとおりである。

学生募集状況については、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」、教授会などの教学系会議体、部課長会議、常務理事会、理事会、評議員会などの法人系の会議体にも状況報告を行っている。日本私立学校振興・共済事業団が公表している「令和 6(2024)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」を見ても全国的な入学志願状況は大変厳しい状況であり、特に小規模大学や家政学分野において、苦戦する状況となっている。本学においても、ここ数年食品学科は定員を割り込んでおり、令和 6(2024)年度入学者以降、両学科ともに定員充足に至らない状況となっている。各会議体においても、学生募集は喫緊の課題であることを共有し、入試改革、高校訪問の強化、ホームページの改良等に積極的に取り組む旨の確認がなされている。

学科の魅力向上を図る教育を提供するため、管理栄養学科・食品学科の両学科について教育内容の見直しを行い、令和 7(2025)年度から教育課程改正を行っている。

高校訪問については、全教職員で実施している。令和 6(2024)年度については、「高校教員とのより深い信頼関係作り」を目的とした、教職員による 604 校の高校訪問や、215 会場のガイダンス参加等を実施し、管理栄養学科・食品学科の認知度向上等を教職協働で行っている。教員については、高校への出張講義等も実施し、高校生の食品分野や本学への

興味喚起に努めている。また、編入学入試は欠員が生じた場合のみ実施しているが、募集を行う際には栄養士養成施設などの短期大学等への周知を行うことで、志願者確保の努力を行っている。令和 7(2025)年度入学者選抜においては、より志願者が増えるように短期大学等に個別に働きかけた結果、3 人の入学生の確保に繋がった。

また、令和 6(2024)年度は、志願者増・定員充足に関する教職員への学内提案募集型の公募を理事長、各常務理事が主導し、学長の指示に基づき実施している。本件に関しては、「理事長・学長裁量経費」として予算を 500 万円計上して実施しており、教職員から 16 件の応募に対して 5 件が採択された。公募の結果採択された取組として、大学ホームページの完全リニューアルを行い、受験生応援サイトを作成するとともに、受験生への訴求効果を高めるよう努めた。また、管理栄養士の将来像がイメージできるリーフレットの作成、1 号館正面脇看板の見直し、地元自治体が行っている葛飾納涼花火大会においては、大学名称の PR として協賛を行うなど、本学の知名度向上や教育内容の普及に努める取組を行った。さらに、地方（本学から 120 キロ圏外）から引越しを伴う入学者に対して費用の一部援助を行うなど、様々な取組を行っている。

入学者選考管理委員会は、令和 7(2025)年度入試の状況を受けた次年度以降の入試について検討を行っている。令和 8(2026)年度入試については、年内入試（10 月実施総合型選抜）における地方入試の実施、指定校数について入学実績出身高校等を鑑み、対象校数を増やし志願者の増加を促すことを予定している。また、年内入試での出願者を増やす施策として、各高校への模擬授業ガイダンスの参加、管理栄養士・食品関連等の分野・職業理解を高校生へ案内出来るような施策、南葛 SC 等スポーツ関連の管理栄養士を希望する高校生へアピール出来るような施策、在学生が出身高校へ母校訪問を行えるような施策や高大連携として、本学への入学実績校を中心に対象候補校を絞り、高等学校の現状やニーズ、本学として提供できる連携内容などを、具体的に進めることとしている。

◇エビデンス集（資料編）

アドミッション・ポリシーを示す部分の URL

【資料 3-1-1】健康栄養学部のアドミッションポリシー（大学全体のアドミッションポリシー）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/

アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 3-1-2】東京聖栄大学 内部質保証に関する規程

【資料 3-1-3】東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程

【資料 3-1-4】東京聖栄大学 食品学科会議規程

【資料 3-1-5】教授会規程

【資料 3-1-6】「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

【資料 3-1-7】東京聖栄大学 大学運営会議規程

【資料 3-1-8】東京聖栄大学 入学者選考規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-1-a】教授会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 6 月 20 日）AP は変更しない旨の確認

【資料 3-1-b】アドミッションポリシー（東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2、p4、令和 7 年度学生募集要項表紙裏、令和 7 年度学生便覧 p30～p32、p56～p58）

【資料 3-1-c】令和 8 年度入試一覧（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/admission_list/

【資料 3-1-d】令和 7 年度学生募集強化について（案）（令和 7 年 4 月 17 日教授会資料）

【資料 3-1-e】事務組織および事務分掌規程

【資料 3-1-f】令和 6 年度 入学者選考管理委員会開催記録（令和 7 年 2 月 20 日）

【資料 3-1-g】令和 6 年度自己点検評価別表（抜粋）（教授会、大学運営会議、入学者選考管理委員会、常務理事会、入試広報課）

【資料 3-1-h】遠方からの引越しを伴う入学者への、一部費用援助について

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

A. 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

教職協働による学生への学修支援については、従前は中期計画に示した方針に沿って策定した事業計画に基づき実施してきた。これに加え、本学における学修支援に関する方針・計画を明確化する観点から、令和 6(2024)年 9 月に「東京聖栄大学 学修支援の方針」及び「学修支援に関する計画」を策定した。同方針は【表 3-2-1】のとおりである。

【表 3-2-1 東京聖栄大学 学修支援の方針】

東京聖栄大学 学修支援の方針
1. 学生一人ひとりが円滑に学修することができるよう、教職員の情報共有・連携により多面的に支援する。 2. クラス担任による面談・履修指導等を通じて学修状況を適切に把握するとともに、学生の多様な状況に応じたきめ細かな対応を行う。 3. 学生の主体的な学修および各種資格取得に向けて組織的に支援する。

同方針については、教職員が閲覧可能な「規程管理システム」、教職員及び学生が閲覧可能な「学生 SharePoint」に保存しており、学外へは大学ホームページで公表を行っている。計画については、教職員及び学生が閲覧可能な「学生 SharePoint」に保存している。

本学での学修支援は、「学修支援に関する計画」に基づき実施している。学修支援の方針・計画の策定にあたっては、教務委員会、各学科会議が原案を検討しており、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」で確認後、教授会での意見を聴いた上で、学長が決定している。具体的内容として、学年担任・副担任、教科担当教員、教務委員会、共通教育部会や、専門職養成の支援としての臨地実習センター、国試対策室、教職課程センター等、これらに関わる教員や学務課をはじめとする職員等が支援している。教員と職員は、各種委員会に参画しており、協働して課題解決している。教学系の周知事項は、事務系の役職者が集まる「部課長会議」において周知を図っており、教員と職員間での情報共有を適切に図っている。

教職員が学生への学修支援を行う際は、教員と職員が学生支援に関する情報を共有する「学生支援ポートフォリオ」を基礎資料として活用している。各種資料には通し番号を付し、100 番台：学務系、200 番台：学生支援系、300 番台：就職支援系、400 番台：入試・広報系、500 番台：情報公表系、700 番台：管理栄養学科系、800 番台：食品学科系の情報が学生支援ポートフォリオに格納されている。データの更新・管理は、それぞれの内容に関する担当部署が行っており、教職員は同ポートフォリオ内のデータ閲覧が可能となっている。これらを活用することで、より良い支援に繋げるよう、工夫改善を行っている。

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

A. 学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

ティーチング・アシスタントについては「学校法人東京聖栄大学ティーチング・アシスタント規程」を整備しているが、本学には大学院が設置されていないこと、本学が擁する学科の授業形態として実験・実習が数多くあることから、学修支援及び授業支援体制は、「助手」が重要な役割を占めている。助手について、管理栄養学科は「管理栄養士学校指定規則」の要件に基づき必要な数を配置しており、食品学科も授業に必要な数の助手を配置し、教員の教育活動の支援に努めている。

また、学修支援の強化を目的に、令和 6(2024)年度後期から、「SA による学修サポート制度」の試行実施を始めた。これは、上級生が下級生の学修をサポートする制度として、放課後に基礎的な勉強について質問・相談したい学生の対応を行うものである。同制度の実施にあたっては、「上級生が勉強をサポートしてくれる制度を利用したいかどうか、サポートしてもらいたい内容、どのような人に教えてもらいたいかなど、SA のニーズ調査を 1 年生に行った上で制度構築している。SA として学修サポートを行った学生に対しては、SA 実施報告の提出を求めている。支援の内容は、計算の仕方、レポートの書き方、勉強の仕方の相談などが中心であり、令和 6(2024)年度末までに、のべ 23 人の学生が本制度によるサポートを利用している。学修サポート制度を利用した学生に対して実施したアンケートでは、「学修サポートを受けたり、相談して良かったと思うか」という設問に対して、全員が「非常に良かった」または「良かった」との回答であった。

B. オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワーについては、学修支援を目的に全学的に実施している。授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として教員があらかじめ示す特定の時間帯(何曜日の何時から何時まで)とし、その時間帯であれば、学生の研究室訪問時には相談体制が整っているよう、教員に周知している。学生への周知については、常勤、非常勤を問わず、全ての授業に対して「授業概要(シラバス)」(以下「シラバス」という。)上で明記しているほか、学生向け掲示板に「オフィスアワー一覧表(常勤・非常勤)」を掲示し、併せて「学生 SharePoint」(学生用ファイル共有ツール)にもデータを掲載している。シラバスには、オフィスアワーの時間に対応できなかった場合の対応も記載されている。また、必要に応じて学生へメールアドレスを周知し、メールで質問を受け付ける体制を整備することで、学生への質問・相談機会の充実を図っている。

C. 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

障がいのある学生等への配慮について、本学では、「東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」を定めている。本ガイドラインでは、「障がいのある学生の一人ひとりの学修支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。」と定め、これに沿った支援を実施している。また、「ノーマライゼーションについて」の文章と併せて学生便覧に掲載して学生に明示しているほか、大学ホームページにも掲載している。

教員に対しては、毎年度教授会において、独立行政法人日本学生支援機構が発行している「教職員のための障害学生修学支援ガイド（抜粋）」をガイドラインと一緒に配布しており、障がいのある学生に対し適切な支援を実施することを求めている。これに加え、新年度開始前の3月に非常勤講師及び新任教員も含めた全教員（助手を含む）を対象に行う「教科打合せ会」においても、合理的配慮に関する説明を行っている。職員に対しても、部課長会議において教授会での審議報告事項を伝達しており、教員同様周知を図っている。

また、令和3(2021)年に障害者差別解消法が改正され、令和6(2024)年4月1日からの事業者による障害のある人への合理的配慮の提供義務化を踏まえ、教職員に対しても、合理的配慮に関する研修を実施している。令和4(2022)年度は、教員に対するFD(Faculty Development)研修の一環として、「大学における合理的配慮について～修学に配慮を要する学生対応」として、講師をお招きした講演を実施した。令和5(2023)年度は、同じくFD研修で、インシデントプロセス法を用いた事例検討を通して、教員としてどう対応したらよいか、その対応策を考えることを目的とした「合理的配慮が必要な学生への対応 第2回修学に配慮を要する学生への対応～事例を通じたグループディスカッション」を実施した。さらに、令和6(2024)年度は、事務系職員に対する研修において、「配慮を要する学生への対応、及び合理的配慮の義務化について」として研修を行った。これらの研修を実施することにより、法改正に伴う知識の伝達のみでなく、学生対応も踏まえた具体的対応を学ぶ実践的な機会となった。研修アンケート結果は「大いに役に立った」「役に立った」の回答が、いずれの回も90%を超えており、適切かつ有意義な研修として成果があった。

合理的配慮は、障がいのある学生本人（もしくは保護者）からの申請により対応している。入学希望者に対しては、合理的配慮の提供に関する対応方法について、大学ホームページで公表している。

対応の具体的事例として、障がいの影響による配慮要請についての相談が学生支援センター（学生支援・就職支援課）もしくは担任教員にあった場合は、学務課及び該当学科会議で協議をし、配慮要請に基づき該当教科担当教員への対応依頼を行っている。定期試験時の体調に配慮するための別室準備、授業中の板書撮影、授業の録音、計算機の使用など、障がいの程度や状況に応じた個別対応を行っている。また、令和6(2024)年度後期から試行実施している「SAによる学修サポート制度」では、合理的配慮を要する学生に対して、申し出に応じて学修面でのサポートも行っている。令和7(2025)年5月には、対応の明確化を図るため「障がい等による修学上の合理的配慮に関する支援実施要項（教職員向け）」を策定し、「教職員 SharePoint」で周知を行った。

D. 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

中途退学、休学及び留年などへの対応について、学業や進路など、様々な問題について学生の相談に応じる「学年担任制」、新入生ができるだけ早く大学生活に順応するための新入生宿泊研修の実施、組織的なFD活動による授業の改善工夫、初年次科目「リテラシー」による「大学での学び方」の修得と主体的・能動的に学ぶ動機付け、高校時代の履修状況等に配慮した化学の導入科目で、管理栄養学科「化学入門」、食品学科「科学の基礎」の開設と、化学の理解度に応じた習熟度別クラス編成による丁寧な教育、保護者会の定期開催や成績が振るわない学生の三者面談等による保護者との連携、高等教育の修学支援新制度

の適用、日本学生支援機構奨学金のほか、経済的支援充実を目的とした本学独自の「教育ローン利子補給奨学金」制度、低利の教育ローン紹介を含めた、早期・適切な個別相談の実施、推薦型選抜における本学志願理由の確認等によるミスマッチの防止等を行っている。保護者を含めた三者面談等については、Zoom を活用したオンラインでの実施も活用し、遠隔地の保護者への対応も可能としている。

学生の授業への出席状況については、全ての授業において出欠確認を行っており、集約した情報を「欠席状況調査」として、学務課において毎週更新したものを取り纏めている。取り纏めた情報は学園情報共有システム（教職員用グループウェア）や「学生支援ポートフォリオ」で共有され、欠席の多い学生に対しては、学年担任より個別に連絡を入れている。本学では、各授業科目について、授業実施回数の3分の1を超えて欠席した場合、その科目の定期試験受験資格が失われることとなるが、受験停止になる前にフォローを行う体制を取っている。欠席情報を把握することで、中途退学予備軍の学生を早期に発見し、中途退学や留年の減少に繋がるよう工夫を行っている。なお、欠席状況調査の一覧については、教員と職員が学生支援に関する情報を共有する「学生支援ポートフォリオ」に保管され、学年担任以外にも教職員が確認を行うことが可能であり、必要に応じて支援への活用等がなされている。

履修指導においては、GPA(Grade Point Average)を用いた学修支援（成績状況を踏まえた学年担任、学科長、学部長における指導）を行うことで、成績が振るわない学生に対して早い段階でサポートを行う体制になっている。

学年担任による面談については、「単位修得・履修登録一覧表」により、個々の学生の単位取得状況、履修状況を把握可能とし、学生に対してよりの確な指導・アドバイスを行う体制となっている。学年担任は、保護者会と同時に開催される後援会主催による「教職員との情報交換会」において、保護者との間で情報提供や意見交換も行っている。なお、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度、コロナ禍で対面での保護者会と情報交換会の開催を休止していた期間については、Zoom を利用した保護者会をクラス毎に実施しており、保護者と学年担任が連携した学生への学修支援を行っている。担任及び副担任は、教職員と学生の情報を共有し、相互に連携しながら学生に対して学修支援を行っている。

退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策については、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」においても検討を行っている。本学の退学者の現状と検討した対応策の内容については、教授会において情報共有を行うとともに、できることから実施していくことの確認がされている。学生の退学等の実態、及び原因分析、改善方策については、令和6(2024)年11月の理事会・評議員会においても報告されている。

また、令和6(2024)年度後期から試行実施している「SAによる学修サポート制度」についても、合理的配慮を要する学生や、学修行動調査による申告等により必要な学生への支援体制としても機能しており、退学防止、留年防止に一定の効果が見込まれている。

◇エビデンス集（資料編）

学修支援に関する方針・計画

【資料3-2-1】学修支援の方針・学生生活支援の方針・キャリア支援の方針（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf

【資料3-2-2】学修支援に関する計画（2025年度）
 学修支援に関する会議体の規則

【資料3-2-3】東京聖栄大学 大学運営会議規程

【資料 3-2-4】教務委員会規程 【資料 3-2-5】東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程 【資料 3-2-6】東京聖栄大学 食品学科会議規程 TA、SA などに関する規則 【資料 3-2-7】学校法人東京聖栄大学ティーチング・アシスタント規程 オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書 【資料 3-2-8】オフィスアワー一覧表（常勤・非常勤）（令和 6 年度前期・令和 6 年度後期・令和 7 年度前期） 【資料 3-2-9】学修支援 オフィスアワー（説明文）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/learning_support/ 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 【資料 3-2-10】東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン/ノーマライゼーションについて（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_3.pdf 【資料 3-2-11】「障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」に基づく支援体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_4.pdf 【資料 3-2-12】障がい等による修学上の合理的配慮に関する支援実施要項（教職員向け） 【資料 3-2-13】学生の合理的配慮要請一覧（令和 4 年度～） 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 【資料 3-2-14】東京聖栄大学 大学運営会議規程 【資料 3-2-15】教授会規程 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 【資料 3-2-a】方針等の周知場所（規程管理システム、学生 SharePoint、東京聖栄大学ホームページ） 【資料 3-2-b】学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）の体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf 【資料 3-2-c】学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内） 【資料 3-2-d】組織規程 【資料 3-2-e】SA による学修サポート開始のお知らせ（20241030 学内インフォメーション） ／学修サポートのお知らせ（募集チラシ）／学修サポートの利用方法 【資料 3-2-f】SA（スチューデントアシスタント）のニーズ調査 【資料 3-2-g】SA による学修サポート実施報告（令和 6 年度後期）（令和 7 年 2 月 13 日大学運営会議資料） 【資料 3-2-h】シラバス作成要領（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/5-8.pdf 【資料 3-2-i】時間割・休講情報（学生 SharePoint 内） 【資料 3-2-j】令和 7 年度 教科打合せ会 次第 【資料 3-2-k】合理的配慮に関する研修（令和 4 年度 FD 活動報告抜粋、令和 5 年度 FD 活動報告抜粋、令和 6 年度合同研修会報告書抜粋） 【資料 3-2-l】入学者選抜に関する各種情報（合理的配慮の提供に関する対応方法について）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/13_admission_selection.pdf 【資料 3-2-m】障がい等による修学上の合理的配慮に関する支援実施要項（教職員向け）（教職員 SharePoint 内） 【資料 3-2-n】令和 7 年度シラバス（化学入門、科学の基礎、リテラシー） 【資料 3-2-o】欠席調査（学生支援ポートフォリオ）（教職員ファイルサーバ内）／令和 6 年度出席状況（受験停止率） 【資料 3-2-p】GPA 制度（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-2_2.pdf 【資料 3-2-q】単位修得・履修登録一覧表（サンプル） 【資料 3-2-r】退学、休学、留年などの実態および原因分析、改善方策についての議事録（抜粋）及び資料（令和 6 年 7 月大学運営会議、9 月大学運営会議、教授会、11 月理事会、評議員会）

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

A. キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

教育課程内外における学生へのキャリア支援については、従前は中期計画に示した方針に沿って策定した事業計画に基づき実施してきた。これに加え、本学におけるキャリア支援に関する方針・計画を明確化する観点から、令和 6(2024)年 9 月に「東京聖栄大学 キャ

リア支援の方針」及び「キャリア支援に関する計画」を策定した。同方針は【表 3-3-1】のとおりである。

【表 3-3-1 東京聖栄大学 キャリア支援の方針】

東京聖栄大学 キャリア支援の方針
1. 学生が主体的に進路選択・就職活動・就職決定し、社会的・職業的に自立することができるよう、教職員の連携により教育課程の内外においてキャリア支援を行う。 2. 学生の希望する進路に適した情報提供を行うとともに、学生の多様性に配慮し、一人ひとりに応じた就職支援を行う。 3. キャリア支援にあたっては、良識ある職業人として必要となる知識を修得することができるよう配慮した取組・指導を行う。

方針については、教職員が閲覧可能な「規程管理システム」、教職員及び学生が閲覧可能な「学生 SharePoint」に保存しており、学外へは大学ホームページで公表を行っている。計画については、教職員及び学生が閲覧可能な「学生 SharePoint」に保存している。

本学でのキャリア支援は、「キャリア支援に関する計画」に基づき実施している。キャリア支援の方針・計画の策定にあたっては、就職対策委員会、各学科会議が原案を検討しており、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」で確認後、教授会での意見を聴いた上で、学長が決定している。

キャリア教育については教育課程内にも取り入れており、職業観の涵養、食と栄養に関する職業についての正確な知識を学ぶことも目的のひとつとした授業を配置することにより、各学科ともキャリア支援に繋げた体制を構築している。

＜共通科目＞

共通科目として担当している「リテラシー」では、従来の暗記する学習から、科学的に考え、発言し、レポートなどにまとめる力を身につける授業となっている。また「情報処理演習 II」では、学生のパソコンスキル向上によるキャリア支援の一環として「MOS 試験」(Microsoft Office Specialist)受験を推奨しており、授業内外で随時質問を受け付けている。授業で使い慣れたパソコンを利用し、学内で毎月試験を受験できる体制を取っているだけでなく、受験料は学外の試験会場よりも安価に設定している。

令和 7(2025)年度教育課程改正において新設する選択科目「地域連携プロジェクト」は、学部ディプロマポリシーのひとつである「大学で学んだこと・身につけたことを実社会で形にして表現できる応用力としての技術と技能を身につけている」ことの実践力を養う科目として、本学の特色でもある「地域との連携活動」を授業科目としたものである。「地域連携プロジェクト」により、計画、実行、まとめの一連の流れで行うことを通して、地域社会、職業社会で必要となる力を身につける機会としている。

＜管理栄養学科＞

管理栄養学科は管理栄養士養成課程であり、その目的に即した教育を行っている。1 年次では、学科基幹科目「管理栄養士の基礎演習」を担当し、管理栄養士を理解することを到達目標に示している。また、3～4 年次に各教員の研究室に配属するゼミナールでは、各教員の担当分野内容を中心に学生主体の学修を進めており、就職活動と国家試験勉強の両立に向けて、担当教員の適切な指導が行われている。臨地実習で、事業所・高齢者施設・病院・保健所等の実習生として赴き、実践活動の場で管理栄養士として求められる知識と

技術、技能を修得している。管理栄養学科における支援体制としては、学科教員全体で情報共有や検討を行う管理栄養学科会議、ゼミナール担当教員における指導をはじめとし、臨地実習においては「臨地実習センター」が大きな役割を果たしている。臨地実習センターでは、受入れ実習先との調整や学生指導等を通じて、学生の目指す進路実現に向けたキャリア教育支援を行っている。

このほか、「栄養教諭」を目指す学生のために、教職課程を開設している。栄養教諭は、「健康・栄養・食品に係る職業人育成」のひとつであり、社会に貢献できる管理栄養士として、栄養教諭の養成を図っている。

＜食品学科＞

食品学科では、3年次の選択科目として、「インターンシップ」をキャリア教育の一環として配当している。また、卒業後本学で学修・研究した食品関連の知識・技能を十分に活かし社会に出て活躍するために、必要な基礎的知識・能力を身につけることを目的として、2年次の学科必修科目として「キャリアリサーチ」を配当している。なお「キャリアリサーチ」は、職業意識を早期から高めるため、食関連企業の経験者を招いた特別講義や卒業生による講演を行っているほか、学生支援センター（学生支援・就職支援課）主催のガイダンスとの連携を図っている。また、食品学科における支援体制としては、食品学科会議により学科教員全体で情報共有や検討を行っている。また、食品学科では学科必修科目で「ゼミナール」が開講されており、研究室に配属する形となっている。ゼミナールでの指導は、研究のみならず、キャリア教育支援としても機能している。

令和 7(2025)年度からの教育課程においては、1年次に学科必修科目「フレッシューズセミナー（食の世界入門）」や「食品学科総合実習」を新設している。「フレッシューズセミナー（食の世界入門）」では、食の楽しさ、食の世界の面白さと奥深さに気づき、本学での幅広い学びと研究の可能性を知ることが目的とした演習形式の授業であり、取り上げる食材・加工品に関連する科目や資格、研究の入口と将来の仕事のイメージ等の紹介などを行うことで、学びと仕事の繋がりを初年次から意識させる科目となっている。「食品学科総合実習」では、大学で食品を学ぶための導入から様々な体験を通じて、就職活動や卒業研究に積極的に取り組む意欲を育んでいる。

＜教育課程を通じた資格取得等＞

食品学科で取得できる資格は、食品衛生管理者・食品衛生監視員（任用資格）、フードスペシャリスト資格、フードサイエンティスト資格、フードコーディネーター（3級）資格、食品微生物検査技士資格等であり、これらの資格取得は授業の履修を通じて行われるものが多く、支援を通じて食に関する幅広い知識・技術を身につける機会となっている。両学科の共通事項として、学内で開催された HACCP 講習会の受講による HACCP 管理者資格取得も行われている。

3-3-②キャリア支援体制の整備

A. 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

本学でのキャリア支援は、「キャリア支援に関する計画」に基づき、学生支援センター（学生支援・就職支援課）及び就職対策委員会が中心となり、学務課、学年担任をはじめとし

た教員等と連携してキャリア支援体制を構築している。

各学科には学年担任が配置されており、ゼミナール等を担当している研究室担当教員とともに、学生の相談に随時応じている。

学生支援センター（学生支援・就職支援課）は、就職・進学に対する相談・助言を行っている。学生支援センター（学生支援・就職支援課）からの情報は、学生へメールで配信しているほか、「学生 SharePoint」（学生用ファイル共有ツール）へ必要情報を掲載している。また、「キャリアタス UC」（オンラインキャリア支援ツール）を活用し、求人票やインターンシップ情報などをオンラインで自宅からも確認できる体制にしている。

主に食品学科学生の就職強化の一環として「就職支援アドバイザー」制度を導入し、大手食品会社での商品開発・品質管理及び技術者採用業務経験者（特任教授1人）による就職指導・相談を実施している。就職支援アドバイザーの面談予約は、キャリアタス UC（オンラインキャリア支援ツール）によるシステム上から行える形となっている。相談は、対面での実施に加え、Zoom を利用したオンラインでも実施をすることで、学生への支援体制充実を図っている。

キャリア支援に関する各種ガイダンスや講座（インターンシップ対策講座、筆記試験対策講座、マナー講座、自己分析ガイダンス、業界説明会、他）については、対面もしくはオンライン（ハイブリッド形式の場合も含む）で実施している。

公務員試験対策としては、公務員ガイダンス、公務員試験対策集中講座を実施しているほか、公務員人事経験者（法人事務局長）による個別指導を行うことで、栄養士職や管理栄養士職をはじめとした公務員試験の合格実績をほぼ毎年出すことが出来ている。

大学院進学希望者に対しては、教員が個別に対応を行っている。

各支援体制間の連携として、月に数回、就職支援アドバイザー、学生支援センター（学生支援・就職支援課）との間で打ち合わせを実施しており、就職関連情報の共有化を図っている。このほか、学生支援センター（学生支援・就職支援課）は、両学科の学年担任とも情報共有化を図るための打ち合わせを実施している。これらの取組により、3、4年次生全員の進路状況の把握や、必要に応じた個別面談に注力し、キャリア支援に繋げている。なお、面談や相談対応は対面での実施だけでなく、電話やメールでのサポートも行っている。また、コロナ禍以降の各企業の採用方法の多様化への対応策として、Web 選考対策講座を多く取り入れる等、工夫改善を行っている。

キャリア教育に関する情報について、教員と職員が学生支援に関する情報を共有する「学生支援ポートフォリオ」が活用されている。例えば、就職内定状況一覧をはじめとして、個々の学生の進路希望状況、キャリア支援に関する状況、就職関連ガイダンスの出席状況、就職先企業に対するアンケート結果、両学科の研究室配属状況、管理栄養学科の臨地実習や食品学科のインターンシップ等に関する情報などが保管されており、本学の学生状況を把握する上での基礎資料としても活用が行われている。

これらの対応を実施した結果、就職希望者については、毎年度継続して内定率 95%以上と成果を上げており、個々の希望に応じた進路の実現が達成できている。

◇エビデンス集（資料編）

キャリア支援に関する方針・計画

【資料 3-3-1】学修支援の方針・学生生活支援の方針・キャリア支援の方針（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf

【資料 3-3-2】 2025 年度 キャリア支援に関する計画 キャリア支援に関する授業科目名一覧 【資料 3-3-3】 令和 7 年度シラバス（キャリア支援に関する授業科目抜粋） キャリア支援に関する会議体の規則 【資料 3-3-4】 東京聖栄大学 大学運営会議規程 【資料 3-3-5】 就職対策委員会規程 【資料 3-3-6】 東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程 【資料 3-3-7】 東京聖栄大学 食品学科会議規程 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧 【資料 3-3-8】 キャリア・就職サポートスケジュール（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで） 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 【資料 3-3-a】 方針等の周知場所（規程管理システム、学生 SharePoint、東京聖栄大学ホームページ） 【資料 3-3-b】 MOS 試験実施日（2024 年度）学生周知資料 【資料 3-3-c】 東京聖栄大学の教員養成の目標（養成する教員像）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/kyouin_vousei_info/ 【資料 3-3-d】 資格取得等実績（東京聖栄大学ホームページ） 管理栄養学科 https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/nourishment/#qa 食品学科 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-7_2.pdf 【資料 3-3-e】 学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）の体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf 【資料 3-3-f】 就職支援（学生 SharePoint 内） 【資料 3-3-g】 求人検索キャリアタス UC（学生説明資料） 【資料 3-3-h】 就職支援アドバイザー室予約方法について（学生説明資料） 【資料 3-3-i】 学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内） 【資料 3-3-j】 進路データ（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/results/

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

A. 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

学生生活の安定のための支援については、従前は中期計画に示した方針に沿って策定した事業計画に基づき実施してきた。これに加え、本学における学生生活支援に関する方針・計画を明確化する観点から、令和 6(2024)年 9 月に「東京聖栄大学 学生生活支援の方針」及び「学生生活支援に関する計画」を策定した。同方針は【表 3-4-1】のとおりである。

【表 3-4-1 東京聖栄大学 学生生活支援の方針】

東京聖栄大学 学生生活支援の方針
1. 学生が心身ともに安定し、充実した学生生活を送ることができるよう、学生の多様性に配慮し、ニーズに応える実効性のある支援を行う。 2. 学生が経済的事情により休学や退学に陥らないよう、各種奨学金制度(学内奨学金制度を含む)の手続きを支援する。 3. 学生の自主的な活動を奨励し、学友会、部・同好会、ボランティア等の正課外活動や社会活動を積極的に支援する。

方針については、教職員が閲覧可能な「規程管理システム」、教職員及び学生が閲覧可能な「学生 SharePoint」に保存しており、学外へは大学ホームページで公表を行っている。計画については、教職員及び学生が閲覧可能な「学生 SharePoint」に保存している。

本学での学生生活支援は、「学生生活支援に関する計画」に基づき実施している。学生生活支援の方針・計画の策定にあたっては、生活指導委員会、各学科会議が原案を検討しており、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」で確認後、教授会での意見を聴いた上で、学長が決定している。

学生サービス、厚生補導のための組織として、生活指導委員会が中心となり、これに加え、学年担任、学生支援センター（学生支援・就職支援課）、保健室、カウンセリング室、ハラスメント防止対策委員会等、教職協働により構成している。

生活指導委員会は、生活指導に関する事項を審議するために設置しており、同委員会が中心となり学生支援を行っている。

「学年担任制」は、入学時から卒業時まで原則同一の担任と副担任を配置しており、学業や進路など様々な問題について学生の相談に応じ、健全で円滑な学生生活を過ごすことができるよう配慮されている。学年担任は、学生に対し随時面談を実施しており、特に学修面の指導に関しては、「単位修得・履修登録一覧表」により、個々の学生の単位取得状況、履修状況を把握した上で指導・アドバイスを行っている。学年担任は、保護者会と同時に開催される後援会主催による「教職員との情報交換会」において、保護者との間で情報提供や意見交換も行っている。なお、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度、コロナ禍で対面での保護者会と情報交換会の開催を休止していた期間については、Zoom を利用した保護者会をクラス毎に実施しており、保護者と学年担任が連携して学生生活の支援を行っている。

学生支援センター（学生支援・就職支援課）は、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。生活指導委員会等と学年担任との連携、学生との窓口個別相談、本学の学生組織である「学友会」及び課外活動の支援、経済支援などを行っている。

B. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

学生の心身に関する健康相談については、学校保健安全法に基づき設置された保健室（学校医1人、看護師2人）が担当しており、ほかに健康診断、保健指導、救急処置等の業務を行っている。保健室は、学生の授業期間中においては看護師が常駐しており、休養のためのベッドが置かれているほか、落ち着いた環境で個別相談ができる相談スペースも設置している。また、相談内容や学生の状態に応じて、学年担任や大学事務部、カウンセラー等に情報共有を図っている。特に、相談を受けていく中で合理的配慮が必要なケースが判明する場合もあることから、学生個々の状況をよく確認した上で、状況に応じた支援や対応を行っている。

心的相談についてはカウンセリング室を設置しており、学校心理士や精神対話士、ガイダンスカウンセラー等の資格を有するカウンセラー1人が担当している。カウンセリング室の設置場所もプライバシーの保護に配慮したものとなっている。また、カウンセリング室は専用メール・専用電話を設置しており、対面以外の相談方法も充実させることで、学生の利用のしやすさの確保を図っている。心的支援の窓口は、カウンセリング室の他に学年担任、保健室も対応しており、新入生に対しては、新年度ガイダンスで周知している。なお、学生の状態に応じて、学年担任や大学事務部、保健室、カウンセリング室が相互に

連携を図っている。

これらのことに対する保護者への周知は、入学式と同日に、新入生保護者に対して実施する「後援会総会」において、法人事務局長から説明を行っている。「お子様の個性や健康上のことなどは、大学の保健室やカウンセラーの先生も対応するが、学年担任も心得て教育にあたっており、プライバシーは厳守するので、遠慮なく伝えていただき、ご相談ください」との説明を行うことで、多様性への配慮に努めている。

ハラスメント対策については、相談窓口と相談員を設置し、学生便覧に掲載しているほか、掲示にて学生に公表して相談体制を整えている。「ハラスメント防止対策規程」「ハラスメントの防止に関するガイドライン」に基づいた体制となっており、問題があった場合は「ハラスメント対策防止委員会」で検討が行われることになるが、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、具体的事案が発生した場合に開催する「ハラスメント調停委員会」「ハラスメント調査委員会」の対象事案は発生していない。

生活相談等については、学年担任及び学生支援センター（学生支援・就職支援課）が中心になって行っている。相談事項に対して、全学的に対応や改善への検討が必要な案件については、生活指導委員会等で検討が行われ、大学運営会議・教授会への報告の上、対応が行われることとなる。

学生の課外活動支援については、学生支援センター（学生支援・就職支援課）が中心となり、本学の学生組織として全学生で構成される「学友会」に対しての指導・助言、課外活動に対しての活動場所の提供及び学友会への活動費補助、聖栄葛飾祭（大学祭）・体育祭等学校行事の支援等を行っている。

学校法人独自の学生への表彰制度として、「わたなべ奨学奨励基金特別表彰」があり、成績優秀、品行方正で学生等の模範となる者、学校の名誉を著しく高めた者、学友会活動に貢献し、著しい功績を挙げた者などに対して、卒業式において表彰を行っている。なお、顕著な実績を挙げた者については、在学生も表彰対象となる場合がある。また、社会貢献活動・地域貢献活動、ボランティア活動、人命救助、他の学生の模範となる功績等においても表彰の対象としている。

また、学生からの要望を受けた学生サービスとしては、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症流行に伴い休止していた学生食堂の再開を行っている。学生食堂は、従前委託していた業者都合により再開困難な状況が継続していた。学生から出された意見・要望では、学内での喫食提供を望む声も多く挙がっていたことから、令和 5(2023)年度については、大学キャンパス内にキッチンカーを試行導入し、学生からの要望に応えた。令和 6(2024)年度には、新業者により、学生食堂が再び開始された。利用者（学生・教職員）の意見、業者が実施した意見箱（お客様の声）を元に、業者と大学側で協議を重ねており、より学生の満足度を高めるべく運営が行われている。なお、後援会と大学から一定額の補助を業者に行うことで、学食メニュー提供単価を抑制することに繋がり、学生の利用しやすさの向上に努めている。

C. 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生に対する経済的な支援については、日本学生支援機構奨学金のほか、各種団体の奨学金を取り扱っている。本学独自の奨学金（東京聖栄大学奨学金）は、一般選抜の成績優

秀者に対して1年次に支給される「入試成績優秀特待生」、学力優秀な学生に対して2、3年次に支給される「学業成績優秀奨学生」、経済的理由により学費の納入等が困難であり要件を満たした場合に支給される「教育ローン利子補給奨学金」があり、必要な経済的支援を行っている。

本学は、令和2(2020)年4月から実施されている高等教育の修学支援新制度の対象機関である。家計基準、学業基準を満たした場合、「授業料や入学金の減免」と「給付型奨学金」を受けることが可能となっており、対象の学生は支援を受けている。

学生への周知については、日本学生支援機構奨学金制度等、奨学金制度に関する案内を、掲示や新年度ガイダンス等により行っている。利用希望者や対象者向けの説明会も実施することで、学生が行う手続きの支援を継続して行っている。令和6(2024)年度からは、「学生 SharePoint」(学生用ファイル共有ツール)を併せて活用することで、必要書類を学生と共有している。保護者に対しては、「後援会報」を通じて修学支援新制度や奨学金についての紹介記事を設けて周知を行っている。

アルバイトについては、学業に支障をきたさないと考えられるものを学生支援センター(学生支援・就職支援課)において紹介している。

学生寮に関しては、本学所有の寮はないが、指定寮として民間会社と提携し、安全な住居の提供サービスを行っている。さらに、経済的な支援として、指定寮を運営している民間会社と連携し、東京聖栄大学指定寮「特別入寮生」制度を実施している。本制度は、学費支弁者の申請直近時の家計基準が基準以下であり、自宅や親戚宅から通学が困難で、かつ、入寮後、寮生活の模範生として生活を送ることができる希望者を対象にしたもので、審査を行った上で入寮費用や年間管理費用を減免する制度であり、毎年1～2人が本制度を利用して入寮している。

◇エビデンス集(資料編)

学生生活支援に関する方針・計画

【資料3-4-1】東京聖栄大学 学生生活支援の方針 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf

【資料3-4-2】2025年度 学生生活支援に関する計画

学生生活支援に関する会議体の規則

【資料3-4-3】東京聖栄大学 大学運営会議規程

【資料3-4-4】生活指導委員会規程

【資料3-4-5】東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程

【資料3-4-6】東京聖栄大学 食品学科会議規程

学生の課外活動の支援に関する規則

【資料3-4-7】生活指導委員会規程

【資料3-4-8】事務組織および事務分掌規程

奨学金に関する規則

【資料3-4-9】東京聖栄大学学則 第57条(奨学金) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf

【資料3-4-10】奨学生規程

【資料3-4-11】事務組織および事務分掌規程

【資料3-4-12】東京聖栄大学 教育ローン利子補給奨学金規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料3-4-a】方針等の周知場所(規程管理システム、学生 SharePoint、東京聖栄大学ホームページ)

【資料3-4-b】学生支援(学修支援・学生生活支援・キャリア支援)の体制(東京聖栄大学ホームページ)

<https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf>

【資料3-4-c】単位修得・履修登録一覧表(サンプル)

【資料3-4-d】令和6年度 監事による重点監査 説明資料(保護者との連携関係資料)(監査結果報告含む)

【資料3-4-e】東京聖栄大学学生会ホームページ <https://www.tsc-05.ac.jp/gakuyukai/>

【資料3-4-f】保健室(東京聖栄大学ホームページ) <https://www.tsc-05.ac.jp/infirmarv/>

【資料3-4-g】「障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」に基づく支援体制

(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_4.pdf

【資料3-4-h】学生相談(カウンセリング)(東京聖栄大学ホームページ) <https://www.tsc-05.ac.jp/support/>

【資料3-4-i】令和7年度 東京聖栄大学後援会総会 資料(議事内容、学生食堂助成、他)

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_for_guardian/2025soukai.pdf

【資料 3-4-j】	ハラスメントの防止に関するガイドライン（令和 7 年度学生便覧 p112～p115）
【資料 3-4-k】	「ハラスメントに関する相談窓口及び相談員」について（20250409 学内インフォメーション）
【資料 3-4-l】	ハラスメント防止対策規程
【資料 3-4-m】	わたなべ奨学・奨励基金規程
【資料 3-4-n】	わたなべ奨学・奨励基金特別表彰（特別賞）候補者の推薦依頼について（令和 6 年 11 月 21 日教授会資料）
【資料 3-4-o】	キッチンカーがやってきた（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/news_info/news-detail.php?id=368
【資料 3-4-p】	学生意見対応（令和 5 年度報告書、令和 6 年度報告書）学生食堂関係
【資料 3-4-q】	奨学金給付・貸与状況（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_1.pdf
【資料 3-4-r】	高等教育の修学支援新制度（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/study_support/
【資料 3-4-s】	奨学金（学生 SharePoint 内）
【資料 3-4-t】	保護者の方へ（後援会報掲載）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/for_guardian/
【資料 3-4-u】	東京聖栄大学 指定寮「特別入寮生」案内について（令和 7 年度入学生対象）

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

A. 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

本学は、東京都葛飾区に新小岩キャンパスを、千葉県船橋市に船橋グラウンドを設置しており、校地面積は合計 17,188.8 m²、校舎面積は合計 12,942.9 m²である。令和 7(2025)年度の大学収容定員数は 640 人であり、いずれも大学設置基準を十分満たしている。

施設・設備等は、「固定資産の購入および管理規程」「備品購入および管理規程」「学校法人東京聖栄大学施設・設備等利用規程」等の学内規程、「建築基準法」「消防法」等の関連法令に基づき、維持、運用、管理を行っている。本学は、管理栄養士学校指定規則、食品衛生管理者・食品衛生監視員登録養成施設指定基準を踏まえた施設・設備を整備している。

「食と栄養」の教育機関である本学は、実験・実習室が多いことが特長であり、使命・目的の達成のために必要な施設・設備を整えている。

学生の休息場所は、1 号館に多目的ホールと中庭、図書館棟の「エントランスホール」、6 号館、7 号館に「学生談話コーナー」を設けており、憩いの場となっている。

運動施設は、新小岩キャンパスに体育館兼講堂（わたなべ記念館）を保有している。運動施設の利用については、「東京聖栄大学 運動施設利用規程」に基づき実施しており、学外への貸し出しについては「運動施設の学外者の利用に関する細則」に定め、本細則に基づき依頼があった場合は貸し出しを行うことがある。また、学生の課外活動等の利用に関するものとして「東京聖栄大学 厚生施設棟利用規程」を定めているほか、「厚生施設棟の学外者の利用に関する細則」により、対抗試合相手などの厚生施設棟利用に関しても規定し

ている。

体育館兼講堂（わたなべ記念館）は、体育授業、課外活動に利用されているほか、講堂として、入学式、卒業式、学生主体の組織である「学友会」において毎年度実施している総会、講演会等にも利用している。船橋グラウンドは、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症流行以前は「体育実技」等の授業で利用していたほか、体育祭の会場としても利用していたが、移動時間の短縮や交通費負担の軽減等、学生の利便性や教育効果の向上の観点から、現在では、大学授業においては新小岩キャンパス内の体育館兼講堂（わたなべ記念館）を活用している。また、体育祭については、葛飾区が日本私立学校振興・共済事業団から取得した総合運動場である「東新小岩運動場」が、校地近隣の徒歩圏内に所在するため、令和 5(2023)年度よりこちらを利用している（令和 5(2023)年度については、日本私立学校振興・共済事業団が所有する「私学事業団総合運動場」）。なお、令和 6(2024)年度については東新小岩運動場が修繕中で利用できなかったため、近隣の新小岩中学校グラウンドにおいて体育祭を実施した。令和 7(2025)年度の体育祭は、「東新小岩運動場」を利用する予定となっている。

B. 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

本学は、「食と栄養」の教育機関として、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習施設、語学学習施設を配置している。使命・目的の達成のために、実験・実習室が多いことが特長となっており、授業において、有効に活用を行っている。

管理栄養学科においては管理栄養士学校指定規則に規定する基準を満たしているほか、食品学科においては食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として必要な機械器具を設置している。

実験・実習室は、食品の一般成分の分析、油脂の分析、食品成分の変化、食品の品質検査などを行う「食品学系実験室」、機器を用いた分析実験に使用する熱分析装置、マルチモードプレートリーダー、PCR サーマルサイクラー、原子吸光分光光度計などが設置されている「精密機器室」、調理技術の修得を目指し、少人数実習に対応できる各種調理設備を配備しており、各種調理の献立への活かし方や大量調理への応用も含めて学ぶ「調理実習室」、農産・水産・畜産の各種食品を原料とした加工食品の製造や、製菓・製パン実習を行う「食品加工実習室」、液晶プロジェクター、VTR 装置などの視聴覚機器やフードモデルを完備し、食育に必要な栄養教育の方法を学ぶ「栄養教育実習室」、食品添加物や残留農薬等の微量成分の分析実験に使用するガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ、原子吸光分光光度計等の精密機器を備えている「機器分析実験室」などを配置し、本学の使命・目的の達成のために必要な施設・設備となっている。実験・実習の機器類の更改として、令和 4(2022)年度には、ドラフトチャンバー2 機の更新工事を文部科学省補助金の利用により行い、教育研究環境整備に努めた。このほか、教育課程改正や学科教員の要望を受けた整備や更改については、各学科会議での意見を踏まえて随時行っている。

C. ICT 環境を適切に整備しているか。

学内の ICT（情報通信技術）環境の整備について、本学の情報システムの整備、活用を図り、教育及び研究の高度化推進、事務システム化による事務処理の効率化及び学生サー

ビスの向上などに資することを目的に「情報処理センター」を設置しており、「情報処理センター規程」に基づき「情報処理センター運営委員会」を組織し、管理運営にあたっている。情報に関する管理は、「情報システム利用ガイドライン」「学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ規程」及び関連ガイドラインに基づき実施している。パソコン等情報機器の更改は年次計画に基づき実施している。

共通科目として担当している「情報処理演習 II」で利用する「情報処理実習室」には、51 台のパソコンを配置している。授業では「MOS 試験」受験を推奨している。授業で使い慣れたパソコンを利用して学内で毎月試験を受験できる体制を取っており、資格取得を目指す学生が自ら空き時間を利用してパソコン操作の修得に努めている。

情報処理実習室以外にも、「教職実践演習室」「栄養系演習室」「給食経営管理演習室」等には複数台のパソコンとプリンタを配置し、授業の空き時間は、学生の自習スペースとして開放している。食品学科卒業研究・卒業制作指導教員の研究室には学生用パソコンを配置し、教員からの指導が受けやすい環境を整えている。

「多目的ホール」「学生談話コーナー」は、学生の休息の場として利用されると同時に、パソコンやプリンタを配置し、学修スペースとしても利用が可能となっている。

ICT 環境の充実として、これまで学務課から教員に貸出しを行っていた授業で使用するパソコン端末を各教室（講義室）に配置することで、授業支援を行っている。

令和 5(2023)年度には、インターネット用および拠点間接続回線更改工事を実施し、通信帯域幅の拡張を図った。このことに伴い、通信環境が大きく向上した。また、本工事の実施により、これまで一部の箇所に限られていた学内 Wi-Fi 環境について、全館での Wi-Fi 整備を完了した。学生全員に対して Microsoft 365（Microsoft 社のクラウドサービス）のライセンス付与を行っており、学生個人のパソコンでも学生アカウントにより Microsoft Office が利用可能となり、経済的な負担の軽減も併せて図っている。さらに、「学生 SharePoint」（学生用ファイル共有ツール）の活用を進めている。各種マニュアルが閲覧できるようになっているほか、時間割や休講情報、講義資料や各部署からのお知らせ等、学生生活を送る上で必要な情報が保存されている。

学生への ICT 環境に関する周知については、新年度ガイダンスの際に新入生に対して「学内 LAN ガイダンス」で説明を行っているほか、授業で使用するシステム等については、別途「授業システム利用ガイダンス」において説明を行っており、Microsoft 365 の利用により学内 LAN 環境外での学生 SharePoint の利用方法について等、学生が ICT 環境を利用して学修を行うにあたり、必要な説明を行っている。設定にあたって、一人で設定が困難な学生に対しては補助スタッフ（教員、職員）によるサポートを行っている。

これらの整備を行うことで、学生の利便性が大きく向上している。それだけでなく、例えば大学ホームページに掲載しているシラバスの授業内での活用、大学から学生に対する各種調査のオンライン化、授業内での資料配付や課題提出のオンライン化など、教育への ICT 活用を行っている。

3-5-②図書館の有効活用

A. 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

図書館は、「学則」第 51 条の定めにより「図書館規程」を規定している。図書館規程に

に基づき、「図書館長選考規程」「図書館委員会規程」「図書館関係資料収集・管理・除籍規程」「東京聖栄大学機関リポジトリ運用規程」「東京聖栄大学図書館利用規程」などの関連規程を定め、図書館委員会により組織運営されている。

図書館の開館時間は、原則平日は 8 時 45 分から 19 時まで（授業期間外は 9 時から 19 時まで）、土曜日は 9 時から 14 時 30 分までであり、定期試験前の利用時間延長等も実施している。図書館では、図書、学術雑誌などの定期刊行物、視聴覚資料などに加え、電子情報資源として電子ジャーナル、電子書籍、データベースの契約など、コンパクトながらも「食と栄養」の教育機関として必要な学術情報資料を中心に揃えている。

特に、電子書籍については、学内外での学修を支援するため電子書籍提供サービス「Maruzen eBook Library」を導入し、令和 6(2024)年 4 月に運用を始めている。電子書籍利用促進のために、使い方マニュアルを作成し、新年度ガイダンスで全学生に配布している。さらに、後述する「SLL 講座」として「Maruzen eBook Library 使い方講座」を開催しているほか、新着の電子書籍については毎月リストを作成し、学生 SharePoint 内に保存している。

蔵書については Web OPAC が利用可能であり、利便性の向上に努めている。また、「東京聖栄大学機関リポジトリ」の運用・本学コンテンツの充実を行い、本学が所蔵する学術情報の収集と公開の促進を図っている。このほか、本学に関連する資格取得に関わる専門科目の図書を利用しやすいよう、図書の分類の細分化を行っている。また、図書館アンケートでの要望を踏まえ、配架されている図書の分野が分かりやすいよう、館内図を作製し図書館の入り口付近に設置するなど、学生の学修環境の整備に努めている。

学生への支援としては、新入生を対象とした利用ガイダンスや食品学科 3 年生を対象とした卒業論文作成時に必要となる文献の検索方法についてのガイダンスを行っている。

本学の図書館は、葛飾区立中央図書館との連携協力である葛飾区立中央図書館壁面展示、「ブックシェア事業」として東京聖栄大学学生・教職員おすすめの一冊への協力、食育お話し会の実施等、各種取組を行うことで、学生に対する教育効果の向上を図っている。

令和 5(2023)年 10 月、学生の主体的学びの「場」を充実させることを目的として、学修スペース「聖栄ライブラリーラウンジ（通称 SLL）」（以下「SLL」という。）を図書館 1 階に開設し、運用を始めた。令和 6(2024)年度は、学生の豊かな学びを支援するため、図書館主催の SLL 講座を全 6 回（5 講座）開催した。「1 年次生対象 SLL 講座 先輩と語ろう会」では、大学で楽しく充実した日を送るための先輩との交流会で、計 22 人の 1 年生が参加した。このほか、「SLL 講座 喫茶去」（日本茶と和菓子の話や茶の湯体験など）、「SLL 講座 スパイスの講座」（カレー粉のブレンド体験など）等、本学の特色を生かした講座を開催し、学生の高い満足を得ている。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

A. 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

B. 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

本学の施設・設備については、学生が安心して利用できるよう、安全管理は各専門業者との契約により定期検査を実施している。電気設備については、受変電設備（高圧）を中心に変圧器の測定、漏電、各種関連部品の点検を年 3 回の全体検査にて実施し安全を確認

している。ガス設備については実験・実習室、一部研究室等設置のガス器具、配管亀裂点検、ガスメーター、遮断機の検査を約4年に1回実施している。水道関係では貯水槽、浄化槽、汚水槽、排水槽の点検を毎年実施し、受水槽の構造、各種部品（制御盤、給水ポンプ等）の耐久検査、清掃及び水質検査を実施している。また、各建物のエレベーター定期点検を毎月、一部隔月にて実施し、安全確保に努めている。さらに教員、学生による授業等終了後の点検、夜間常駐する警備員の巡回、各種制御盤、警報盤等の目視確認を行うなど、適切な管理に努めている。消防、防災関係については年2回消火器具等の消防用設備の点検及び年1回防火扉等の防災用設備の点検を実施し、東京消防庁本田消防署と本学が所在する葛飾区にその結果を報告している。改善が必要な個所については迅速に対応し安全確保に努めている。なお、令和6(2024)年度に東京消防庁本田消防署の立ち入り検査が行われたが、指摘事項は付されなかった。

建物のバリアフリー化を目的とした4号館の改修工事は平成26(2014)年7月に完了している。さらに、平成29(2017)年3月には、1号館4階講堂の改修工事が行われている。これは、老朽化への対応及び教育研究環境の向上を図ることを目的として行われ、講堂入口の段差をフラット化することでバリアフリーに配慮するとともに吊天井の耐震工事も併せて行われ、安全にも配慮を講じている。

建物の耐震状況については、大学ホームページに「学校施設耐震化状況」を公表している。本学の状況は、新小岩キャンパスについては新耐震基準で建築したもの及び旧耐震基準での建築だが耐震診断実施済のものであり、耐震化率は100%となっている。耐震化未対応となっているのは、船橋グラウンドに保有する大学設置基準外校舎である。現在船橋グラウンドは利用休止状態であり、学生の利用には供していない。本校舎の取扱いについては、令和9(2027)年度末までに検討・対応完了とすることを、令和6(2024)年9月25日理事会において決定している。

バリアフリーについては、一部階段のみの建物が存在している。移動に関して配慮を要する学生がいた場合は、「東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」及び「ノーマライゼーションについて」に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行うこととしている。具体的には、該当学生が事前に判明している場合は、該当授業をエレベーターで移動できる教室に変更すること等で対応し、足の骨折等で急遽困難が生じる事態となった場合は、学生同士の助け合い、教職員の協力により教室移動の手伝いを行う等、多様な学生の個々の状況に合わせて必要な対応を行っている。必要時の学生同士の助け合いや教職員の協力等について、教職員へは会議等で周知しているとともに、学生へは新年度ガイダンスや学生便覧により周知していることで、全体での意識づけが行われている。また、入学希望者に対しては、合理的配慮の提供に関する対応方法について、大学ホームページで公表している。

本学の所在する新小岩駅北口地区（東京都葛飾区）では、「新小岩駅北側地区街づくり計画」の実現化を図るため、「新小岩北口 ReDESIGN 会議」が立ち上げられ、街づくりの方向性について検討が進められている状態である。本学校舎も本計画の該当エリアに所在しているため、本学単独での大規模な校舎建替え等は、現段階では見合わせざるを得ない状況ではあるが、地域の中の大学として、本計画の今後の動向を注視する。

このほか、1号館多目的ホール什器備品の大幅な更新、全館LED照明の設置、各建物の

空調機の更改、トイレの擬音装置設置、全館のトイレの洋式化など、学生が心理的にも健康的にも安心して学修できる環境への配慮にも努めている。また、各教室における音響設備、講義室プロジェクター・スクリーン工事など AV 機器の整備や更改も順次進めており、施設・設備の利便性の向上に努めている。

◇エビデンス集（資料編）

施設・設備の管理に関する規則

- 【資料 3-5-1】 固定資産の購入および管理規程
- 【資料 3-5-2】 備品購入および管理規程
- 【資料 3-5-3】 学校法人東京聖栄大学施設・設備等利用規程
- 【資料 3-5-4】 東京聖栄大学 運動施設利用規程
- 【資料 3-5-5】 運動施設の学外者の利用に関する細則
- 【資料 3-5-6】 東京聖栄大学 厚生施設棟利用規程
- 【資料 3-5-7】 厚生施設棟の学外者の利用に関する細則

ICT 環境について学生に周知したことを示す文書

- 【資料 3-5-8】 情報システム利用ガイドライン（令和 7 年度学生便覧 p121～p125）
- 【資料 3-5-9】 令和 7 年度 学内 LAN ガイダンス資料
- 【資料 3-5-10】 令和 7 年度 授業システム利用ガイダンス資料（学生ファイルサーバ内）
- 【資料 3-5-11】 パソコン、プリンター、Microsoft Office について／パソコン選定 参考資料（入学手続き資料）
- 【資料 3-5-12】 周知文：SharePoint の利用開始（令和 6 年度）について
- 【資料 3-5-13】 マニュアル／マニュアル（Microsoft 365）（学生 SharePoint 内）
- 【資料 3-5-14】 情報システム利用手引き（2025 年度版）

図書館に関する規則

- 【資料 3-5-15】 図書館規程
- 【資料 3-5-16】 図書館館長選考規程
- 【資料 3-5-17】 図書館委員会規程
- 【資料 3-5-18】 図書館関係資料収集・管理・除籍規程
- 【資料 3-5-19】 東京聖栄大学機関リポジトリ運用規程

図書館利用案内

- 【資料 3-5-20】 東京聖栄大学図書館利用規程
- 【資料 3-5-21】 図書館の利用について（令和 7 年度 学生便覧 p118）
- 【資料 3-5-22】 図書館（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/library/
- 【資料 3-5-23】 図書館利用案内（新入生向け）
- 【資料 3-5-24】 Seiei Library Lounge (SLL) 利用案内
- 【資料 3-5-25】 電子書籍サービス Maruzen eBook Library マニュアル

建物の耐震化率を示す文書

- 【資料 3-5-26】 学校法人東京聖栄大学 学校施設耐震化状況（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/7-2_2.pdf

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 3-5-a】 校地、校舎等の面積（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/7-2.pdf
- 【資料 3-5-b】 管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表
- 【資料 3-5-c】 自己点検（現況調査）表（食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設）資料抜粋
- 【資料 3-5-d】 施設・設備（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/equipment/
- 【資料 3-5-e】 令和 7 年度 東京聖栄大学学友会総会／新入生歓迎会 プログラム
- 【資料 3-5-f】 体育祭（東京聖栄大学学友会ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/gakuyukai/sports_festa/
- 【資料 3-5-g】 令和 4 年度 事業報告書（ドラフトチャンバーの件）（29 ページ）（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/2023/2023_report.pdf
- 【資料 3-5-h】 情報処理センター規程
- 【資料 3-5-i】 学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/12-7.pdf
- 【資料 3-5-j】 学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティ規程
- 【資料 3-5-k】 MOS 試験実施日（2024 年度）学生周知資料
- 【資料 3-5-l】 本学蔵書検索（Web OPAC）（東京聖栄大学ホームページ） <https://tsc-05.opac.jp/opac/top>
- 【資料 3-5-m】 東京聖栄大学 学術情報機関リポジトリ（東京聖栄大学ホームページ）
<https://tsc.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=controlnumber>
- 【資料 3-5-n】 文献検索及び卒論関係ガイダンス資料
- 【資料 3-5-o】 葛飾区中央図書館との連携に関する資料（葛飾区立中央図書館での食育に関する絵本の読み聞かせ、葛飾区立中央図書館での大学紹介の展示、東京聖栄大学・中央図書館連携講演会、葛飾区立中央図書館でのブックシェアの展示）
- 【資料 3-5-p】 SLL 講座（チラシ）
- 【資料 3-5-q】 保守点検一覧表
- 【資料 3-5-r】 立入検査結果通知書（本田消防署発信）
- 【資料 3-5-s】 理事会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 9 月 25 日）耐震化完了計画の件
- 【資料 3-5-t】 東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン／ノーマライゼーションについて（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/9-1_3.pdf
- 【資料 3-5-u】 「障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」に基づく支援体制

(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_4.pdf
【資料 3-5-v】入学者選抜に関する各種情報 (合理的配慮の提供に関する対応方法について)
(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/13_admission_selection.pdf
【資料 3-5-w】新小岩北口 ReDESIGN 会議 (葛飾区ホームページ)
<https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003609/1003628/1012299/1034388/1034389.html>

〔基準 3 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

＜初年次教育におけるフォローの充実＞

新入生に対して入学前に課している課題について、令和 6(2024)年度新入生ガイダンスにおいて英語と化学の解説ガイダンスを実施した。講座終了後にアンケートを実施し、入学前の課題に対する理解度と解説ガイダンス後の各教科の理解度を確認した結果、英語は 68.2%、化学は 97.0% (欠席者を除く) が理解できたとの回答を得ることができた。

また、従前「化学」の授業においては「不可」の学生が多いことが課題であったが、令和 6(2024)年度より、授業内で小テスト (中間テスト) を 4 回に分けて実施し、全ての学生を対象として補習授業を複数回実施した。特に小テストで点数が取れなかった学生は積極的に参加するよう促すことで、全体の 8 割の学生が 1 回以上の補習授業に参加した。その結果、化学の成績を過去と比較すると、令和 6(2024)年度は「不可」の数が減少し、単位取得者が増加傾向となった。

＜SA による学修サポート制度＞

令和 6(2024)年度後期より、「SA による学修サポート制度」を試行実施している。上級生の SA (状況によっては同級生 SA) が下級生の学修をサポートすることで、サポートを受ける学生にとっての効果だけでなく、SA 自身への教育効果が期待される。SA 自身への教育効果としては、例えば、教職課程を履修している学生の教育経験、人に分かりやすく伝える力の涵養、SA 自身の学修の振り返り等に繋がっている。また、「SA による学修サポート制度」を利用した学生に対して実施したアンケートでは、「学修サポートを受けたり、相談して良かったと思うか」という設問に対して、全員が「非常に良かった」または「良かった」との回答であり同制度実施の効果が出ている。さらに、SA による学修サポートとして授業の補習を受けた学生全員が、本試験で単位を修得している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入試改革、高校訪問の強化等に積極的に取り組んでいるものの、両学科とも定員充足に至らない状況であることが喫緊の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学における令和 7(2025)年度入試の結果、修学支援における機関要件、文部科学省内の審議会である「高等教育の在り方に関する特別部会」における定員管理方策の動向等も踏まえ、学部定員の適正化等の方策検討を含めた「経営改善計画」を、理事会において実行を進めていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

A. ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

東京聖栄大学（以下「本学」という。）は、どのような力を身につけた学生に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針（卒業認定・学位授与の方針）として、ディプロマポリシーを策定している。

健康栄養学部のディプロマポリシーは、本学の目的、教育研究上の目的の達成を踏まえて策定している。本学は健康栄養学部 1 学部のため、学部のディプロマポリシーを大学全体のディプロマポリシーとみなしている。各学科のディプロマポリシーは、学部のディプロマポリシーを踏まえた上で、各学科での学びを通じて卒業までに身につけるべき資質・能力として策定している。策定にあたっては、各学科会議が検討を行い、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」での検討後、教授会での意見を聴いた上で、学長が決定している。なお、令和 7(2025)年度に教育課程が改正されているが、ディプロマポリシーは変更を行わないことが確認されている。本学のディプロマポリシーは【表 4-1-1】のとおりである。

【表 4-1-1 本学のディプロマポリシー】

健康栄養学部（大学全体）のディプロマポリシー ・健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけている ・大学で学んだこと・身につけたことを実社会で形にして表現できる応用力としての技術と技能を身につけている ・実践して得られた結果を科学的（記録・予測・制御）に考察し、合理性をもって論文やレポートにまとめることができる
管理栄養学科のディプロマポリシー ・専門分野の知識を修得し、管理栄養士・栄養教諭として活躍できる能力を身につけている。 ・専門分野での課題解決能力およびコミュニケーションスキルを身につけている。 ・保健・医療や福祉・介護、教育など、専門性を発揮できる分野で、対象者のライフステージに応じた健康づくりの支援を可能とするチームワーク、リーダーシップ力を身につけている。 ・地域社会に参画し、人々の生活の質（QOL）の向上に貢献できるための情報リテラシー、数量的スキルを身につけている。
食品学科のディプロマポリシー ・食品技術者として食品産業界で活躍できる専門的知識と技術、技能を身につけている。 ・食品の流通・消費や食文化の充実・発展に貢献できる専門的知識とコーディネート能力を身につけている。 ・食品衛生管理業務に活かすことができる食の安全に関する専門的知識と技術、技能を身につけている。

学生へのディプロマポリシーの説明機会は、1 年次の必修・共通基礎科目である「リテラシー」において学長より解説を行っている。さらに、管理栄養学科では、学科基幹科目「管理栄養士の基礎演習」で講義を行い、食品学科では、新入生宿泊研修で説明を行って

いる。なお、食品学科の新入生宿泊研修は、令和 7(2025)年度の教育課程からは、「食品学科総合実習」の授業の一環となっている。学生に対しての説明は、学修成果、カリキュラムポリシーを含めて一体的に行い、大学で学ぶ意味を確認する機会としている。新入生に対して行う説明資料は「学生 SharePoint」に保存しており、学生がいつでも閲覧可能な状態となっている。教職員及び在学生に対しては、3 つの方針を掲載している学生便覧を全員に配布している。

ディプロマポリシーは、本学ホームページ、学生便覧、大学案内書に掲載し、学内外に対しても周知を図っている。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

A. ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

本学の単位認定については、学則第 27 条～第 31 条及び履修規程第 17 条に規定している。成績評価の基準については【表 4-1-2】で示すとおりであり、履修規程第 15 条に示している。

【表 4-1-2 成績評価基準】

(成績評価)	
第 15 条 成績評価は 100 点法を用い、60 点以上を合格とする。評価基準は次のとおりとする。	
秀 100～90 点 優 89～80 点 良 79～70 点 可 69～60 点 不可 59～0 点 (不合格)	
2.	前項の規定にかかわらず、教務委員会を経て学長が認めた授業科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。
3.	追試験の評点は 1 割減とする。
4.	再試験の評点は 1 割減を上限とする。
5.	成績証明書等の評価（表示）は、秀・優・良・可をもって表し、評価基準は不可を除き本条第 1 項に定める基準とする。
なお、本条第 2 項の授業科目の評価（表示）は合格と表す。	

各科目の成績評価の方法・基準については、シラバスに明示している。単位認定などの詳細については履修規程に定めている。全ての授業はディプロマポリシーを念頭に各授業の到達目標を設定し、カリキュラムポリシーに基づき実施している。到達目標達成で単位認定が行われる。

<GPA 制度>

本学では、厳格な成績評価を図るため、GPA 制度を用いている。成績評価の基準と GP 等の対応については【表 4-1-3】のとおりである。

【表 4-1-3 成績評価の基準と GP 等の対応】

判定	評点	評価	評価基準	GP
合格	100～90 点	秀	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。	4
	89～80 点	優	目標を十分に達成し、優れた成績をおさめている。	3
	79～70 点	良	目標を達成している。	2
	69～60 点	可	不十分だが、目標を最低限達成している。	1
不合格	59～0 点	不可	目標を達成していない。	0

判定	評点	評価	評価基準	GP
合格	/	合格	目標を達成している。	対象外
不合格	/	不合格	目標を達成していない。	対象外

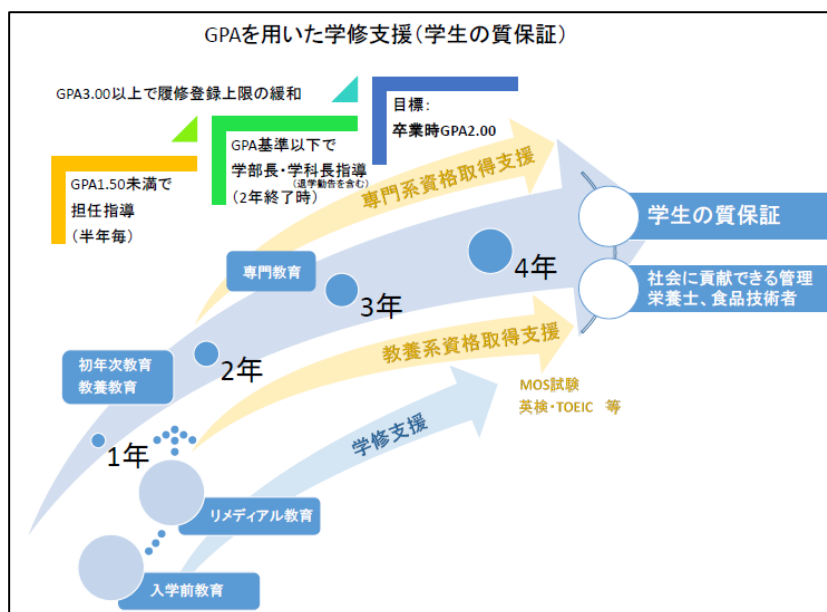
- ・出席不足による受験資格なしの者（「停止」）、試験時欠席・レポート未提出等の者（「欠席」）については、当期の履修を放棄したものとみなし、GPは「0」とする。
- ・本学入学以前に他大学等で修得した単位で、所定の手続により「認定」を受けた科目は「合格」として取り扱い、GPAの算出対象外とする。
- ・管理栄養学科教職課程（栄養教諭一種免許状）における科目中、教職に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、その他教職課程に関連のある科目については、卒業要件とは別であることから、GPAの算出対象外とする。
- ・「秀」は原則として成績上位20%程度を上限とする。

GPAを用いた学修支援については、【図4-1-1】のとおりであり、学生便覧に掲載して学生に周知しているとともに、大学ホームページでも公表している。

GPAの高い学生に対しては、履修登録上限単位数の緩和措置を行っている。具体的には、前年度に開講された必修科目（選択必修科目、教職必修科目含む）をすべて修得し、かつ前年度のGPAが3.00以上の学生は、次の年度において、1年間の履修登録上限単位数を超えて最大4単位まで履修登録することができることとしている。

GPAによる学修指導としては、学期GPAが1.50未満の学生は、学年担任による学修指導を行っている。さらに、2年終了時の累積GPAが1.50未満、かつ必修科目（選択必修科目、教職必修科目含む）不合格が5科目以上の学生は、学年担任による助言に加え、学部長・学科長による指導（改善が見られないときは退学勧告を含む）を行うこととしている。

【図4-1-1 GPAを用いた学修支援】



最終的に、卒業時の累積GPAが2.00以上となることを目標としているが、退学勧告や卒業に対する関門の設定を目的とするものではなく、個々の学生の状況を踏まえた対応を行い、意欲を持って学修に取り組めるよう、支援を行う観点から設定した指標である。学年担任等による指導は、個々の学生の単位取得状況、履修状況及びGPAを把握するための「単位修得・履修登録一覧表」を活用している。本学では、進級に関する関門は設けていないが、GPAによる学修指導を行うことにより、成績が振るわない学生がドロップアウトしないよう、フォローを行っている。

<単位認定の厳正な運用>

授業計画及び成績評価基準については、全ての科目についてシラバスに明記しており、

学生に明示している。

教員間で共通理解の形成については、毎年新年度開始前の3月に非常勤講師及び新任教員も含めた全教員（助手を含む）を対象に行う「教科打合せ会」において、休講、学生の遅刻・出欠の取扱い、成績評価等について周知している。原則同一科目については同一教員が担当しており、成績評価に関する基準の一貫性は保たれている。なお、「化学入門」「科学の基礎」「有機化学」「英語Ⅰ・Ⅱ」等の習熟度別クラス編成の科目や、そのほか一部の科目で複数教員が担当する場合があるが、「教科打合せ会」第2部（分科会）において同一科目担当者は同一グループで打合せを行うほか、教科打合せ会以外でも担当教員間で打合せを行っており、試験問題作成に関する事前調整や成績評価に係る調整など、適切な意思疎通が取れる体制となっている。

成績評価、単位認定の状況は、前年度科目の成績評価分布やGPA分布等の資料を踏まえて、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」において毎年度検討するPDCAサイクルとなっている。「秀」の評価（評点が90点以上）の割合は、原則として成績上位20%程度を上限とする目安が「成績評価における客観的指標の設定および成績評価基準の平準化について」として各教員に示されており、成績分布の状況を大学運営会議で確認することで、厳正に適用していることの確認を行っている。

令和3(2021)年度には、監事による重点監査（教学監査）において「成績評価についての確認」を受けている。成績評価の基準、学生への適切な説明、成績評価基準の平準化等、監事による確認がなされ、適正であるとの評価を受けている。

また、令和5(2023)年度には、監事による重点監査（教学監査）において「講義の休講と補講状況について確認」を受けている。業務執行状況は適切であると認められたが、留意事項が付されたことから検討を行った。教学監査での意見を踏まえ、「適切な出席確認のお願い」「出席簿の記載方法について」など、大学としての統一見解を改めて全教員に示している。学生に対しては「定期試験に関する注意事項」を周知し、不正行為に関する注意喚起、持ち物、「持ち込み」可否などについて明確化を図っている。これらの取組等を行うことにより、厳正な運用が行えるよう、継続して改善に努めている。

さらに、昨今、生成AIの急速な普及に伴う対応の検討を各大学に求められており、文部科学省より「生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン（令和5年7月4日公表）」が公表されたことを受け、本学においても対応の検討を行った。令和5(2023)年9月、「授業における生成AIの利活用に関する基本方針・留意事項について」を策定し、学生に対して「学生SharePoint」を通じて周知を行うとともに、教職員に対しても「生成AIの教学面の取り扱いについて」を「教職員SharePoint」や「規程管理システム」を通じて周知した。本学としては、生成AIの利用を一律に制限するものではなく、場面に応じた適切な利活用を行うが、授業、特にレポート作成における適切な対応を行うため、本学の方針及び留意すべき事項を示している。

B. ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

卒業認定については、学則第36条に定める卒業要件を満たし、ディプロマポリシーを達成したものに対して行っている。このことは、学修成果・ディプロマポリシー・カリキ

ュラムポリシーについて一体的に説明を行っており、「学生 SharePoint」を通じて学生及び教職員へ周知している。また、学則はホームページで公表しており、卒業の要件、卒業認定についても明記している。

管理栄養学科、食品学科両学科の、個々の授業科目における単位の認定は授業担当者が行っている。食品学科の卒業研究は4年間の学修成果でもあり、その評価は総合評価ともいえる。卒業研究の成果は、「卒業研究発表会」において学科の教員や学生に報告されており、指導教員によって最終評価を行っている。

本学の卒業判定は、個々の単位を修得し、卒業要件を満たしたものに対して行われるが、卒業判定会議として、教授会がその役割を行っている。卒業判定会議の結果を受けて、学長が卒業の認定を行っている。卒業が認定されたものに対しては、学則第38条で定める学位を授与している。

◇エビデンス集（資料編）

ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL

【資料 4-1-1】ディプロマポリシー（東京聖栄大学ホームページ）<https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy/>

ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 4-1-2】東京聖栄大学 内部質保証に関する規程

【資料 4-1-3】東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程

【資料 4-1-4】東京聖栄大学 食品学科会議規程

【資料 4-1-5】教授会規程

【資料 4-1-6】「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料 4-1-7】学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて（学生説明資料）
学位規則、学位審査基準

【資料 4-1-8】東京聖栄大学学則 第38条（学位）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf

進級・卒業・単位認定に関する規則

【資料 4-1-9】東京聖栄大学学則 第27条～第31条（単位認定）、第36条～第37条（卒業認定）
（東京聖栄大学ホームページ）https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf

【資料 4-1-10】履修規程（両学科共通）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-3_1.pdf

単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

【資料 4-1-11】東京聖栄大学大学運営会議規程

【資料 4-1-12】教授会規程 第4条審議事項（卒業判定）

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 4-1-a】教授会議事録（該当部分抜粋）（令和6年6月20日）DPは変更しない旨の確認

【資料 4-1-b】令和7年度シラバス（リテラシー、管理栄養士の基礎演習、食品学科総合実習）

【資料 4-1-c】令和7年度授業に向けて（学生 SharePoint 内）

【資料 4-1-d】ディプロマポリシー（令和7年度学生便覧 p30～p32、p56～p58、東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2、p4）

【資料 4-1-e】GPA 制度（令和7年度学生便覧 p24～p25）

【資料 4-1-f】GPA 制度（東京聖栄大学ホームページ）https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-2_2.pdf

【資料 4-1-g】単位修得・履修登録一覧表（サンプル）

【資料 4-1-h】令和7年度シラバス（授業計画）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/5-3/

【資料 4-1-i】令和7年度 教科打合せ会 次第

【資料 4-1-j】成績評価分布（2018-2024）

【資料 4-1-k】業務監査結果報告書（令和3年10月22日監査実施、令和4年3月23日報告）

【資料 4-1-l】業務監査結果報告書（令和5年9月14日監査実施、令和5年10月25日報告）

【資料 4-1-m】適切な出席確認のお願い／出席簿の記載方法について

【資料 4-1-n】定期試験に関する注意事項（学生周知資料）

【資料 4-1-o】授業における生成 AI の利活用に関する基本方針・留意事項について

【資料 4-1-p】生成 AI の教学面の取り扱いについて

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

A. カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を身につけるために必要となる、授業科目・内容、実施方法等を定めた方針（教育課程編成・実施の方針）としてカリキュラムポリシーを策定している。

本学は健康栄養学部 1 学部のため、学部のカリキュラムポリシーを大学全体のカリキュラムポリシーとみなしている。各学科のカリキュラムポリシーは、学部及び各学科のディプロマポリシーを踏まえて策定している。策定にあたっては、各学科会議が検討を行い、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」での検討後、教授会での意見を聴いた上で、学長が決定している。令和 7(2025)年度教育課程改正と併せて、カリキュラムポリシーの改定を行っている。本学のカリキュラムポリシーは【表 4-2-1】のとおりである。

【表 4-2-1 本学のカリキュラムポリシー】

健康栄養学部（大学全体）のカリキュラムポリシー

- ・合理的、目標追求的な共通教育科目の設定と運営
- ・専門科目との接続を重視した専門基礎科目の充実と効果的な配列
- ・専門科目間の関連がわかる効果的な配列
- ・実験・実習の充実と効果的な運営
- ・初年次教育（導入教育、リメディアル教育を含む）の充実

絶え間ないカリキュラムの検討と更新を行い、教員の授業の改善(FD)を進めて「わかる」→「出来る」→「やる気になる」→「更に高い目標に向かって努力する」学びのサイクルを実現します。

管理栄養学科のカリキュラムポリシー

- ・初年次教育科目「管理栄養士の基礎演習」から、管理栄養士国家試験受験対応科目「管理栄養士演習、健康・栄養総合演習概論、健康・栄養総合演習」まで、一貫して「管理栄養士養成」の目的を明確にする。
- ・初年次教育科目「リテラシー（演習を含む）」で「大学での学修の進め方」「学修の動機づけ」を学習・定着させた上で、専門基礎科目・専門科目の関連を示して教育効果を高める。
- ・学修のレディネスを考慮して「化学入門」をおき、物質的な理解を深めるための「化学」「有機化学」を必修科目とする。専門基礎科目の理解を進めつつ、専門科目を相互に関連付けて学修の充実を図る。
- ・個々の学生が身につけた知識と技術・技能を、「臨地実習」で確認・発揮できるように専門基礎科目・専門科目を配列する。
- ・「臨地実習」「卒業研究」「総合演習」を通して、「管理栄養士国家資格を取得する」「専門職として将来の生活を設計する」動機付けを明確にするとともに、資格取得および実務能力向上に向けた学修を強化する。
- ・管理栄養士育成を目指した専門性の高い教育を行い、社会に貢献できる心身のバランスのとれた人材を世に送り出す。そのために、学生と教員が一体となった学習「ゼミナール」「卒業研究」「地域連携プロジェクト」を核とした指導を行い、主体的な学びや協働した学びを通してコミュニケーション能力や社会性を身につけさせ、人間力の向上に努める。

食品学科のカリキュラムポリシー

- ・初年次教育科目から専門科目まで、一貫して「食の専門家(食品技術者)養成」の目的を明確にする。
- ・初年次教育科目に、食への興味をより引き出す科目、幅広い一般教養、社会常識、国際感覚、食文化理解の視点を身につけるための科目を配置する。
- ・学生のレディネス格差を考慮して、語学系基幹科目、化学系基幹科目を設定し、共通科目、専門科目も体系

的に学習できるように配置する。

- ・食品の化学的理解を柱に食品の安全性、機能、成分分析、品質管理に至るまで、豊富な講義・実験・実習で食品を科学的に追及し、食に関するものづくりの技術を身につけるための科目を配置する。
- ・食の企画やコーディネート、マネジメント、食品に関わる情報の収集と発信といったフードビジネスに関わる専門的知識・技術・コミュニケーション能力を身につけるための科目を配置する。
- ・高度な調理技術や食品加工技術に基づいて、食生活をより豊かにする新たな食品の開発や食に関するものづくりに資する専門的知識と技術・技能を身につけるための科目を配置する。
- ・充実した演習、実験、実習、卒業研究などにより、開発力および解決力のある人材の育成をおこなう。
- ・各種の資格取得ならびに技術・技能および実務能力向上を支援する科目を整備するとともに、「インターンシップ」や「地域連携プロジェクト」を配置することにより実社会に適応できる人材の育成をおこなう。
- ・ゼミナールでの学習により専門的知識やコミュニケーション能力などを身につけた人材の育成をおこなう。

学生へのカリキュラムポリシーの説明機会は、1年次の必修・共通基礎科目である「リテラシー」において学長より解説を行っている。さらに、管理栄養学科では、学科基幹科目「管理栄養士の基礎演習」で講義を行い、食品学科では、新入生宿泊研修で説明を行っている。なお、食品学科の新入生宿泊研修は、令和7(2025)年度教育課程からは、「食品学科総合実習」の授業の一環となっている。学生に対しての説明は、学修成果、ディプロマポリシーを含めて一体的に行い、大学で学ぶ意味を確認する機会としている。新入生に対して行う説明資料は「学生 SharePoint」に保存しており、学生がいつでも閲覧可能な状態となっている。教職員及び在学生に対しては、3つの方針を掲載している学生便覧を全員に配布している。

カリキュラムポリシーは、本学ホームページ、学生便覧、大学案内書に掲載し、学内外に対しても周知を図っている。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

A. カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

本学のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーに掲げる資質・能力を身につけるために必要となる、授業科目・内容、実施方法等を定めた方針として策定している。すべての授業科目は、カリキュラムポリシーに基づいて体系的に配置され、「履修系統図（カリキュラムツリー）」に示している。また、授業科目の分野や履修の順序をあらわす番号を「科目別ナンバー表」に掲載し、教育課程の構造を分かりやすく明示している。教育課程については、各科目がディプロマポリシーのどの内容に対応しているか、「ディプロマポリシー対応表」で示している。カリキュラムポリシーとディプロマポリシーの一貫性は、履修系統図（カリキュラムツリー）、科目別ナンバー表、ディプロマポリシー対応表により確保し、シラバスに掲載している。また、令和7(2025)年度教育課程改正に伴い、学部、学科のカリキュラムポリシーがどのディプロマポリシーに対応しているか、両学科及び教務委員会で確認している。その後、令和6(2024)年6月の大学運営会議、教授会の確認を取った上で、「令和7年度適用3ポリシーの表記について」の一覧を作成しており、本一覧からもカリキュラムポリシーとディプロマポリシーの一貫性が可視化されている。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

A. カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

本学は、教育目標及びディプロマポリシーを達成するためにカリキュラムポリシーが学

科ごとに示され、カリキュラムポリシーに基づいた教育課程を編成している。教育課程は「共通科目」と各学科の「専門科目」により構成している。管理栄養学科は管理栄養士養成施設として、食品学科は食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として必要な科目を配置している。また、各科目には、教育課程の体系を明示するために科目別にナンバーを付している。

共通科目について、管理栄養学科と食品学科の2学科は、共通して学ぶ「学部基幹科目」「共通基礎科目」「教養分野」「情報分野」「保健体育分野」「外国語分野」「社会貢献分野」の7つの科目群を配当している。学部基幹科目は、「食」を専門とする本学の学生が、専門科目を学んでいく上での基幹になる科目である。また、共通基礎科目は、専門科目の基礎となる化学分野の基礎を補完する管理栄養学科「化学入門」や食品学科「科学の基礎」、大学で学ぶ動機付けや勉強の仕方を学ぶ「リテラシー」など、初年次教育の強化として位置付けている。令和7(2025)年度教育課程からの配当科目「地域連携プロジェクト」は、本学の特色となる科目であり、学内での健康・栄養・食品に関する学修で得た知識と技術を活用し、地域活動を通して学びを深め、社会性を高める機会となる科目である。これらの経験を通して、職業観の形成を図り、学生のコミュニケーション力、協働する力、課題を解決する力を育成することを目指している。

専門科目について、管理栄養学科は、管理栄養士を理解するための学科基幹科目「管理栄養士の基礎演習」を配当し、「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の3つの専門基礎分野と「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」の8つの専門分野に加えて、「総合分野」「健康・栄養総合演習」や教職に関する科目群を配当し、管理栄養士としての基礎能力を十分に養い、より高度な専門性を修得できるように構成している。令和7(2025)年度教育課程改正では、より効果的な教育を行うため科目の見直しを行ったほか、「卒業研究」を選択科目として配当することで、高度な技術と実践的な力を備えた管理栄養士の養成を目指している。管理栄養学科で配当されるそれぞれの単位数は、「管理栄養士学校指定規則」で定める基準を満たしている。なお、管理栄養学科については「管理栄養士課程」と「教職課程」を設置している。

食品学科は、「専門基礎分野」をはじめ、「健康と栄養」「食品の安全性」「食品の成分と機能」「食品の加工と開発」「調理の理論と技法」「フードビジネスとコーディネート」「食のコミュニケーションと評価」の7つの専門分野と総合分野を配し、食の専門家養成の目的達成に向けた専門的知識および技術・技能および修得できるように構成している。なお、食品学科は従前「フードサイエンスコース」と「フードビジネスコース」の2コース制とされていたが、令和7(2025)年度教育課程より、学生の多様な興味・関心に応えるため、コース制を廃止し、これまでのカリキュラムよりも選択科目を大幅に増やすことで、学生一人一人の興味や進路等に応じた履修が可能となるカリキュラムに変更している。また、学生が将来を見据えて体系的に授業を履修する手助けとなるよう、5つの履修モデル（「調理食品の開発・製造」「加工食品の開発・製造」「食品衛生・管理」「品質管理」「企画とマネジメント」）を学生に提示している。これに加え、令和4(2022)年10月の大学設置基準の改正を踏まえ、予習復習を伴う専門科目の実験・実習科目については、基礎的な一部の科目を除き1単位から2単位に変更している。なお、食品学科については「食品衛生管理者・

「食品衛生監視員課程」を設置している。

B. シラバスを適切に整備しているか。

シラバスは、科目ごとに、授業概要、到達目標、授業計画（予習・復習等の具体的な内容と標準的な所要時間を含む）、教科書及び資料、参考書、関連科目、成績評価の方法・基準、課題（試験やレポート等）のフィードバックの方法、受講上の注意事項及び助言、オフィスアワー等が記載されている。また、ディプロマポリシーと当該科目との関連性を明記している。特に、予習・復習等の具体的な内容と標準的な所要時間については明示するよう求めているほか、評価の基準については、どのように学修成果として評価するのかを、客観的かつできるだけ具体的に示すよう、全ての教員に対して求めている。

シラバスの記載内容については、教育の質向上の PDCA サイクルに基づいて推進していく観点から、担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを行うことを、毎年度学長から依頼している。チェックにあたっては、ガイドラインを含めた法令適合状況はもちろんのこと、教育内容、目標等が法令その他により定められている場合の適合状況、本学カリキュラム、3 つの方針に基づく適正性、シラバス作成要領との整合、教育効果向上の観点からのシラバス改善余地等を確認している。各学科専門科目のシラバスは各学科長が、教職課程のシラバスは教職課程センター長が、共通科目、両学科長及び教職課程センター長の授業科目は健康栄養学部長がそのチェックを行うこととしており、修正が必要な場合は記載内容の改善等を、学部長を通じて担当教員へ要望している。なお、シラバスについては、本学ホームページ上にも公表し、学外にも周知している。

C. 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

履修登録単位数については、大学設置基準第 27 条の 2 に基づき、卒業の要件として 1 年間に履修科目として登録することができる上限単位数を 49 単位までと定めており、学則第 35 条に規定している。本学は、厚生労働省の定める養成施設として、管理栄養学科は管理栄養士養成施設、食品学科は食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の指定を受けている。このことにより、資格取得に係る必要単位数が多くなっている。これらの状況を踏まえた上で、単位制度の趣旨に鑑み、1 年間に履修科目として登録することができる単位数を設定している。なお、前年度に開講された必修科目（選択必修科目、教職必修科目含む）をすべて修得し、かつ前年度の GPA が 3.00 以上の学生は、次の年度において、1 年間の履修登録上限単位数を最大 4 単位まで超えて履修登録することができる緩和措置を設けている。このことにより、単位制度の実質が保たれている。なお、管理栄養学科教職課程（栄養教諭一種免許状）における科目中、教職に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、その他教職課程に関連のある科目については、卒業要件とは別であることから、履修登録単位数の算出対象外となっている。

4-2-④教養教育の実施

A. 教養教育を適切に実施しているか。

＜共通科目＞

「教養分野」は、コミュニケーション能力や表現力の修得、食文化について学ぶ「人文科学」、社会情勢や法令などを学ぶ「社会科学」、本学の専門分野と密接に関わる「化学」「化学実験」「有機化学」などの「自然科学」を配当している。このほか、パソコン操作法の修得により、文章作成やプレゼンテーションに必要な知識を身につける「情報分野」、体力の維持・向上や、スポーツ現場での栄養や食事について学ぶ「保健体育分野」、語学科目である「外国語分野」など、学士課程として広く知識を教授する内容を共通科目として配当している。

本学における教養教育を充実させる観点から、放送大学と単位互換協定を締結し、放送大学の修得単位を本学の共通科目の単位として認定している。認定単位数は、在学期間を通して 10 単位まで卒業に要する単位として算入可能としている。放送大学の指定科目については、学生に幅広い教養分野の学びを継続的に提供するため、適宜見直しを行い、指定科目の増加を図っている。

さらに、学部の基幹となる科目を配当しているほか、大学で学ぶための基本的素養や専門科目を学ぶ上で基礎となる科目で、管理栄養学科及び食品学科の両学科に配当している。

共通科目のうち、「学部基幹科目」は、「食生活論」「食と環境」「食と健康」を配当している。これらの科目は、「食と栄養」の教育機関である本学で学ぶための基本的な考え方、「食」に対する考え方を養う科目となっている。

「共通基礎科目」では、管理栄養学科として「化学入門」、食品学科として「科学の基礎」、両学科として「リテラシー」を配当している。食と栄養を学ぶ本学の専門科目において、化学分野は非常に重要な位置を占めている。高校時代の履修状況等に配慮して習熟度別クラス編成による丁寧な指導を導入している「化学入門」と「科学の基礎」、大学で学ぶ意味を確認し、「大学で学ぶ姿勢」を理解し、主体的・能動的に学ぶ動機付けを行うとともに、レポートの書き方を修得する「リテラシー」により、初年次教育として効果を上げる内容となっている。また、「化学入門」「科学の基礎」は、1 年次前期に週 2 回全 15 回の集中授業として行っている。このことにより、集中的に学んだ内容を効率的に復習することができるとともに、初年次の早い時期に化学の基礎学力を身につけることが可能となる。

令和 7(2025)年度の教育課程改正により、「保健体育分野」における科目の充実として、「スポーツ栄養学」に加えて「スポーツ生理学」を新設している。また、「外国語分野」における科目の充実として、放送大学科目で学生による履修者ニーズが高い「韓国語」については、本学共通科目として開講することにした。また、「社会貢献分野」に新設する「地域連携プロジェクト」は、本学の特色となる科目として位置づけている。

共通科目のうち、教育効果を高める観点から、「化学入門」「科学の基礎」「有機化学」「英語 I・II」では習熟度別で授業を実施している。また、共通科目を担当している教員は各学科に所属しており、共通科目から専門科目への移行がスムーズに行われるよう、連携を図っている。

＜教養教育の実施体制＞

教養教育については、教務委員会に加え、教務委員会の部会である「共通教育部会」「放送教育部会」を中心に検討し、全学で実施している。必要事項は、内部質保証の責任機関である大学運営会議に報告を行っている。令和 6(2024)年度、実態に即した規程の見直し

を行い、「東京聖栄大学 共通教育センターに関する暫定規程」は令和 6(2024)年 9 月 30 日を以て廃止した。初年次教育に関すること、リメディアル教育に関すること、入学前教育に関すること、共通科目に係る資格取得支援に関することは、学修支援の一環として実施しており、教務委員会に加え、管理栄養学科及び食品学科の両学科においてその対応にあっている。

入学前教育の状況、入学時に行うフレッシュマンテストの結果、初年次教育等については、教員と職員が学生支援に関する情報を共有する「学生支援ポートフォリオ」内に関連データが保管され、必要に応じた支援への活用等がなされている。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

A. アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

本学においては、アクティブラーニング形式をはじめとした工夫を凝らした授業を多数実施している。本学の特色として、授業においては実験・実習が多いほか、地域と連携した取組を数多く実施している。地域との連携は、教育課程内において身につけた健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を、地域社会や職業社会において実践的に活用できる機会として行っており、学生が主体的に取り組む機会を数多く設けることで、本学のディプロマポリシーで求める人材の育成に寄与している。

<共通科目>

本学ではこれまで、教育課程内外で様々な地域連携活動を行ってきた。この活動の発展形として、令和 7(2025)年度より、「地域連携プロジェクト」を教育課程内で実施している。本科目は、学内での健康・栄養・食品に関する学修で得た知識と技術を活用し、地域活動を通して学びを深める機会となる科目である。これらの経験を通して、職業観の形成を図り、学生のコミュニケーション力、協働する力、課題を解決する力等を育成することを目指している。

<管理栄養学科>

「応用栄養学 III」では、授業において、地域連携事業に使用する媒体（「かつしか知っ得メモ」）を学生が主体的に作成するなど、授業内容・方法に工夫を図っている。葛飾区内では、令和 6(2024)年 12 月現在約 300 店舗の「かつしかの元気な食応援店」が、食や健康に関する情報を定期的に発信し、地域の健康的な食を応援している。この「かつしかの元気な食応援店」では、本学が作成する「かつしか知っ得メモ」を置いており、区民に対して身近な場所から食育情報の提供を行っている。

「栄養教育論 III」では、先進的な栄養教育の調査や症例のディスカッションをグループワークで行い、その成果を発表する授業を行っている。「栄養教育論実習」では、自身の食生活調査から問題点の抽出、行動変容のための目標設定、実践、評価など栄養教育マネジメントの体験、またライフステージの対象者に合わせた栄養教育計画をグループでディスカッションし、教材作成、ロールプレイを行っている。「臨床栄養学 I・II」では症例検討をディスカッションし、ロールプレイを行っている。「臨床栄養カウンセリング論」では、疾病ごとに、各グループが症例のディスカッションを行い発表している。また、最後に自己成長の評価なども行っている。

「葛飾区と学校法人東京聖栄大学との連携・協力に関する協定書」に基づく地域をフィールドとした取組として、例えば「給食経営管理実習Ⅰ・Ⅱ」では、臨地実習を想定した給食実習を中心に、講義、グループディスカッション、グループワークによる給食の提供、給食の評価、プレゼンテーション等をアクティブラーニング形式で行っている。学生が考案するメニュー作成においては、葛飾区との官学連携で行っている「かつしかの元気食堂」推進事業とも絡めた取組を実施している。平成 26(2014)年度から地元自治体である葛飾区との連携として本事業を実施しているが、令和 3(2021)年度以降は、葛飾区・東京聖栄大学・株式会社イトーヨーカ堂の産官学が連携した弁当の開発を毎年行っており、イトーヨーカドーアリオ亀有店に期間限定で本学学生が開発した弁当の販売を行う等の取組を行っている。なお、令和 4(2022)年度には、イトーヨーカドー全国 121 店舗(北海道エリアを除く)において、本学学生が開発した弁当の販売を行った。また、サミット新小岩店ではメニューの提案、ポップの作成、学生のおすすめ店のアンケート結果の提示などを行っている。

また、葛飾区にあるサッカーチーム「南葛 SC」との協働事業等を通じて、スポーツ選手やユースチームの学童、保護者へのメニューブックの配布や食育活動の推進を図っている。

教職課程履修者については、教職担当教員による一人ひとりへのサポートを手厚く実施し、学校現場に出るための経験を在学中から蓄積、卒業生へのフォロー、教員採用試験対策通信「はなしょうぶ」の発行など、栄養教諭を目指したサポートが行われている。管理栄養士としての資質向上に繋がる経験として、社会をフィールドとする場面を活用しながら教育活動を実施している。

管理栄養学科と東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）との連携として、食育活動を行っている。教員及び学生が附属幼稚園に出向き、食べ物の栄養と健康な体について等の内容の劇とクイズを園児に見せるなど、園児への食育推進に向けた取組を行っている。附属幼稚園は「食の専門家を養成する大学」である本学の附属であることから、自園式給食を特色にしており、食育活動が行われた日の給食メニューは本学学生が考案したものを取り入れている。また、附属幼稚園は、臨地実習の受入れも行っており、幼稚園給食の取組の中で学生は多くのことを学んでいる。

管理栄養学科の教育成果達成の指標の一つとして「管理栄養士国家試験合格」が挙げられる。そのため、保護者に向けた Zoom によるガイダンス、成績が伸びていない学生に向けては保護者を交えた三者面談の実施など、授業に加えた様々な工夫を行っている。また、令和 5(2023)年度より自主勉強会や苦手分野の強化勉強会などの開催、令和 6(2024)年度から国家試験対策用 e・ラーニングシステムを導入するなど、学生に合った勉強方法を取り入れている。これらの工夫を行い、国家試験合格率の向上を目指している。

＜食品学科＞

「製菓・製パン実習」では、実習を通してグループワークをするにあたり、役割分担、プロセスの確認、コミュニケーションを重視することで協調性を育てている。実習時は毎回各グループのリーダーを交代で担当することで、学生の実行力を育成している。また、教員によるデモンストレーションとの違いを考察し、その場で調整可能なことを話し合い、改善していくことで、少しでも良い製品を作る考え方を育成している。

「創作メニュー実習」ではグループ毎に各種情報を集めて、メニュー候補を話し合い、

分担して材料を買い集めながら市場調査を行い、授業時間外にグループ内で試作を行った上で、授業時間内の実習でより良いものを作るグループワークを行っている。

「食品開発実習」では、2～4人の少人数のグループにより、各自が主体性をもって取り組む環境としている。新しい加工食品の企画・立案に加え、試作品に関しては試食による評価、コスト計算も行い、それによって出てきた問題点、改善点をあげることによって、次回の実施内容を自ら考え、率先して実習に取り組む姿勢を育成している。また、実際の流通方法、販売形態を加味した上で、各自でパッケージングを考案し、再現することで、調理実習や加工実習とは違った視点で食品を考察する力を育成している。

「フードコーディネート実習」では、食卓の総合的なコーディネートを行うことを目標とし、班ごとにテーマを決めて、それに沿った料理や食器・盛り付け、献立表（メニュー表）、テーブルクロスやおもてなしの心を表す装飾（お花や小物）を考案し、実習、撮影を行い、計画から実施、会計報告までをまとめたものを発表している。また、日々の食事の撮影を宿題として課すことで、授業外でも「食」を見る感覚を意識するよう工夫している。

「食品添加物実験」では、これまで学んで得た知識と技術を基に、学生自ら実験の組み立てを行い、それに基づいて実践させる工夫をしている。学生自身で目的に適った方法を文献より起こし、自らプロトコルを作成し、それに沿って使用器具の選定・試薬の調製等を行い、本実験に入る。各ステップで教員が指導とチェックを行うが、基本的には全て学生自身に実施させる。また、学生自身が実験原理を説明できるように指導する。これらの一連の作業を経て、学生はこれまでの実験科目の総ざらいを行うことになり、研究遂行や解析の方法論も併せて学んで、4年次の卒業研究に繋げている。

「食生活論」（食品学科）では、グループで興味のある外国の食生活・食事文化について調べて発表する課題を設け、ICTを活用しながら複数人でのプロジェクト進行の仕方を体験的に学んでいる。

このほかにも、グループワークによる協働やグループディスカッション、パワーポイントによる発表、「学生 SharePoint」（学生用ファイル共有ツール）や moodle（学習管理システム）による情報の共有など、様々なアクティブラーニング型の授業展開を行っている。

食品学科では、令和 5(2023)年度まで受託していた福島県塙町の受託研究の中で開発した各種加工食品について、令和 6(2024)年度はゼミナールの一環として、本学大学祭で提供する実践的取組を行った。自らが開発した加工食品を、試作量ではなく、「道の駅はなわ」で販売する程度の量の製造を体験することによって、製造工程の改良や、操作手順からレシピの改良等を体験して、より実践的な学修とした。また、授業外ではあるが、希望者に福島県塙町主催の農都交流（農業体験を通して都会の人たちと農業者との交流を図るイベント）への参加を呼びかけ、食育教育の一助とした。

B. 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

授業を行う学生数について、管理栄養学科・食品学科とも1学年2クラスを原則として40人のクラス制授業を基本としている。管理栄養学科は、栄養士養成施設指導要領、管理栄養士学校指定規則に規定する基準に基づき授業を実施している。栄養士法施行規則第9条第10項に「同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね40人」とされているが、「授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげら

れる場合は、この限りでない」と定められ、これを遵守している。食品学科においても適切なクラスサイズでの授業を実施しており、教育効果を十分上げられるような人数での授業となっている。

各授業の履修登録者数については、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」において、適正規模で実施しているか確認を行っている。なお、履修者数の極端に少ない科目については、統廃合の検討を行う旨の確認もされている。

なお、本学では、教育効果の観点から、令和 2(2020)～令和 3(2021)年度の新型コロナウイルス感染症流行時の一部期間を除き、原則全科目対面形式で授業を実施している。

◇エビデンス集（資料編）

カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL

【資料 4-2-1】カリキュラムポリシー（東京聖栄大学ホームページ）

<https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy/>

カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 4-2-2】東京聖栄大学 内部質保証に関する規程

【資料 4-2-3】東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程

【資料 4-2-4】東京聖栄大学 食品学科会議規程

【資料 4-2-5】教授会規程

【資料 4-2-6】「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料 4-2-7】学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて（学生説明資料）

教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

【資料 4-2-8】履修系統図（カリキュラムツリー）／科目別ナンバー表／ディプロマポリシー対応表
（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/5-3/

履修に関する規則

【資料 4-2-9】履修規程（両学科共通）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-3_1.pdf

【資料 4-2-10】管理栄養士課程履修規程

【資料 4-2-11】教職課程履修規程

【資料 4-2-12】食品衛生管理者・食品衛生監視員課程履修規程

【資料 4-2-13】東京聖栄大学科目等履修生規程

教育課程を検討する会議体の規則

【資料 4-2-14】教授会規程

【資料 4-2-15】「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定

【資料 4-2-16】大学運営会議規程

【資料 4-2-17】教務委員会規程

【資料 4-2-18】管理栄養学科会議規程

【資料 4-2-19】食品学科会議規程

シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書

【資料 4-2-20】シラバス作成要領（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/5-8.pdf

教養教育を検討する会議体の規則

【資料 4-2-21】教務委員会規程

【資料 4-2-22】教務委員会規程施行細則

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 4-2-a】教授会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 6 月 20 日）カリキュラムポリシー変更の決定

【資料 4-2-b】令和 7 年度シラバス（リテラシー、管理栄養士の基礎演習、食品学科総合実習）

【資料 4-2-c】令和 7 年度授業に向けて（学生 SharePoint 内）

【資料 4-2-d】カリキュラムポリシー（令和 7 年度学生便覧 p30～p32、p56～p58、東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2、p8、p16）

【資料 4-2-e】ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの対応について
（令和 6 年 6 月大学運営会議議事録、教授会議事録）

【資料 4-2-f】令和 7 年度適用 3 ポリシーの表記について（令和 6 年 6 月大学運営会議資料）

【資料 4-2-g】教育課程（令和 7 年度学生便覧 p33～p38、p59～p67）

【資料 4-2-h】履修モデルと希望する仕事の関係（令和 7 年度食品学科入学生説明資料）

【資料 4-2-i】令和 7 年度シラバス（全ページ）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/5-3/syllabus/2025_syllabus_all.pdf

【資料 4-2-j】シラバス記載内容のチェックについて（依頼）（令和 6 年 7 月 22 日付け）

【資料 4-2-k】東京聖栄大学学則 第 35 条（履修科目の登録の上限）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf

【資料 4-2-l】GPA 制度（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-2_2.pdf

【資料 4-2-m】東京聖栄大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書

【資料 4-2-n】東京聖栄大学 共通教育センターに関する暫定規程の廃止について（ご報告）

(20240930 学内インフォメーション)	
【資料 4-2-o】	学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内）
【資料 4-2-p】	かつしかの元気な食応援店について（葛飾区ホームページ） https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1030184/1001796/1001955.html
【資料 4-2-q】	葛飾区と学校法人東京聖栄大学との連携・協力に関する協定書
【資料 4-2-r】	「かつしかの元気食堂」推進事業（葛飾区ホームページ） https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1030184/1001796/index.html
【資料 4-2-s】	全国のイトーヨーカドーで「東京聖栄大学監修」のお弁当を販売します 2022/11/14 （東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/news_info/news-detail.php?id=342
【資料 4-2-t】	学報 vol.25（2021.11）p7 地域共創・食育活動（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf/aboutus/gakuhou/No25.pdf
【資料 4-2-u】	学報 vol.28（2023.4）p3 管理栄養学科の活動（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf/aboutus/gakuhou/No28.pdf
【資料 4-2-v】	はなしょうぶ第 15 号（東京聖栄大学教職課程センター発行誌）※不定期発行
【資料 4-2-w】	東京聖栄大学 教職課程 自己点検・評価報告（教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関係） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf/jk/kyouin_yousei/12-8_10.pdf
【資料 4-2-x】	わたなべブログ 年長組さん 食育活動の様子（附属わたなべ幼稚園ホームページ） https://www.watanabe-vouchien.ed.jp/blog/index.php/2024/09/20/post-33372/
【資料 4-2-y】	学報 vol.31（2024.12）p5 食品学科の活動（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf/aboutus/gakuhou/No31.pdf
【資料 4-2-z】	令和 6 年度 前期 履修者数一覧（令和 6 年 5 月大学運営会議資料）、 令和 6 年度 後期 履修者数一覧（令和 6 年 11 月大学運営会議資料）
【資料 4-2-za】	令和 7 年度 授業の実施について（学生周知資料） 全科目対面形式で実施の周知

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

A. 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

本学学生の学修成果は、健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる力を身につけることである。このことは、本学の「教育目標」として学内外に示している。学修成果の具体的な内容はディプロマポリシーに記載されている。学修成果を修得するために、学生が卒業までに身につけるべき具体的な資質・能力は、「専門的な知識」「専門的な技術・技能」「教養・一般常識・マナー」「様々な情報を収集し、それを正確に読み解く力」「ICT（情報通信技術）を活用する力」「自分の考えを他者に伝える力・プレゼンテーション力」「科学的に事象をとらえ、論理的にレポートにまとめる力」「様々な人々とコミュニケーションをとる力」「様々な人々と協調性をもって、行動する力」「責任をもって、ものごとに取り組む力」の 10 項目を示しており、毎年度末に「成長実感アンケート」により確認することとしている。学生に対しては、これらの資質・能力を意識しながら日々の学修・大学生活に取り組むよう促している。

学生に対しては、ディプロマポリシー同様、1 年次の必修・共通基礎科目である「リテラシー」において学長より解説を行っている。さらに、管理栄養学科では、学科基幹科目

「管理栄養士の基礎演習」で講義を行い、食品学科では、新入生宿泊研修で説明を行っている。なお、食品学科の新入生宿泊研修は、令和 7(2025)年度の教育課程からは、「食品学科総合実習」の授業の一環となっている。これらの授業においては、学修成果、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーを一体的に説明している。説明資料は「学生 SharePoint」に保存しており、学生がいつでも閲覧可能な状態となっている。

大学ホームページにおいては、学修成果の把握・評価の方針は「アセスメントポリシー」として示しており、多面的に学修成果を評価することを目的とした基準ということを示している。また、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科ごと）、科目レベル（科目ごと）に、評価方法を示している。

B. 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

本学学生の学修成果については、「東京聖栄大学 教学 IR (Institutional Research) に関する規程」に示す学生調査の集計等やエンロールメント・マネジメントの情報で測定している。具体的には、同規程別表 1 に実施する調査及びその担当部署を示している。別表 1 に記載の調査内容については、大学ホームページの「アセスメントポリシー」において、学生の学修成果を評価する評価レベルとして、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科ごと）、科目レベル（科目ごと）にそれぞれ示している。

機関レベルでは、ディプロマポリシーに掲げる資質・能力の修得状況、各種調査結果等から学修成果を評価している。教育課程レベルでは、GPA、成績評価分布、資格・免許取得状況等から教育課程全体を通して学修成果を評価している。科目レベルでは、各授業科目の到達目標は、ディプロマポリシーを念頭に設定し、到達目標に対する達成度をシラバスに明示された成績評価基準により多面的かつ適正に評価している。到達目標および成績評価基準の設定にあたり、教育課程における他科目の成績評価分布も参考としている。

評価レベルは、【表 4-3-1】のとおりである。

【表 4-3-1 評価レベル】

	入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル (大学全体)	・ 入学者選抜 ・ アセスメントテスト	・ 学修行動調査 ・ 成長実感アンケート ・ 退学率 ・ 休学率 ・ アセスメントテスト	・ 卒業率 ・ 就職率 ・ 学位授与数 ・ 卒業時アンケート ・ 学修成果に係る自己評価アンケート ・ 卒業生アンケート ・ 卒業生に関するアンケート（企業アンケート）
教育課程レベル (学部・学科ごと)	・ 入学者選抜 ・ 入学前教育	・ 修得単位数 ・ GPA ・ 資格・免許取得状況 ・ 授業評価アンケート ・ 成績評価	・ GPA ・ 卒業論文 ・ 資格・免許取得状況 ・ 国家試験合格率（管理栄養士）
科目レベル (科目ごと)	・ フレッシュマンテスト	・ 成績評価 ・ 授業評価アンケート ・ 出席状況	

＜入学者選抜＞

入学者選抜については、入試区分ごとに入学後の成績を確認している。検証結果を踏まえた上で次年度以降の入試方法を勘案している。

＜アセスメントテスト＞

本学では学修成果を測定するためのアセスメントテストの一つの方法として、平成29(2017)年度から「PROG」を導入している。1年次生と4年次生の経年比較により、4年間の学修を通じて、個々の学生においては入学時より各能力が成長しているかの確認を、大学全体としては全学的な傾向の把握と経年比較を行っている。

＜入学前教育＞

入学予定者に対して英語と化学の課題を課している。課題に対しての理解度を向上させることが入学後の円滑な学修に繋がることから、令和6(2024)年3月より、新入生ガイダンスにおいて英語と化学の解説ガイダンスを実施している。ガイダンス終了後にアンケートを行い、入学前の課題に対する理解度と解説ガイダンス後の各教科の理解度を確認している。

＜フレッシュマンテスト＞

新入生に対して、英語、化学、計算の基礎に関する3つのテストを実施している。全学的には学生の学力把握を行うとともに、「化学入門」「科学の基礎」「英語Ⅰ・Ⅱ」等の習熟度別クラス編成に利用をしている。なお、クラス編成に関しては、高校時の履修状況についても併せて確認を行っている。

＜学修行動調査＞

レポートや課題の提出状況、成績評価の考え方、アルバイトの影響、生活時間等に関してGPA及び過去の調査結果との比較を行うことで、授業改善、教育課程の編成、教育効果の検証、学生指導等の資料として活用している。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。なお、学生の学修時間の状況については大学ホームページで公表を行っている。

＜成長実感アンケート＞

令和7(2025)年1月より、本学が定める学修成果（資質・能力）について、学生自身が成長を実感しているかどうかを把握することを目的に「成長実感アンケート」を全学年に実施している。本アンケートは毎年度実施し、個々の学生の状況について学生自身が経年比較可能な情報を示すとともに、大学全体としては全学的な傾向の把握を行っている。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。

＜退学率＞＜休学率＞

退学・除籍者数や中退率、留年数については、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」において報告されている。退学、休学、留年などについては、「大学運営会議」が各学科での検討を踏まえた上で、実態及び原因分析、改善方策を勘案している。退学率は、第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。なお、退学・除籍者数と退学率については、大学ホームページで公表を行っている。

＜修得単位数＞

個々の学生の単位取得状況、履修状況を把握するための資料「単位修得・履修登録一覧表」を取り纏めており、学年担任による面談等において活用している。なお、年度毎の平均修得単位数の状況については、大学ホームページで公表を行っている。

＜GPA＞

学生が自身の学修成果を確認する手段として、「学修成果の記録」、成績通知書、Web 履修登録システムがあり、それぞれ学期 GPA と累積 GPA を確認することができる。大学全体では、GPA を踏まえた学修指導を行っているほか、各種調査は GPA を関連付けて分析している。また、奨学金については、学内奨学生の選出において GPA を利用しているほか、国の修学支援でも受給要件となっている。

＜資格・免許取得状況＞

本学で取得可能な資格・免許取得状況は両学科とも「学生支援ポートフォリオ」に保存され全学で把握しており、関連資格の取得状況一覧は、大学ホームページにおいて公表している。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。

＜授業評価アンケート＞

アンケート結果及び学生からの指摘内容について、各教員が次年度に向けて改善点などを検討し、アンケート結果を受けた教員による「所見」及びアンケート結果は全学生が「学生ファイルサーバ」を通じて閲覧可能としている。このことで、授業の質の改善・向上の仕組みとして機能している。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。

＜成績評価＞

成績評価は厳格に行っており、各科目の到達目標達成で単位認定が行われる。未達成の場合は再履修となる。成績評価は個々の学生にとって、在学中の学びの到達度を示すものとなる。また、成績分布については、「秀」の割合や平準化について毎年度確認している。

＜出席状況＞

学生の授業への出席状況については、全ての授業において出欠確認を行っており、集約した情報を「欠席状況調査」として取り纏めている。取り纏めた情報は学園情報共有システム（教職員用グループウェア）や「学生支援ポートフォリオ」で共有され、欠席の多い学生に対しては、学年担任より個別に連絡を入れることで、定期試験を受験停止になる前にフォローを行う体制を取っている。

＜卒業率＞

入学者のうち、修業年限で卒業した者の数と卒業率を毎年度確認している。結果は「学生支援ポートフォリオ」や大学ホームページにおいて学内外に公表している。

＜就職率＞

就職希望者を分母とした就職率は、毎年度 100%に近い数値となっている。卒業生を分母とした実質就職率についても、毎年度 90%を超えている。学科での学びを活かした分

野・企業への就職をしており、多くの学生は希望する進路の実現がなされている。結果は大学ホームページにおいて公表している。

＜学位授与数＞

本学は大学（学士課程）のみ設置のため、学位授与数は卒業者数と同数になる。結果は大学ホームページにおいて公表している。

＜卒業時アンケート＞

授業、資格取得の支援、学生サービス、学生の意見の大学側対応、施設・設備、就職支援等について、本学に対する満足度を卒業時に確認している。その結果を踏まえて関係委員会とも連携して改善に取り組んでいる。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。

＜学修成果に係る自己評価アンケート＞

4年間の教育内容についての満足度、成長実感、学修成果、ディプロマポリシー、大学の社会的評価等についてどのように感じているか等を、卒業時に確認している。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。

＜卒業生アンケート＞

これまでの仕事を通して、大学時代に学んで役に立っていること、またはさらに身につけておけば良かったと思われる事、特に重要と思われる能力について、本学卒業生へアンケート調査を毎年度実施している。本学の学びや経験が仕事でも活かしているとの回答が多く見られる結果が出ている。結果は大学ホームページにおいて公表している。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。

＜卒業生に関するアンケート（企業アンケート）＞

本学卒業生の採用実績のある企業に対して調査を実施し、大卒者採用活動において重視する能力や態度を確認するとともに、本学卒業生が優れていると思う能力や態度、物足りなさを感じる能力や態度について毎年度調査を行っている。その結果を踏まえると、本学は、企業が求める人材（卒業生）を輩出することが出来ていると考えられる。結果は大学ホームページにおいて公表している。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。

＜卒業論文＞

卒業研究・卒業制作発表会での口頭試問に加え、卒業論文作成の手引きで示した様式に基づいて科学論文としての正しい構成となっているか、論理的・科学的記述ができているかを評価するとともに、内容的には論旨の妥当性、発展性、独創性等を指導教員が主査として判断し、最終的には学科会議において評価を行っている。

＜管理栄養士国家試験合格率＞

管理栄養学科においては、管理栄養士国家試験合格率が成果として重要な指標となっている。第Ⅳ期中期計画では重要業績評価指標（KPI）として示している。結果は大学ホームページにおいて公表している。

学修成果については、既出【表 4-3-1】で示した評価レベルに基づいた尺度・指標や測定方法により確認を行っているが、教員に対しては、「学修成果を学生に意識させる授業展開のお願い」を、毎年新年度開始前の 3 月に非常勤講師及び新任教員も含めた全教員（助手を含む）を対象に行う「教科打合せ会」で周知することで、実効性を高めた体制となるよう取り組んでいる。

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

A. 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

学修成果の把握・評価の結果について、評価レベル毎に設けられている点検項目において把握した内容については、教員と職員が学生支援に関する情報を共有する「学生サポートフォリオ」にデータを蓄積している。教職員が学生の支援に資する共有データであるこれらを活用することで、教育内容や学修支援・学生支援の改善・向上に繋げる工夫としている。

内部質保証の責任機関である「大学運営会議」は、「東京聖栄大学 教学 IR (Institutional Research) に関する規程」に示す学生調査の集計等やエンロールメント・マネジメントの情報で測定した各測定結果及び調査結果について、同規程別表 1 に示す担当部署により実施した集計および分析結果等について検討し、各組織体（学科、委員会、事務部署等）に対して改善指示、助言、支援を行っている。さらに、必要な内容については教授会に報告され、全学的な情報共有がなされている。

<授業欠席者への課題提示の取組>

これまで、学生は、15 回の授業すべてに出席することが前提であり、次の授業の理解や取組に影響することがないように、発熱等に限らず、欠席した学生に対して相応の課題を提示する取組を推奨してきたが、欠席した授業内容の理解を促すことは学生にとってもメリットが大きいことから、令和 6(2024)年度より「授業欠席者への課題提示」を大学全体の取組と位置付けることとし、教員に周知を行っている。なお、課題提示の実施状況を把握するため、令和 6(2024)年 9 月に教員に対して調査を行ったところ、約半数の科目は、欠席課題を提示し、かつ提出状況を把握しているとの回答であり、提出課題を提示していない科目は、全体の 1 割程度であった。そのため、令和 7(2025)年度に向けて、令和 6(2024)年 12 月に改めて周知を行うとともに、令和 7(2025)年 3 月に実施した「教科打合せ会」においても「授業欠席者への課題提示」を行うよう、教員に対して周知を行っている。

<国試対策の取組>

管理栄養士国家試験の結果が出た後に、国家試験担当教員間で話し合いを行い、問題の出題傾向分析、本学の多くの学生が苦手としている部分について確認を行った上、次年度指導に向けての改善策を講じている。令和 7(2025)年 3 月に実施された試験を踏まえると、模試の結果以上に厳しい結果であったことから、特に初年次教育の充実が重要である旨の確認がなされ、具体的対策を行っている。なお、国家試験対策としては、従前より過去問題を練習するシステムを導入しており、継続して活用を行っている。

＜初年次教育におけるフォローの充実＞

本学学生の必修科目であり、専門科目の基礎ともいえる「化学」について、「不可」の学生が多いことが課題であった。その対策として、新入生に対して入学前に課している課題について、令和 6(2024)年度新入生ガイダンスにおいて英語と化学の解説ガイダンスを実施した。ガイダンス終了後にアンケートを実施し、入学前の課題に対する理解度と解説ガイダンス後の各教科の理解度を確認した結果、英語は 68.2%、化学は 97.0%（欠席者を除く）が理解できたとの回答を得ることができた。また、「化学」では、令和 6(2024)年度より、授業内で小テスト（中間テスト）を 4 回に分けて実施し、全ての学生を対象として補習授業を複数回実施している。特に小テストで点数が取れなかった学生は積極的に参加するよう促すことで、全体の 8 割の学生が 1 回以上の補習授業に参加した。その結果、化学の成績を過去と比較すると、令和 6(2024)年度は「不可」の数が減少し、単位取得者が増加傾向となった。

＜学外からのアンケート結果を踏まえた教育課程の改善＞

本学学生の就職先である企業に対して行う「東京聖栄大学 卒業生に関するアンケート（企業アンケート）」において、採用で重視する力として「コミュニケーション能力」と回答する企業の割合が高い結果が出ている。令和 7(2025)年度教育課程においても、社会から求められる力の伸長をより重視する観点から、「地域連携プロジェクト」等、科目の新設を行っている。

＜学生への調査結果等を踏まえた学修支援＞

本学学生に対して実施する「学修行動調査」等での自由記述をはじめとする学生からの意見、授業を担当する教員と担任教員との情報共有、個々の学生に関する GPA の状況などを踏まえ、学修支援を必要とする学生を把握している。該当学生には担任教員から声をかけ、SA による学修サポートに繋げるなど、支援を行っている。

これに加えて、令和 6(2024)年度末より、GPA 推移、自身の GPA と学科 GPA 平均、修得単位数、アセスメントテストにおけるコンピテンシー、成長実感の自己評価、在学中に取得した資格等について、個々の学生自身が視覚的に把握し、今後の学修に対する意識の向上を図ることを目的に、「学修成果の記録」を各学生に配布している。本資料は、学生ファイルサーバに保存され、学生本人はいつでも確認可能となっている。

◇エビデンス集（資料編）

大学が求める学修成果を示す文書など

【資料 4-3-1】学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて（学生説明資料）

大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など

【資料 4-3-2】学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて（学生説明資料）

学修成果の把握・評価の方針

【資料 4-3-3】アセスメントポリシー（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/assessment/

学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則

【資料 4-3-4】東京聖栄大学 教学 IR（Institutional Research）に関する規程

学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【資料 4-3-5】教学 IR に関する規程別表 1 の調査・分析報告（令和 7 年 4 月 21 日現在）

学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

【資料 4-3-6】大学運営会議議事録（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 4-3-a】 令和 7 年度シラバス（リテラシー、管理栄養士の基礎演習、食品学科総合実習）
- 【資料 4-3-b】 令和 7 年度授業に向けて（学生 SharePoint 内）
- 【資料 4-3-c】 学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内）
- 【資料 4-3-d】 学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/12_2025_medium-term_plan.pdf
- 【資料 4-3-e】 令和 7 年度 授業実施についてお願い
- 【資料 4-3-f】 授業欠席者への課題提示について（お願い）（令和 6 年 3 月、令和 6 年 12 月）
- 【資料 4-3-g】 欠席課題の実施状況（2024 年度前期）
- 【資料 4-3-h】 令和 7 年度 教科打合せ会 次第
- 【資料 4-3-i】 評議員会議事録（国家試験報告該当部分抜粋）（令和 7 年 4 月 1 日）
- 【資料 4-3-j】 各種アンケート結果（東京聖栄大学ホームページ）
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/various_questionnaire/
- 【資料 4-3-k】 学修成果の記録（個人表）について（令和 7 年 1 月 9 日大学運営会議資料）

〔基準 4 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

＜初年次教育におけるフォローの充実＞

新入生に対して入学前に課している課題について、従前は業者を活用していたが、新入生の理解度に伸び悩みが見られた。そこで、課題は自大学で作成し、令和 6(2024)年度新入生ガイダンスからは英語と化学の解説ガイダンスを実施した。その結果、解説ガイダンス後の各教科の理解度が高まった。さらに、「化学」では、令和 6(2024)年度より授業内で小テスト（中間テスト）の回数を増やし、全ての学生を対象とした補習授業を複数回実施した結果、令和 6(2024)年度は「不可」の学生が減少した。

＜授業における地域連携の取組＞

本学では、授業等を通じて、地域との連携に取り組んでいる。

管理栄養学科について、「応用栄養学 III」では、地域連携事業に使用する媒体（「かつしか知っ得メモ」）を学生が主体的に作成するなど、授業内容・方法に工夫を図っている。葛飾区内では「かつしかの元気な食応援店」が、本学が作成する「かつしか知っ得メモ」を活用している。本学と葛飾区保健所との連携により、令和 6(2024)年 12 月現在約 300 店舗と、実施当初から比べて食応援店が増加しており、葛飾区民の健康増進に繋がっている。また、「給食経営管理実習 I・II」での学生が考案するメニュー作成においては、葛飾区との官学連携で行っている「かつしかの元気食堂」推進事業とも絡めた取組を実施している。平成 26(2014)年度から地元自治体である葛飾区との連携として本事業を実施しているが、令和 3(2021)年度以降は、葛飾区・東京聖栄大学・株式会社イトーヨーカ堂の産官学が連携した弁当の開発を毎年行っている。イトーヨーカドーアリオ亀有店に期間限定で本学学生が開発した弁当の販売を行っているほか、令和 4(2022)年度には、イトーヨーカドー全国 121 店舗（北海道エリアを除く）において、本学学生が開発した弁当の販売を行うことにも繋がった。また、サミット新小岩店ではメニューの提案、ポップの作成、学生のおすすめ店のアンケート結果の提示などを行っており、本学の教育活動を通して地域社会に貢献している。

食品学科については、ゼミナールにより地域貢献の取組を行っている。本学のある葛飾区と福島県塙町は、災害時相互応援協定が締結されている。平成 23(2011)年に発生した東日本大震災で、福島県は原発事故による風評被害が発生していたが、福島県塙町の活性化・

原発事故による風評被害の縮小に貢献し、福島県塙町のさらなる活性化を応援するため、令和 5(2023)年度まで受託研究を実施した。キノコや野菜など、塙町特産品を活用したメニュー開発や商品化の提案、「道の駅はなわ」との連携など、ゼミナールの中で活動を行っている。令和 6(2024)年度以降も受託研究の成果を踏まえた加工食品の製造を行うほか、福島県塙町主催の農都交流のイベントに学生が参加し、地域との交流を継続している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学修成果に係る自己評価アンケートにおいて、学生に対して4年間の教育内容についての満足度、成長実感、学修成果、ディプロマポリシー等についてどのように感じているかを卒業時に確認しているが、ディプロマポリシーの内容を適切に把握していない学生が一定数いることが課題であると認識している。

また、多くの実験・実習科目を開講し、親和力、協働力等に寄与する授業を実施しているが、伸び悩む学生も一定数いる点も課題であると認識している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学修成果、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーを一体的に説明するための資料を作成し、周知するとともに、学生が学修成果を日常的に意識しながら学修に取り組む環境となるよう教員にも改めて周知を行うことで、学生自身の意識付けが高まっていくか、調査を通じて引き続き確認を行っていく。

親和力、協働力については、「東京聖栄大学 卒業生に関するアンケート（企業アンケート）」や「東京聖栄大学 卒業生アンケート」からも重要であるとの結果が出ていることから、令和 7(2025)年度教育課程改正によりこれらの力を高める授業を増やしていくが、その効果については調査等を通じて引き続き確認を行っていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

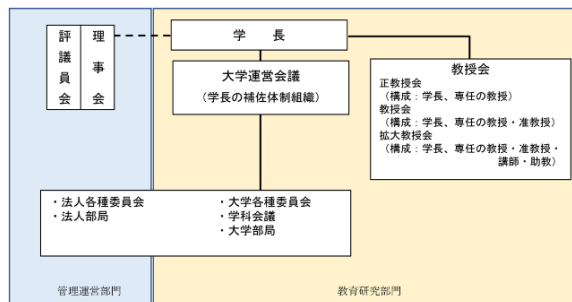
5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

A. 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

東京聖栄大学（以下「本学」という。）は、学長のリーダーシップの下で大学運営が行われている。大学の意思決定に関する組織図については、【図 5-1-1】のとおりである。

大学の円滑な運営及び学長がリーダーシップを適切に発揮するための学長の補佐体制として、「大学運営会議」を設置している。大学運営会議は、大学の内部質保証を恒常的に推進する機関であり、「東京聖栄大学 大学運営会議規程」にその詳細を定めている。教育研究に関すること、学生支援に関すること、学生募集・入試

【図 5-1-1 大学の意思決定に関する組織図】



に關すること、各種委員會活動の支援・助言に關すること等を審議事項とし、構成員は、学長を議長とし、学部長、図書館長、管理栄養学科長、食品学科長、教務委員長、生活指導委員長、就職対策委員長、法人事務局長、法人事務局総務部長、法人企画調整室長、大学事務部長となっている。組織の核になる人員が適切に配置され、学長のリーダーシップを発揮するために適切な補佐体制であると同時に、各組織体の意見を適切に吸い上げることのできる体制となっており、使命・目的に沿った意思決定及び業務執行が行われている。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

A. 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

本学では、大学の基本組織として、学則第4条及び第4条の2に学部・学科を置くことを定めている。また、教授会をはじめとして、大学運営会議、各種委員会等を設置することで、使命・目的及び教育研究目的の達成のための管理運営体制を構築している。

大学の意思決定の権限と責任は、組織規程第 12 条に「学長は大学の校務をつかさどり、所属の職員を統督し、大学を代表する」と定めており、大学の最高責任者としての職務と権限が学長にあることを明確にしている。なお、「学長に関する規程」において学長についての詳細を定めている。

学部長については、組織規程第 13 条に、学長を補佐することや、学長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理することを規定している。

なお、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項及び学則第 56 条の規定に基づき、学長が行う学生の懲戒に関し必要な事項については「東京聖栄大学 学生懲戒規程」に定めている。学生懲戒規程は学生ファイルサーバに保存し、学内からいつでも閲覧可能な状態としているとともに、学生便覧に「懲戒処分標準例」を明示し、学生に対して注意喚起を促している。

B. 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会については、学則第 49 条及び教授会規程第 4 条に審議事項が定められている。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、学則第 49 条に定めており、規定に基づき運用している。学則記載事項以外に、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、『教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの』に関する学長決定（以下「学長決定」という。）を定めており、教授会の組織上の位置付け及び役割が明確になっている。

5-1-③職員の配置と役割の明確化

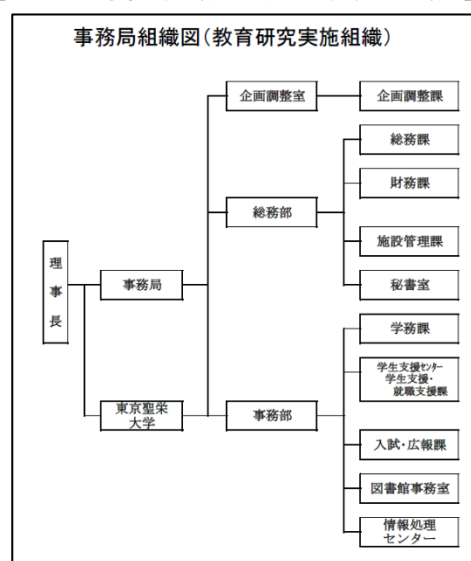
A. 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員の配置については、「事務組織および事務分掌規程」において必要な事項を定め、規定に基づき業務を遂行している。なお、組織体制については随時適正化に向けた見直しを行っており、「事務組織および事務分掌規程」については令和 7(2025)年 4 月に改正施行している。事務組織の編成は、【図 5-1-2】のとおりである。

学校法人東京聖栄大学（以下「本法人」という。）の事務系業務に関する重要事項を審議することを目的に「部課長会議」を毎月開催し、各組織間の連携、情報の共有、問題点の検討等、円滑な業務遂行を図っている。

教授会については、大学事務部の役職者（部長、課長、課長補佐）が出席し、大学全体の円滑な業務遂行を図っている。教職協働の観点から、各種委員会には教員だけでなく事務職員も委員として参画している。

【図 5-1-2 事務局組織図(教育研究実施組織)】



B. 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の採用・昇任については、就業規則（事務系職員・第 2 章人事）、事務系職員人事委員会規程、および同規程施行細則を踏まえて実施している。令和 6(2024)年 9 月、本法人としての現況を明確化するため、「東京聖栄大学 職員採用・昇任の方針」を策定し、学園情報共有システム（教職員用グループウェア）及び「規程管理システム」を利用して教職員に周知・共有している。同方針は【表 5-1-1】のとおりである。

【表 5-1-1 東京聖栄大学 職員採用・昇任の方針】

東京聖栄大学 職員採用・昇任の方針
1. 職員の採用・昇任については、就業規則（事務系職員・第2章人事）、事務系職員人事委員会規程、および同規程施行細則に則り行なう。 2. 職員の採用・昇任は、上記1のほか、①教育機関の職員たるにふさわしい良識ある人物であること、②『ハラスメントの防止に関するトップメッセージ』の主旨を実行できること、③『FD・SD実施方針』の推進を期待できる人物であること、④女性職員の活躍に配慮すること、⑤教職協働の精神に立ちうる人物であることを勘案し、理事長が、所属長の意見を聴き、所定の手続きを経て行う。 3. 職員の採用にあたっては、公募による選考を基本とし、関係法令、および厚生労働省が定める公正採用に関する指針を遵守しなければならない。 4. 職員の採用・昇任は、事務組織の持続的な更新のため、年齢バランスに留意しなければならない。

昨今、大学を取り巻く環境は大きく変化しており、突発的な事象の発生や予測困難な将来においても、様々な課題に柔軟かつ適切に対応できる教職員を持続的に育成することが重要である。5-3-②において後述する「東京聖栄大学 FD・SD 実施方針」内でも示しているように、「大学の発展を支える有意な人材の持続的育成」、「柔軟かつ適切な課題対応能力の育成」、「常に教育の質の向上を目指す」ということを意識した人材育成を行っており、採用・昇任についても同方針と紐づいた運用を行っている。

◇エビデンス集（資料編）

大学の意思決定に関する組織図

【資料 5-1-1】大学の意思決定に関する組織図（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/3-1org/

大学の意思決定に関する会議体の規則

【資料 5-1-2】「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定

【資料 5-1-3】教授会規程（審議機関）

【資料 5-1-4】東京聖栄大学 大学運営会議規程（学長の補佐体制）

学長の職務権限に関する規則

【資料 5-1-5】組織規程

【資料 5-1-6】学長に関する規程

教授会に関する規則

【資料 5-1-7】東京聖栄大学学則（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf

【資料 5-1-8】教授会規程

教授会の開催日時・議題一覧

【資料 5-1-9】教授会の開催日時・議題一覧（令和6年4月1日～令和7年5月1日まで）

【資料 5-1-10】大学運営会議の開催日時・議題一覧（令和6年4月1日～令和7年5月1日まで）

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書

【資料 5-1-11】東京聖栄大学 学生懲戒規程

事務局組織図

【資料 5-1-12】事務局組織図（教育研究実施組織）

事務分掌に関する規則

【資料 5-1-13】事務組織および事務分掌規程

職員採用・昇任の方針・規則

【資料 5-1-14】東京聖栄大学 職員採用・昇任の方針

【資料 5-1-15】就業規則（事務系職員・第2章人事）

【資料 5-1-16】事務系職員人事委員会規程

【資料 5-1-17】事務系職員人事委員会規程施行細則

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-1-a】学生の懲戒処分について（令和7年度学生便覧 p109～p110）

【資料 5-1-b】部課長会議規程

【資料 5-1-c】令和7年度 東京聖栄大学各種委員会等委員一覧（大学・法人）

【資料 5-1-d】東京聖栄大学 FD・SD 実施方針（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

A. 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。

本学では、令和 4(2022)年 10 月 1 日改正大学設置基準の「基幹教員」を適用していないため、「専任教員」を置いている。

本学は、健康栄養学部 1 学部であり、健康栄養学部（収容定員 640 人）の下に管理栄養学科（収容定員 320 人）、食品学科（収容定員 320 人）の 2 つの学科を組織している。学部の種類は「家政関係」であり、旧大学設置基準第 13 条で規定される必要専任教員数、教授数を満たした配置を行っている。大学設置基準上の教員と実人数については、【表 5-2-1】で示すとおりである。

【表 5-2-1 大学設置基準上の教員と実人数】

(単位：人)

学部・学科、 その他の組織		専任教員数					設置基準 上必要専 任教員数	設置基準 上必要専 任教授数	兼任 教員数	兼任 (非常勤) 教員数
		教授	准教授	講 師	助教	計				
健康栄養 学部	管理栄養学科	12	2	1	1	16	7	4	9	23
	食品学科	9	3	1	1	14	7	4	7	27
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数							10	5		
合 計		21	5	2	2	30	24	13	16	50

令和 7 年 5 月 1 日現在

※兼任教員は、管理栄養学科、食品学科と重複カウントの教員を含む。

本学は、厚生労働省の定める養成施設として、管理栄養学科は栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設、食品学科は食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の指定を受けている。管理栄養学科は、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則、栄養士養成施設指導要領等の法令に基づき、指定基準に沿った教員を適切に配置している。

管理栄養士学校指定規則に定める教員数と本学の状況の対応状況は【表 5-2-2】で示しており、管理栄養士学校指定規則に定める指定基準に沿って教員を配置している。食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設としては、食品衛生法に規定する学科（基本科目）に基づき教員を配置している。

【表 5-2-2 管理栄養士学校指定規則で定める教員数と本学の対応状況】

(単位：人)

教育内容	本学専任教員配置数			規定する専任教員数		
	配置数	(医師)	(管理栄養士)	規定数	(医師)	(管理栄養士)
専門基礎分野	10	1	4	3 以上		
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	4	1	1	1 以上	1 以上	
基礎栄養学	1		1	1 以上		
応用栄養学	2		2			
栄養教育論	2		1	1 以上		1 以上
臨床栄養学	1		1	1 以上		1 以上
公衆栄養学	1		1	1 以上		1 以上
給食经营管理論	2		2	1 以上		1 以上
本学助手配置数				規定する助手の数		
配置数				規定数		
5				5 以上		
				3 以上		

令和 7 年 5 月 1 日現在

B. 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用・昇任については、就業規則（教育職員・第2章人事）、大学設置基準に準拠した本学教育職員資格審査規則、および教育職員選考基準内規を踏まえて実施している。

教員の採用・昇任を行う際は、まず、「教育職員人事委員会規程」第2条の定めにより予備審査を行っている。教員候補者の理事会への推薦は、教授会の意見を聴いて学長が決定している。審査手続きは「教育職員資格審査規則」に定めており、採用・昇任に伴う資格審査の具体的事項については、「教育職員選考基準内規」に定め、適切に運用している。

また、本学教育の質の向上・大学の活性化に活用するほか、必要に応じて教員への指導・助言に活用することを目的とし、現行実施している内容を踏まえた上、令和4(2022)年9月、「東京聖栄大学 教員評価規程」を制定し、運用を行っている。

さらに、本法人としての現況を明確化するため、令和6(2024)年9月に「東京聖栄大学 教員の採用・昇任の方針」を策定し、学園情報共有システム（教職員用グループウェア）及び「規程管理システム」を利用して教職員に周知・共有している。同方針は【表5-2-3】のとおりである。

【表5-2-3 東京聖栄大学 教員の採用・昇任の方針】

東京聖栄大学 教員の採用・昇任の方針

1. 教員の採用・昇任については、就業規則（教育職員・第2章人事）、大学設置基準に準拠した本学教育職員資格審査規則、および教育職員選考基準内規に則り行なう。
2. 教員の採用・昇任は、上記1のほか、①教育機関の教員たるにふさわしい良識ある人物であること、②『ハラスメントの防止に関するトップメッセージ』の主旨を実行できること、③『FD・SD実施方針』の推進を期待できる人物であること、④女性職員の活躍に配慮すること、⑤教職協働の精神に立ちうる人物であることを勘案し、理事長が、学長ならびに各所属長の意見を聴き、所定の手続きを経て行う。
3. 教員の採用にあたっては、公募による選考を基本とし、関係法令、および厚生労働省が定める公正採用に関する指針を遵守しなければならない。
4. 教員の採用・昇任は、教員組織の持続的な更新のため、年齢バランスに留意しなければならない。

教員についても、5-1-③での記載と同様、5-3-②において後述する「東京聖栄大学 FD・SD実施方針」内で示す「大学の発展を支える有意な人材の持続的育成」、「柔軟かつ適切な課題対応能力の育成」、「常に教育の質の向上を目指す」ということを意識した人材育成を行っており、採用・昇任についても同方針と紐づいた運用を行っている。

◇エビデンス集（資料編）

教員の採用・昇任の方針・規則

【資料5-2-1】東京聖栄大学 教員の採用・昇任の方針

【資料5-2-2】就業規則（教育職員・第2章人事）

【資料5-2-3】東京聖栄大学 教育職員人事委員会規程

【資料5-2-4】東京聖栄大学 教育職員資格審査規則

【資料5-2-5】東京聖栄大学 教育職員選考基準内規

【資料5-2-6】東京聖栄大学 教員評価規程

教員人事に関する会議体の規則

【資料5-2-7】東京聖栄大学 教育職員人事委員会規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料5-2-a】教員数（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/3-2.pdf

【資料5-2-b】管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表

【資料5-2-c】東京聖栄大学 FD・SD 実施方針（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

A. 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学の教育内容や方法を改善するための取組としては、学則第 2 条第 3 項に、FD 活動について定めている。さらに、日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード（第 2.0 版）において定めた「教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進」を遵守しているほか、「東京聖栄大学 FD・SD 実施方針」を定め、目標・基本方針、具体的実施事項等を示している。

学則第 2 条第 3 項に基づく組織として「FD 委員会」を設置しており、「FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」に基づき運営されている。FD 委員会は、教員だけでなく事務系職員も委員として発令されており、教職協働により実施されている。

FD 委員会は、毎年度「FD 活動実施計画」を策定しており、計画に基づき実施されている。実施内容は毎年度作成される「FD 活動報告」に取り纏められ、学園情報共有システム（教職員用グループウェア）を利用して教職員に周知・共有しているほか、教員と職員が学生支援に関する情報を共有する「学生支援ポートフォリオ」にも保管している。FD 活動の主な内容は以下のとおりである。

<教科打合せ会>

「教科打合せ会」は、毎年新年度開始前の 3 月に非常勤講師及び新任教員も含めた全教員（助手を含む）を対象に行っている。授業運営や履修指導に関する共通理解を深めるための説明会であると同時に、第 2 部（分科会）において授業内容や方法の工夫について教員間での討論や、同一分野の科目での意思疎通を図る場となっている。討論で挙げられた課題は、関連する各委員会にフィードバックし、改善に取り組んでいる。また、「教科打合せ会」では、使命・目的及び教育研究上の目的や合理的配慮に関する説明など、全教員に対して周知する機会としている。

<授業公開（教員相互の授業参観）>

「授業公開（教員相互の授業参観）」は毎年度前・後期の各 3 週間、全科目の授業を教員間で相互参観可能としている。現在、専任教員（助手を含む）は期間中 1 科目以上参観することを原則とし、新規採用教員は 2 科目参観することを推奨している。参観した教員は報告書を作成して学務課に提出し、FD 委員会に報告されている。参観者の率直な意見やアドバイスは、FD 委員会が参観した教員の報告書を元に作成した「授業公開参観報告書」を通して当該授業担当教員に報告され、教授方法の共有と改善に繋げている。

<学生による授業評価アンケート>

「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」という。）は、毎年度前・後期、全授業科目（ゼミナール、総合演習Ⅰ・Ⅱ、卒業研究・製作等を除く）に対して実施している。結果及び学生からの指摘内容について次年度に向けて改善点などを検討し、教員による「所見」の提出を行っている。授業評価アンケートの集計結果は学生ファイルサーバ内に保存しており、教職員も含めて全学生が閲覧可能となっている。授業評価アンケートにおいて特に留意すべき点が見られた教員に対しては、FD 委員長が個別にアドバイスを行っている。FD 委員長が対象教員へ指導した際は、大学事務部長が同席して確認を行っている。また、本学の FD 活動の信頼性をより一層高めるため、数期にわたって評価の極端に低い担当科目がある教員がいた場合、FD 委員長あてに「改善計画書」の提出を義務付ける制度としているが、令和 2(2020)年度以降、該当者はいない。

授業評価アンケートは学期末に実施し、次年度の授業の改善・向上に活かしているが、即座に改善できるような意見が記載されていたとしても当該年度の受講者に還元される機会がないため、学期末のアンケートとは別に、授業の中間時点で実施するアンケート（中間アンケート）を、令和 5(2023)年度に試行的に実施した。中間アンケートの結果を受けて、改善すべき内容については授業に反映するなど、一定の効果が見られたことから、令和 6(2024)年度以降も実施を推奨することとし、教員に周知を行っている。なお、中間アンケートの実施状況を把握するため、令和 6(2024)年 9 月に教員に対して調査を行ったところ、中間アンケートを 1 回以上実施した科目は、全体の 1/4 に留まった。この結果を受け、令和 7(2025)年 3 月に実施した「教科打合せ会」での配付資料「令和 7 年度授業実施についてのお願い」に「授業改善・向上の取り組み（FD 活動）」の項目を設け、学部長（FD 委員長）から中間アンケートの推奨について改めて周知を行った。

<FD 研修会>

本学では、教職員全体の SD(Staff Development)活動として行う「合同研修会」（令和 5(2023)年度までは「FD・SD 合同研修会」として実施）に合わせて、「FD 研修会」を毎年度実施している。FD 研修会は、専任教員は助手を含めて原則全員参加している。内容は、教育方法の改善や学生の状況・社会動向等に合わせたテーマで毎年度実施している。過去 5 年間の教員対象の FD 研修内容は【表 5-3-1】のとおりである。なお、令和 2(2020)年度～令和 3(2021)年度については、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、例年と若干実施方法に変更があったものの、継続した研修の機会を設けている。

【表 5-3-1 過去 5 年間の FD 研修内容】

年度	テーマ	教員参加率
令和 2 年度	オンライン授業についての意見交換	100% (38 人)
令和 3 年度	意見交換：より効果的な遠隔授業の実践について	100% (38 人)
令和 4 年度	第 1 部（講演及び討議） 「大学における合理的配慮について～修学に配慮を要する学生対応」 講師：こども教育宝仙大学こども教育学部教授 石川 悦子 氏 第 2 部（研修会） 毒物劇物の取扱い、保管管理、危害防止について 講師：管理栄養学科教授 鈴木 等 氏（毒物・劇物取扱責任者）	100% (39 人)
令和 5 年度	合理的配慮が必要な学生への対応 第 2 回 「修学に配慮を要する学生への対応～事例を通じたグループディスカッション」	100% (38 人)

年度	テーマ	教員参加率
令和 6 年度	コメンテーター：こども教育宝仙大学こども教育学部教授 石川 悦子 氏 「カウンセラーとの連携において、教員が何をすべきか」 講師による話題提供：本学カウンセラー 稲葉 実 氏 ワークショップ（参加者同士の話し合い方式） 参加者と講師の質疑応答	100% (39 人)

また、令和 6(2024)年度については、教職協働の観点から、事務系職員も FD について理解を深めるため、本学の FD 活動について FD 委員会幹事からの説明を受ける研修を実施するとともに、「配慮を要する学生への対応、及び合理的配慮の義務化について」として、研修を行った。

実施結果は、「合同研修会報告書」と合わせて作成されている。

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

A. 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では、日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード（第 2.0 版）において定めた「教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進」を遵守しているほか、「東京聖栄大学 FD・SD 実施方針」を定め、目標・基本方針、具体的実施事項等を示している。目標・基本方針は、【表 5-3-2】に示すとおりである。

【表 5-3-2 FD・SD の目標・基本方針等】

FD・SD の目標・基本方針等
1. 大学の発展を支える有意な人材の持続的育成 建学の精神である『自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成』に基づく教育活動・研究活動・社会貢献活動・組織運営活動等の諸活動を、各部門において将来に亘り強固に支える高い能力を有する教職員を、組織として持続的に育成する。 2. 柔軟かつ適切な課題対応能力の育成 予測困難な将来においても、様々な課題に柔軟かつ適切に対応し、チーム全体の中で堅実に能力を発揮する教職員を、組織として丁寧に育成する。 3. 常に教育の質の向上を目指す 学修者本位の視点を忘れず、常に教育の質の向上と関係者からの信頼向上を誠実に目指す教職員を、組織として意図的に育成する。

本学の SD 活動は、「東京聖栄大学 SD 計画（標準年度）」に基づき行われている。計画は、大学設置基準第 11 条「組織的な研修等」及び FD・SD 実施方針を踏まえており、職員の資質・能力向上のための研修等を実施している。SD 計画では、留意事項として、より良い学生教育、適切な学生への指導助言、保護者や地域との良好な関係の構築、教育機関としてのコンプライアンス（法令遵守）、大学組織の活性化、新しい課題への迅速な対応等のために、「教職協働」が益々重要になっていることに十分留意して SD を推進することを教職員に示している。

実施内容は、教員と合同で行われる「合同研修会」（令和 5(2023)年度までは「FD・SD 合同研修会」として実施）、事務系職員を対象とした研修会のほか、日常業務の中での習熟促進（OJT）、新規入職者研修、個々に行われる学外研修会への派遣（Off-JT）等を行っている。

<学内での集合型研修>

「合同研修会」は年に 1 回、教員・事務系職員の専門性と資質の向上のための取組とし

て実施している。令和 2(2020)年度～令和 3(2021)年度については、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、従前実施してきた教職員が一同に会した集合型研修の実施方法を一部変更した。令和 2(2020)年度は、SD 研修を教員と事務系職員別々の内容で実施することとし、令和 3(2021)年度は、密を防ぐ観点から、教員と事務系職員の会場を分け、第 2 会場へは Zoom を利用した動画同時配信として実施した。令和 4(2022)年度以降は、従前からの教職員が一同に会した集合型研修としており、継続した研修の機会を設けている。過去 5 年間の合同研修会内容は、【表 5-3-3】のとおりである。研修会実施後に実施するアンケートにおいては、「大いに役に立った」または「役に立った」との回答が例年高くなっており、教職員からの高い満足度を得ている。

【表 5-3-3 過去 5 年間の合同研修会内容】 ※令和 5 年度までは「FD・SD 合同研修会として実施

年度	テーマ	教職員参加率
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染予防を踏まえ教員及び事務職員合同 SD 研修は実施せず 【教員 SD 研修】 ハラスメント防止について DVD 研修・意見交換 【事務系職員 SD 研修】 講演「産学いろいろ一つれづれ思うままに」 講師：本学教授 谷本守正氏	100% (69 人)
令和 3 年度	講演「来るべき大規模水害に備えて」 講師：葛飾区都市整備部長 情野正彦氏	100% (67 人)
令和 4 年度	講演「高等教育政策の動向等について」 講師：文部科学省 高等教育局 高等教育政策室 企画審議係長 渡辺真澄 氏	100% (66 人)
令和 5 年度	講演「高等教育政策の動向等について」 講師：文部科学省 高等教育局 高等教育政策室 室長補佐 疋田哲朗 氏 「地震発生時の行動計画について」 説明者：高橋成彰 法人事務局長	100% (66 人)
令和 6 年度	講演「高等教育政策の動向等について」 講師：文部科学省 高等教育局 高等教育政策室 企画審議係長 高木涼香 氏	100% (67 人)

事務系職員を対象とした研修会も、合同研修会の日程と同日に実施している。内容は、各部署が実施している取組の共有化や大学全体として理解すべき内容を中心に、必要に応じたテーマを設定して実施している。過去 5 年間の研修会内容は、【表 5-3-4】のとおりである。

【表 5-3-4 過去 5 年間の事務系職員研修会内容】

年度	テーマ	事務系職員参加率
令和 2 年度	単独開催はなし ※表 5-3-3 に記載の内容として実施	—
令和 3 年度	講演「広報活動の促進について」 講師：入試・広報課	100% (29 人)
令和 4 年度	講演及び討議「認証評価と内部質保証について」 講師：丸山信一 企画調整室長	100% (27 人)
令和 5 年度	「内部監査室の業務について」 説明者：岡田修一 内部監査室長 「認証評価第 4 期評価システムを踏まえた受審に向けて」 説明者：丸山信一 企画調整室長	100% (28 人)
令和 6 年度	「本学 FD 活動について」 説明者：山本浩作 学務課係長 (FD 委員会幹事) 「合理的配慮の義務化について」 講師：こども教育宝仙大学こども教育学部教授 石川悦子先生 (本学 FD 講師)	100% (28 人)

上記の教職員に対する研修に加え日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード(第2.0版)において定めた「理事への情報提供・研修機会の充実」を遵守し、役員等に対しての研修を令和5(2023)年度より実施している。令和5(2023)年度は、理事(外部理事を含む)、監事、評議員等に対する研修機会の充実として、令和5(2023)年7月に外部有識者(TMI総合法律事務所所属 パートナー弁護士 大河原遼平氏)による「役員・評議員研修会」を実施した。令和6(2024)年度は、本学教職員を対象に実施する合同研修会に、文部科学省で政策立案を担当している担当官を講師としてお招きしていることから、学校法人役員・評議員の希望者は文部科学省講師の講演を聴講可能とすることで研修機会とした。令和7(2025)年度以降も同様の取組を継続して実施する予定としている。

＜その他の研修＞

新規採用事務系職員・助手に対しては、「新規入職者研修」を実施している。本学園の歴史、現状と当面の課題などを総務担当常務理事から説明するとともに、化学物質管理に係る雇入れ時等教育、ハラスメント相談体制、防災体制など、必要事項の教育も合わせて実施している。

法令等の改正を踏まえて行われる必要事項の研修等については、必要に応じて随時実施している。化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)の政省令改正、労働安全衛生規則の改正等への対応としては、「化学物質管理者」選任予定の教員に対して外部研修に参加させ、教職員に対して「労働安全衛生規則及び化管法の政省令等の改正に係り求められる対応の説明会」を実施している。

個々に行われる学外研修会への派遣については、学外団体(文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本学術振興会、労働基準協会等)が主催する研修会に、役職等を問わず、積極的に職員を参加させている。対面での研修会に加えて、昨今ではオンライン形式の研修・講習も増加しており、資質・能力向上のため、積極的な参加を促している。参加状況は「学内研修会一覧」として集約し、教職員ファイルサーバに保存している。

＜自己啓発(資格取得等、スキルアップの推奨)＞

全教職員自ら仕事処理への時間的効率化やスキルアップに積極的に取り組むことは、大学としての質の向上を図る上で必要不可欠である。令和5(2023)年12月、職員の中で積極的に業務関連資格を学び、取得した4人に対して顕彰式を開催した。顕彰を行ったことについては、令和6(2024)年1月に実施した「新年初顔合わせ会」において、理事長・学長より教職員に周知がなされ、教職員一同、引き続きより一層の研鑽に努めるよう指示が出されている。大学を取り巻く様々な環境変化や新たな課題にも適切に対応できるよう、各自が自らの資質・能力の向上を図ることを奨励していることにより、業務関連資格等の取得者が増加している。令和5(2023)年度から令和6(2024)年度の主な国家資格取得状況は、第一種衛生管理者2人、国家資格キャリアコンサルタント1人、危険物取扱者・乙種第4類1人、給食用特殊料理専門調理師1人、甲種防火管理者講習修了6人、防災管理者講習修了5人となっており、職場全体の資質・能力向上に繋がっている。

＜自己申告制度＞

教育機関としての社会的責務をしっかりと果たすためには、複雑化する業務を担う事務系職員の役割が格段に重要となっている。「東京聖栄大学 FD・SD 実施方針」に掲げた方針等を踏まえ、人材育成と組織活力の向上を図ることを目的として、「自己申告制度」を平成 28(2016)年度から、毎年度実施している。これは、自己の能力の発揮やスキルの向上、職務への考え、勤務場所の希望等についても上申できるコミュニケーション機会となっている。対象者は「就業規則（事務系職員）」の対象職員とし、様式を元に、毎年 1 月末までに総務担当常務理事宛に自己申告書を提出し、総務担当常務理事もしくは財務担当常務理事により、対象者全員に対してヒアリング（面談）を実施している。制度導入から現在まで、育児休業等の休職者を除いた対象者全員が、申告書の提出とヒアリング（面談）を行っている。なお、令和 7(2025)年自己申告については、育児・子育てと仕事との両立を支援する観点から、自己の希望等を理事長へ申告する機会を設けるため、育休中で令和 7(2025)年中の復帰が見込まれる職員に対しても申請書提出を可能（提出は任意）としている。

◇エビデンス集（資料編）

FD の方針・計画

【資料 5-3-1】ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code

【資料 5-3-2】東京聖栄大学 FD・SD 実施方針

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf

【資料 5-3-3】令和 7 年度 FD 実施計画

FD の実施報告書

【資料 5-3-4】令和 6 年度 FD 活動報告

SD の方針・計画

【資料 5-3-5】ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code

【資料 5-3-6】東京聖栄大学 FD・SD 実施方針

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf

【資料 5-3-7】東京聖栄大学 SD 計画（標準年度）

SD の実施報告書

【資料 5-3-8】令和 6 年度 合同研修会 報告書

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-3-a】東京聖栄大学学則（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf

【資料 5-3-b】FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程

【資料 5-3-c】FD 活動報告書（学生支援ポートフォリオ）（教職員ファイルサーバ内）

【資料 5-3-d】令和 7 年度 教科打合せ会 次第

【資料 5-3-e】令和 7 年度 授業実施についてお願い

【資料 5-3-f】FD・SD 実施状況一覧

【資料 5-3-g】令和 5 年度役員・評議員研修について（出欠含む）

【資料 5-3-h】令和 6 年度役員・評議員研修（合同研修会）について（出欠含む）

【資料 5-3-i】令和 7 年度 新規入職者(初任者)研修 次第

【資料 5-3-j】労働安全衛生規則及び化管法の政省令等の改正に係り求められる対応の説明会 次第

【資料 5-3-k】令和 6 年度学内外研修会一覧（教職員ファイルサーバ内）

【資料 5-3-l】職員資格取得状況一覧（令和 5 年度～）

【資料 5-3-m】令和 7 年 自己申告について（通知・様式・FAQ）

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営**A. 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。**

研究環境整備については、従前は中期計画に示した方針に沿って策定した事業計画に基づき実施してきた。これに加え、本学における研究環境整備の方針・計画を明確化する観点から、令和 6(2024)年 9 月に「研究環境整備の方針」及び「研究環境整備計画（標準年度）」を策定した。同方針は【表 5-4-1】のとおりである。

【表 5-4-1 研究環境整備の方針】

研究環境整備の方針
1. 研究の諸活動、特に栄養及び食品と健康に関する研究と実践に必要な研究費、研究室、その他の環境を確保し、教員や学生が利用しやすく、安全に配慮した研究環境の整備に努める。 2. 公正な研究活動の推進のため、関係法令、ガイドライン、及び学内諸規程に基づく研究費の適正な執行管理を行う。 3. 補助金等の外部資金による研究活動を推進するための支援を行う。 4. 自治体及び地域社会や経済産業界との連携を図り、地域及び社会課題の解決につながる研究を推進できるよう支援を行う。

教職員へは「規程管理システム」を利用して周知・共有しているほか、方針については大学ホームページ上で学外公表している。

本学の研究環境整備は、「研究環境整備計画（標準年度）」に基づき実施している。

教授、准教授、講師については、原則個室の研究室を付与している。助教については、原則指導教授と同一の研究室で執務することで、助教への教育効果を図っている。教員は、着任後すぐに職務に従事できるように、机・椅子等の什器、パソコン及びプリンタを大学が整備している。助手については、学科毎の助手室を整備し、同様に什器やパソコン等を整備している。また、各研究室にはインターネット環境（Wi-Fi を含む）及び学内 LAN を整備している。さらに、非常勤教員を含む全教員に対して、図書館などの資料を研究に活用できるようにしている。

研究環境の教員からの意見くみ上げ（機器の購入等）については、教育環境とともに所属学科会議に意見が出されている。学科会議の審議を経て、多くは学科において対応している。より大きな事案の場合は大学運営会議を経て、教授会、内容によってはさらに理事会で審議した上で対応し、充実を図っている。さらに、質保証の観点から、本学の研究環境に対する課題やニーズなどを法人として把握し、その実態に即した対応策の検討を行うことで、よりよい研究環境実現の参考にすることを目的として、令和 6(2024)年 11 月に、助教以上の教育職員に対して法人事務局が「東京聖栄大学 研究環境に関する調査」を行った。その結果、安全管理や職員による事務手続きの適切性などは高い評価を得られたが、研究時間の少なさなどについては課題が見られた。教育職員から挙げられた意見を踏まえ、対応可能な内容については検討を行う旨が、常務理事会で確認され、図書館委員会において「ScienceDirect」の導入について検討がなされた。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用**A. 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。**

研究倫理に関する規則については、「東京聖栄大学研究倫理審査委員会規程」「東京聖栄

大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」「東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程」「科学研究費補助金取扱規程」「東京聖栄大学科学研究費補助金取扱要領」「東京聖栄大学動物実験に関する規程」等の規程を整備し、誠実な運営を行っている。また、令和 7(2025)年 3 月、研究不正防止及び研究費不正防止の観点から、全教員および研究業務に携わる職員を対象とした研究倫理教育およびコンプライアンス教育として、「研究倫理研修会」を実施している。内容は、研究費の不正使用について説明と質疑応答を行っているほか、日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニング」の受講を求めている、受講後は希望により「研究倫理教育修了証明書」を発行している。

5-4-③研究活動への資源の配分

A. 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。

研究活動への資源配分について、本法人の予算については、「経理規程」の定めに加え、「予算編成基準」、財務担当理事が定める当該年度の「予算編成の基本方針」を踏まえて配分されている。研究活動への資源配分は、「研究費支給規程」により定めている。研究費は、各教員に割り当てられる「割当配分予算」と、研究推進委員会による審査の結果採択された者に配分される、「特別研究費」「共同研究費」などの「積上配分予算」となっている。

割当配分予算は、個人研究費（教授 20 万円、准教授・講師・助教各々 17 万円、助手 5 万円）と国内研究旅費（教授 10 万円、准教授・講師・助教各々 8 万円、助手 5 万円）が配分されている。

個人研究費については、研究目的のため、備品、図書、消耗品、謝金、通信費等に活用している。国内研究旅費については、「出張及び旅費規程」に基づく国内で開催される学会、講演会、研修会、研究会等に出張するための旅費等を用途としている。

積上配分予算は、研究計画書を学長宛に提出し、審査の上、採択された者に対して、学長手持ちの重点配分予算から配分される「特別研究費」、審査の上、採択された共同研究に対して、学長手持ちの重点配分予算から配分される「共同研究費」、教員の海外出張に対して、学長の申し出により理事長が承認した者に対して重点配分される「海外研修旅費」等となっている。これらの審査は適切に行われ、有効に活用されている。

研究費の適正利用に関しては、「東京聖栄大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」「東京聖栄大学の公的研究費に関する不正防止計画」「東京聖栄大学 公的研究費の使用に関する行動規範」「公的研究費の管理・監査の責任体制について」「公的研究費に係る各種相談・通報窓口について」を定めており、本内容については大学ホームページ（情報公表ページ 研究の適正に関すること）でも公表している。

研究活動における人的支援については、研究者（教員）が所属する学科の助手やゼミナールの学生により行われるなど、研究者個々に委ねられてきた。研究活動に必要な補助業務に対する人的支援を組織的に行うことを目的に、令和 7(2025)年 4 月 1 日を施行日として「学校法人東京聖栄大学リサーチ・アシスタント規程」を策定している。必要が生じた場合には、学科長が学科会議に諮り、研究推進委員会の議を経たうえで、学長の申し出により理事長がリサーチ・アシスタントを委嘱できることを規定している。事務体制における支援は、法人事務局総務課および財務課、大学事務部学務課が連携して支援にあたって

いる。公的研究費執行等の事務処理については、学内規程に基づき適正に実施している。

B. 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

研究活動のための外部資金の導入については、学園情報共有システム（教職員用グループウェア）による情報提供、科学研究費助成事業公募要領等 学内説明会等を実施し、科学研究費、受託研究、そのほかの助成研究など、外部資金獲得のための努力を行っている。採択された科学研究費の概要や受託研究等の結果については、本学ホームページにおいて公表している。

規程については、「科学研究費補助金取扱規程」「東京聖栄大学 科学研究費補助金取扱要領」「公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程」「東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程」「東京聖栄大学 受託研究取扱規程」など、必要な規程を定めている。

研究に関する外部資金の獲得状況として、過去 5 年間の科学研究費の採択件数及び配分額については【表 5-4-2】、過去 5 年間の受託研究獲得件数及び金額一覧については【表 5-4-3】のとおりである。また、下記以外にも、各種団体（公益財団法人等）から、令和 5(2023)年度 1 件、令和 6(2024)年度 2 件の研究助成を受けている。

【表 5-4-2 過去 5 年間の科学研究費等採択件数及び配分額】

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規採択件数	1 件	0 件	2 件	0 件	0 件
継続件数含む	4 件	2 件	5 件	5 件	5 件
配分額	3,094 千円	1,144 千円	5,239 千円	4,329 千円	2,119 千円

※1. 新規採択件数は分担者としての採択は含まないが、継続件数と配分額には分担者分を含む。

※2. 金額は、間接経費を含んだ合計額。

※3. 配分額に計上している金額は、本学に配分された分のみ表示している。（代表者に配分された金額のうち、他大学の分担者分は除いている）

※4. 件数及び金額は、各年度 3 月 31 日現在。

【表 5-4-3 過去 5 年間の受託研究 獲得件数及び金額一覧】

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受託件数	3 件	2 件	4 件	3 件	1 件
受託金額総計	4,041 千円	3,160 千円	11,061 千円	4,450 千円	2,610 千円

※1. 金額は、間接経費を含んだ合計額。

※2. 件数及び金額は、各年度 3 月 31 日現在。

◇エビデンス集（資料編）

研究環境に関する調査の結果

【資料 5-4-1】東京聖栄大学 研究環境に関する調査（依頼文・集計結果）

研究環境整備の方針・計画

【資料 5-4-2】研究環境整備の方針（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_research_environment_policy.pdf

【資料 5-4-3】研究環境整備計画（標準年度）

研究倫理に関する規則

【資料 5-4-4】東京聖栄大学研究倫理審査委員会規程

【資料 5-4-5】東京聖栄大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12-6.pdf

【資料 5-4-6】東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2023_kanri_kansa_06.pdf

【資料 5-4-7】科学研究費補助金取扱規程

【資料 5-4-8】東京聖栄大学科学研究費補助金取扱要領

【資料 5-4-9】東京聖栄大学動物実験に関する規程（東京聖栄大学ホームページ）

	https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/12-3_1.pdf
研究費の適正利用に関するマニュアル	
【資料 5-4-10】	東京聖栄大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_01.pdf
【資料 5-4-11】	東京聖栄大学の公的研究費に関する不正防止計画（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_03.pdf
【資料 5-4-12】	東京聖栄大学 公的研究費の使用に関する行動規範（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2025_kanri_kansa_04.pdf
【資料 5-4-13】	公的研究費の管理・監査の責任体制について（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_02.pdf
【資料 5-4-14】	公的研究費に係る各種相談・通報窓口について（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_05.pdf
研究活動への資源配分に関する規則	
【資料 5-4-15】	予算編成基準（経理規程第 48 条関係）
【資料 5-4-16】	研究費支給規程
【資料 5-4-17】	令和 7 年度 配当予算の配布について（稟議書）（教員研究費の割当配分予算）
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則	
【資料 5-4-18】	学校法人東京聖栄大学 リサーチ・アシスタント規程
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書	
【資料 5-4-19】	科研費等申請等に係る学内インフォメーション一覧
外部資金応募・獲得の実績一覧	
【資料 5-4-20】	科学研究費 応募・獲得件数
【資料 5-4-21】	科学研究費 獲得状況
【資料 5-4-22】	受託研究 獲得状況
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料	
【資料 5-4-a】	研究室等一覧（令和 7 年度学生便覧 p117）
【資料 5-4-b】	令和 6 年 12 月 18 日 常務理事会議事録（研究環境調査報告 該当部分抜粋版）
【資料 5-4-c】	令和 6 年度 第 6 回図書館委員会議事録
【資料 5-4-d】	令和 6 年度 研究倫理研修会の開催について
【資料 5-4-e】	経理規程
【資料 5-4-f】	出張及び旅費規程
【資料 5-4-g】	研究の適正に関すること（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/appropriateness_research/#fusei_boushi
【資料 5-4-h】	科学研究費・二国間交流事業共同研究（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/kakenhi/
【資料 5-4-i】	受託研究（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/consigned_research/
【資料 5-4-j】	公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程
【資料 5-4-k】	東京聖栄大学 受託研究取扱規程

【基準 5 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

＜教職員への研修機会＞

教職員を対象にしている各種研修のうち、「合同研修会」（令和 5(2023)年度までは「FD・SD 合同研修会」として実施）については、教員・事務系職員の専門性と資質の向上のための取組として実施している。特に、平成 26(2014)年度以降、新型コロナウイルス感染症流行の令和 2(2020)～令和 3(2021)年度以外は、毎年度文部科学省で政策立案を担当している担当官をお招きした講演を行っており、教職員が審議会の動向を学ぶ機会であるとともに、意識を高める機会としても機能している。FD 研修会や事務系職員を対象とした研修会も、合同研修会と同日に行っている。研修会については、教員、事務系職員それぞれにアンケートを実施しており、研修内容について「大いに役に立った」または「役に立った」と回答する割合は、いずれも 9 割を超えるなど、有意義な研修機会となっている。

＜自己啓発（資格取得等、スキルアップ）の推奨＞

教職員の資格取得やスキルアップに対して顕彰を行ったことを契機に、大学を取り巻く

様々な環境変化や新たな課題にも適切に対応できるよう、各自が自らの資質・能力の向上を図ることを奨励していることにより、業務関連資格（国家資格等）の取得者が増加し、職場全体の資質・能力向上に繋がっている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 5(2023)年度に試行的に実施した、授業の中間時点で実施する「中間アンケート」は、即座に解決できる改善すべき内容については当該年度の授業実施期間中に反映するなど一定の効果が見られたことから、令和 6(2024)年度以降も実施を推奨することとして教員に周知を行った。令和 6(2024)年 9 月に教員に対して行った調査では、中間アンケートを 1 回以上実施した科目は全体の 1/4 程度と、全学的な取組まで至っていない点が課題である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「中間アンケート」については、実施にあたり問題点があるかなどを FD 委員会において確認し、授業改善に向けた実効性のある方法を引き続き勘案していく。

基準 6. 経営・管理と財務**6-1. 経営の規律と誠実性****①経営の規律と誠実性の維持****②環境保全、人権、安全への配慮****(1) 6-1 の自己判定**

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**6-1-①経営の規律と誠実性の維持****A. 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか。**

学校法人東京聖栄大学（以下「本法人」という。）の理事会は、寄附行為に基づき使命・目的の達成に向けた最終意思決定を行っている。本法人の目的は、寄附行為第3条に「教育基本法及び学校教育法並びに諸関係法規に従い学校教育を行い、健康と栄養に関する高度な知識と専門技術を教授研究し、社会に貢献できる人材育成並びに幼児教育を行うこと」としており、関係法令に基づいた運営を行うことを規定している。また、令和4(2022)年9月、建学の精神に基づいた私立大学としての使命を果たしていくために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にした「東京聖栄大学 ガバナンス・コード」を制定し、ガバナンス・コードに則った運営を行っている。また、毎年度、ガバナンス・コードに則った運営がなされているか、適合（遵守）状況を確認し、その結果を大学ホームページに公表している。令和6(2024)年10月、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」が改正され、第2.0版になったことから、本コードの適用開始日である令和7(2025)年4月1日以降は、これに基づいた運営を行うことを、令和7(2025)年3月の理事会において確認し、適用している。また、令和7(2025)年度より、日本私立大学協会が定めた様式による「点検結果報告書」による毎年度の点検を行い、令和7(2025)年度は10月末までに日本私立大学協会に提出を行うこととしている。

組織倫理に関しては、寄附行為をはじめとし、「就業規則」「学校法人東京聖栄大学倫理規程」「内部監査規程」「内部監査要項」「東京聖栄大学利益相反に関する規程」「公益通報者保護規程」等、各種規程を整備し、規定に基づき誠実に運営を行っている。

コンプライアンス（法令順守）の観点から、労働基準法施行規則等の改正、労働安全衛生規則の改正、化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）の政省令改正、育児・介護休業法の改正等、法令改正により対応が必要な事項については、規程改正や法令に適合した体制整備等を行っている。なお、学校教育に関連する法令の確認については、毎年度、「法令遵守一覧表」を作成してチェックを行うことで、法令に沿った適切な運営を行っている。

B. 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

本学の情報の公表については、各種法令の規定及び本学「情報公開規程」に基づき、大学ホームページに「情報公表ページ」を設け、必要情報を集約して分かりやすく公表している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に関する教育研究活動等の情報（10 項目）、学校教育法第 109 条に基づく自己点検・評価結果、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 及び第 22 条の 8 に基づく教員養成に関する情報、令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行の私立学校法（以下「改正私立学校法」という。）第 137 条及び第 151 条に基づく情報として、決算報告（監査報告を含む）、事業報告書、寄附行為、役員等名簿、役員及び評議員の報酬等の支給の基準等を公表している。

改正私立学校法第 103 条に定める計算書類等の作成及び保存については、令和 6(2024)年 9 月 13 日認可の寄附行為（以下「改正後寄附行為」という。）第 68 条に定め、令和 7(2025)年度決算よりこれを適用することとしている。改正私立学校法第 107 条に定める財産目録等の作成、備置き及び閲覧等について、改正後寄附行為第 69 条に定めている。財産目録の備置き、閲覧請求権者、インターネット等による公表などについては改正私立学校法が適用となるが、令和 6(2024)年度末の財産目録は従来の方で作成を行うこととされており、それを適用している。なお、令和 7(2025)年 4 月 1 日改正の学校法人会計基準に基づく情報（計算書類の附属明細書等）については、令和 7(2025)年度決算から適用する。また、令和 7(2025)年度予算書については、令和 7(2025)年 4 月 1 日改正の学校法人会計基準に基づいて作成している。

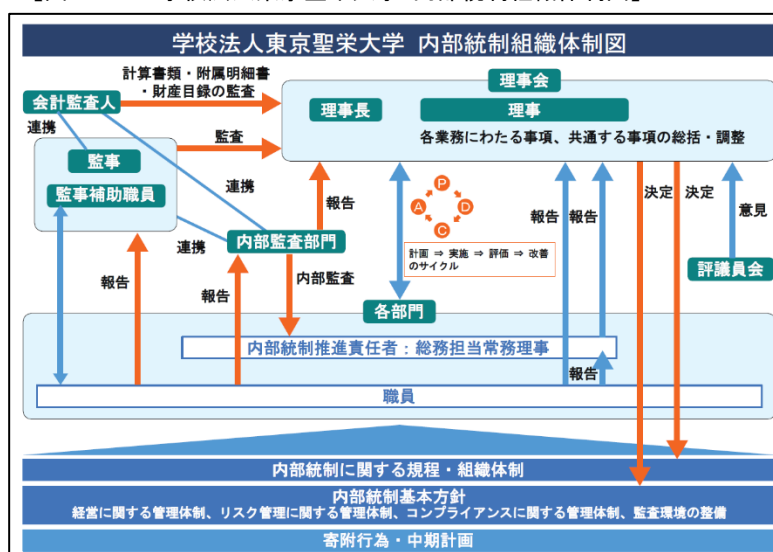
これらで示した情報のほかにも、各種法令で定められた公表内容（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、個人情報保護に関する法律等）については、適宜対応を行っている。

このほか、教学マネジメント指針で示された内容を踏まえ、「全ての大学において収集可能と考えられるもの」とされた内容を中心に、本学の現在の取組状況及びホームページでの公表状況を、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」において確認を行った。未対応の内容については対応を進め、同じく情報公表ページ内での公表を行っている。

C. 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

令和 7(2025)年 4 月 1 日私立学校法改正を契機に、令和 7(2025)年 3 月、理事会において「学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針」の策定を行った。これは、関係法令・本法人寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針であり、その内容は、経営に関する管理体制について、リスク管理に関する体制について、コンプ

【図 6-1-1 学校法人東京聖栄大学 内部統制組織体制図】



ライアンスに関する管理体制について、監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）について示している。これまで本法人で運用してきた規程等を踏まえ、明確化した方針となっている。

本法人の内部統制に関する組織体制図は、【図 6-1-1】に示すとおりである。

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境や人権について配慮しているか。

環境保全への配慮については、省エネ対策として、平成 25(2013)年度に新築した 7 号館及び平成 26(2014)年度に改修工事を実施した 4 号館は人感センサー付の照明を一部に設置しているほか、その他の建物についても、使用しない際のこまめな消灯の呼びかけ、夏場のクールビズ励行等に努めている。令和 5(2023)年度には、全館蛍光灯の LED 化を行い、電力料金及び電力使用量の削減を図った。

地元自治会等の諸団体で構成される「新小岩北口美化連絡会」の活動として行われる「新小岩駅北口クリーン作戦（地域美化活動）」では、毎月第 3 土曜日の早朝、本学の学生が駅前清掃・美化活動に協力している。新型コロナウイルス感染症の流行を受け、令和 2(2020)年度以降は学生の参加を見合わせていたが、令和 6(2024)年 3 月より復活し、全学生で構成される「学友会」の役員、部・同好会所属の学生を中心に、原則毎月活動を行っている。

本学は、「食と栄養」の教育機関として、食品を取り扱う学部学科であることから、食品ロス削減の取組にも積極的に関与している。令和 5(2023)年度より、フードロス削減の一環で「フードドライブ活動」に取り組んでいる。フードドライブは、賞味期限までまだ日数があるのに家庭で、使い切れない・使わない等の理由により「まだ食べられる食品」を集め、経済的な理由などにより困っている方を対象に食料の支援を行う活動で、年間 5～6 回程度実施しており、聖栄葛飾祭（大学祭）においてもその取組を行っている。また、ごみ減量を図るための葛飾区民への啓発活動の一環として、食材の「食べきり・使いきりメニュー」の「レシピ作成」「コンテスト審査」「動画配信」等を、葛飾区からの依頼により実施している。

人権への配慮については、「ハラスメント防止対策規程」「ハラスメントの防止に関するガイドライン」を制定している。本学園では労働施策総合推進法の改正を契機に、教育機関としての社会的責務を踏まえ、学園内におけるあらゆるハラスメントの防止に関する取組を進めており、令和 3(2021)年度には「ハラスメント防止対策規程」及び「ハラスメントの防止に関するガイドライン」を改正した。さらに、令和 4(2022)年 2 月、「ハラスメントの防止に関するトップメッセージ」を理事長名で教職員に向けて発信しているとともに、令和 4(2022)年 4 月、「就業規則」を改正している。学生に対しては「ハラスメントの防止に関するガイドライン」とともに、相談体制について学生便覧で周知を図っている。新入生に対しては、新年度ガイダンスにおいて説明を行い、相談窓口と相談員については学内掲示で周知している。できるだけ目立つ位置への掲示を行うことで、学生に対しての周知に努めている。ハラスメント相談員については、性別、役職、年齢等のバランスを考慮した発令を行っている。

B. 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

危機管理の体制については、「学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針」において、リスク管理に関する体制を明示している。詳細個別規程については、「学校法人東京聖栄大学 危機管理規程」を定めている。本規程については、危機管理に対する体制を学校法人全体として充実・強化する観点から見直しを行い、令和 6(2024)年 11 月に改正施行した。また、本規程に付属する文書として、「危機管理マニュアル」「緊急連絡網」「地震発生時の行動計画」等を整備している。

危機管理マニュアルには、自然災害、重大事故（授業中の火災発生、毒物・劇物の紛失・盗難）、健康危機、コンプライアンス、ハラスメント行為、個人情報保護記載文書等情報流出、その他事故等発生の場合、マスコミ対応等について定められ、事案発生時に適切な対応を行うことができるよう、予め備えている。

安全への配慮については、「防火管理規程」のもとに防火管理委員会が組織されており、全学的な「防火・防災訓練」を毎年度実施している。防火・防災訓練は、1 年次生全員参加（そのほか、学生防災委員・クラス委員長・学友会役員および教職員を含め、約 200 人が対象）とし、火災・災害発生時の行動手順の訓練を行い、防火・防災体制の整備、各自の役割を習熟するものとなっている。併せて大規模地震が発生し危険が切迫した時の避難場所である新小岩公園について、位置の確認や防災機能についての学習を行い、学生・教職員の防火・防災意識と安全の向上を目的としている。なお、令和 6(2024)年度の訓練は雨天であったため、本学講堂への避難に変更し、避難後は、本学を管轄している本田消防署による防火・防災講習、新小岩公園の防災機能の学習、大学備蓄物品・資器材の学習を行っている。

また、防火管理規程に基づき、建物の各室又は場所ごとに火元責任者を配置し、日常の防火管理に努めている。これに加え、各棟「防火管理体制」及び「防火管理委員会編成表」については、学園情報共有システム（教職員用グループウェア）を利用して教職員に周知・共有している。防火管理体制の強化として、「防火管理に関する講習会」の受講希望者は積極的に講習会に参加させる等の取組を行っており、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、11 人の事務系職員が講習会を受講し、防火管理者の資格を取得している。

防災については、このほかにも、年次計画に基づき保存食・防災資機材の充実と防災資機材の使用法の習得等の活用などを行っている。なお、防災資機材として本学が保有している「煮炊きレンジ（燃料式）」と「発電機（燃料式）」について、化管法の適用により燃料の保有に制限が発生し、使用不能となっている。そのため、災害時を想定した食料品備蓄については、「煮炊きレンジ」を使わずに水のみで使用可能な食品の備蓄としており、「発電機」については燃料式のものに代えてカセットガス式のものを代替品として購入している。また、地元葛飾区にある本田消防署と連携し、AED（自動体外式除細動器）の使用法を含めた普通救命講習会を実施しており、学生の意識・スキルの向上を図っている。

「災害時安否確認システム」を利用した訓練は、全学生に対して行っている。この運用訓練は、大規模地震等の災害発生時における危機管理意識向上及び大学と学生との緊急連絡体制の向上を図るために、毎年度行っている。なお、本学では「災害時優先電話」（災害時に電話が混雑して発着信規制が発生しても、優先的に発着信を行うことができる契約を電気通信事業者と結んでいる電話回線）を設置している。

昨今の高度情報社会においては、情報資産のセキュリティ確保が情報環境の安全を高めるために不可欠であることを鑑み、「学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ規程」及び関連ガイドラインを策定し、運用している。

教職員等の健康障害防止のための基本対策に関すること、健康の保持増進を図るための基本対策に関すること、労働災害の原因及び再発防止対策のうち衛生に係るものに関すること等については、「就業規則」「労働基準法」及び「労働安全衛生法」並びに関係法令の定めるところにより、「衛生委員会規程」を定めている。教職員だけでなく、学生への安全管理の観点からも、衛生委員会から部課長会議や教授会等において、必要に応じて調査結果や取組状況が報告されている。

個人情報の保護に関することについては、「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」及び「個人情報保護規程」を定め、「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」については、本学ホームページに示している。

また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定めている。危機管理に対する体制は、上記のほかにも「危機管理規程」等を定めている。

労働安全衛生規則及び化管法の政省令等の改正への対応としては、令和 6(2024)年 4 月 1 日に「化学物質管理者」(「保護具着用管理責任者」も兼任)を 2 人委嘱している。委嘱された教員は、指定研修(中央労働災害防止協会)を受講している。また、教職員に対しては、「労働安全衛生規則及び化管法の政省令等の改正に係り求められる対応の説明会」を複数回実施しているほか、衛生委員会規程を一部改正し、衛生委員会の付議事項に化学物質の自律的な管理の実施を行う事項を追加している。教職員に対しては、化学物質のリスクアセスメント実施を行うよう周知しており、教員および各事務部署は対応を行っている。化学物質管理体制については、厚生労働省基準に基づき明確化を図る必要があることから、「化学物質管理体制(図)」を策定し、教職員に対して周知を行っている。さらに、授業への対応としては、「調理系の化学物質管理安全対策マニュアル(教員用)」「実験系の化学物質管理安全対策マニュアル」を教員へ周知するとともに、「実習における化学物質管理(学生用)」「実験系の化学物質管理安全対策マニュアル」を全学生に配布し、マニュアルに沿った実験・実習を行うように努め、法令に則った安全管理を行っている。

◇エビデンス集(資料編)

組織倫理に関する規則

【資料 6-1-1】寄附行為(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation

【資料 6-1-2】ガバナンス・コード(東京聖栄大学ホームページ)

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code

【資料 6-1-3】就業規則(教育職員・臨時教育職員・事務系職員・臨時事務系職員)

【資料 6-1-4】学校法人東京聖栄大学倫理規程

【資料 6-1-5】内部監査規程

【資料 6-1-6】内部監査要項

【資料 6-1-7】東京聖栄大学利益相反に関する規程

【資料 6-1-8】公益通報者保護規程

情報公表に関する規則

【資料 6-1-9】情報公開規程

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL

【資料 6-1-10】情報公表(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/

私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

【資料 6-1-11】情報公表(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/

内部統制システムの基本方針

【資料 6-1-12】学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針(東京聖栄大学ホームページ)

内部統制の組織体制を示す図	https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/internal_control_system_dev.pdf
【資料 6-1-13】 学校法人東京聖栄大学 内部統制組織体制図（東京聖栄大学ホームページ）	https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/internal_control_org_chart.pdf
内部統制に関する規則	
【資料 6-1-14】 寄附行為（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation	
【資料 6-1-15】 学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	
【資料 6-1-16】 文書取扱規程	
【資料 6-1-17】 文書保存規程	
【資料 6-1-18】 学校法人東京聖栄大学危機管理規程	
【資料 6-1-19】 学校法人東京聖栄大学倫理規程	
【資料 6-1-20】 学校法人東京聖栄大学 監事監査規程	
ハラスメント防止に関する規則	
【資料 6-1-21】 ハラスメント防止対策規程	
【資料 6-1-22】 ハラスメントの防止に関するガイドライン	
個人情報保護に関する規則	
【資料 6-1-23】 プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について（東京聖栄大学ホームページ）	
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/privacy/	
【資料 6-1-24】 個人情報保護規程	
【資料 6-1-25】 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針	
【資料 6-1-26】 個人番号及び特定個人情報取扱規程	
危機管理に関する方針・規則	
【資料 6-1-27】 学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針（東京聖栄大学ホームページ）	
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/internal_control_system_dev.pdf	
【資料 6-1-28】 学校法人東京聖栄大学 危機管理規程	
【資料 6-1-29】 防火管理規程	
【資料 6-1-30】 学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー	
【資料 6-1-31】 学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティ規程	
危機管理に関するマニュアル	
【資料 6-1-32】 危機管理マニュアル	
【資料 6-1-33】 情報セキュリティ関連ガイドライン（情報セキュリティ運用ガイドライン、システム管理者用セキュリティガイドライン、障害・事故措置フロー、情報システム利用ガイドライン）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料	
【資料 6-1-a】 法令等の遵守状況一覧（教職員ファイルサーバ内）	
【資料 6-1-b】 情報公表ページ（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/	
【資料 6-1-c】 令和5年度 事業報告書（29ページ）（東京聖栄大学ホームページ） 全館 LED 化の件	
https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/2024/2024_report.pdf	
【資料 6-1-d】 新小岩駅北口クリーン作戦（地域美化活動）に関する学内インフォメーション（一例）	
【資料 6-1-e】 聖栄葛飾祭 2024 パンフレット（16ページ、他）フードドライブの件	
【資料 6-1-f】 食べきり・使いきりメニュー（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/eco_menu/	
【資料 6-1-g】 ハラスメントの防止に関するトップメッセージ	
【資料 6-1-h】 「ハラスメントに関する相談窓口及び相談員」について（20250409 学内インフォメーション）	
【資料 6-1-i】 防火・防災訓練実施について	
【資料 6-1-j】 「防火管理者体制」及び「防火管理委員会編成表」について（20241031 学内インフォメーション）	
【資料 6-1-k】 普通救命講習会について	
【資料 6-1-l】 災害時安否確認システムについて	
【資料 6-1-m】 衛生委員会規程	
【資料 6-1-n】 労働安全衛生規則及び化管法の政省令等の改正に係り求められる対応の説明会について	
【資料 6-1-o】 化学物質管理者から教職員への周知事項（メール配信）	
【資料 6-1-p】 「化学物質管理体制（図）」の周知について（化学物質管理体制、化学物質管理強化月間対応含む）（20250305 学内インフォメーション）	
【資料 6-1-q】 化学物質管理安全対策マニュアル（調理系の化学物質管理安全対策マニュアル（教員用）、実験系の化学物質管理安全対策マニュアル、実習における化学物質管理（学生用）	

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

A. 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

本法人の意思決定については、寄附行為に基づき行っている。法人の意思決定に関する組織図は、【図 6-2-1】に示すとおりである。

【図 6-2-1 学校法人東京聖栄大学の意思決定に関する組織図】

正前寄附行為」という。)では第16条の定めにより、令和7(2025)年4月1日以降は、改正私立学校法の規定に基づいた改正後寄附行為では第13条の定めにより、理事で構成する理事会を設置している。

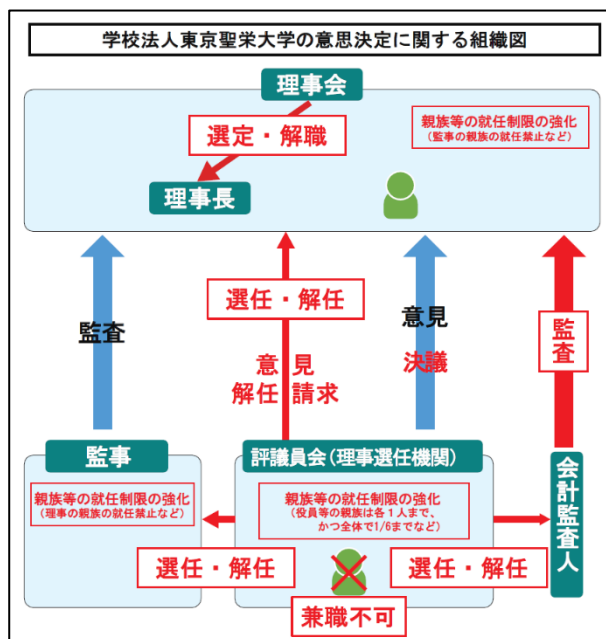
理事の構成については、改正前寄附行為では第 7 条第 1 項に掲げる者としている。また、第 7 条第 3 項により、その選任の際現に本法人の役員又は職員でない者（外部理事）を 1 人以上選任することとしており、2 人の外部理事を選任している。令和 7(2025)年 4 月 1 日改正私立学校法の規定に基づいた理事の構成は、改正後寄附行為第 8 条第 1 項に掲げる者としており、資格

および構成は第 9 条に示している。本法人は大臣所管学校法人であるため、改正私立学校法第 31 条第 4 項第 2 号に規定する理事（外部理事）は 2 人以上置くこととなる。なお、理事の資格・構成の改正後寄附行為適用は、令和 7(2025)年度の定時評議員会の終結の時以降となる。

理事会は、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、その他重要事項等について審議し、私立学校法の規定を踏まえた上で、使命・目的の達成に向けた最終意思決定を行っている。また、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

本法人では、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、寄附行為施行細則第 3 条の定めにより 3 人の常務理事を置いており、それぞれ総務、財務、教学の業務を分担している。理事会は、寄附行為施行細則第 4 条第 1 項に定める常務理事会に、同条第 2 項の規定により日常業務の処理を付託している。なお、令和 7(2025)年 4 月 1 日以降は、改正後寄附行為第 15 条により、常務理事は改正私立学校法第 37 条第 4 項の業務執行理事としている。業務執行理事は、理事長を補佐して本法人の業務を掌理している。また、改正後寄附行為第 17 条の定めにより、理事長および業務執行理事は、三月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告することを定めており、令和 7(2025)年 4 月 1 日以降はこれを適用している。

役員及び評議員に対する報酬等については、改正後寄附行為第 58 条に定め、「学校法人東京聖栄大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程」に従って算定した額を報酬等として支給している。支給の基準については、改正私立学校法第 107 条の定めにも則り、毎会計年度終了後三月以内に作成することとしている。



経営に関する管理体制については、「学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針」に示しており、適切に機能している。

B. 理事会の運営を適切に行っているか。

理事会の運営については、寄附行為、寄附行為施行細則、「学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針」、ガバナンス・コード、そのほか関連規程等に基づき、適切に行っている。

理事会は原則奇数月に定例開催している。このほか、速やかに決定を要する案件が生じた場合は臨時理事会を開催し、迅速な意思決定に努めている。令和 6(2024)年度は年間 12 回の理事会を開催しており、理事会における理事の出席率は 100%（書面表決者を含む）と、良好な出席状況を保っている。

常務理事会は、理事会の審議事項の事前調整によって意思決定の迅速化を図るとともに、理事会から付託された日常業務を処理することとしており、原則 8 月を除いて月 1 回定例開催、緊急を要する場合は随時開催している。令和 6(2024)年度は年間 12 回開催しており、理事会の方針を踏まえた日常業務が円滑に行われている。

C. 理事の選任を適切に行っているか。

理事の選任については、寄附行為の定めに基づき行っている。

令和 5(2023)年 11 月の役員・評議員改選時については、令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行の私立学校法適用前であることから、改正前寄附行為に基づき理事の選任を行った。対象者は、理事長・学長を除く全役員・評議員である。令和 5(2023)年 11 月に重任、就任した理事の任期については、令和 7(2025)年 4 月 1 日に改正私立学校法が施行され、役員・評議員に関する資格要件の変更等、法定される要件を踏まえた対応を行うため、全員「令和 7 年度の最初の定時評議員会の終結の時まで」とすることが、令和 5(2023)年 10 月 25 日理事会において全会一致で議決されており、それが適用されている。

令和 7(2025)年 4 月 1 日以降は、改正私立学校法の規定に基づいた改正後寄附行為に則り理事の選任を実施している。理事長・学長の任期は、令和 7(2025)年 3 月 31 日までであったが、令和 7(2025)年 4 月 1 日からの学長として再任されたことを受け、改正後寄附行為附則(17)第 4 項を適用し、任期の終期を令和 7(2025)年度の定時評議員会の終結の時まで伸長している。

なお、理事の資格・構成について、令和 7(2025)年度の定時評議員会の終結の時までは令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行前の私立学校法の規定が適用されており、改正前寄附行為第 7 条に基づいた資格・構成となっている。また、令和 7(2025)年度定時評議員会において、改正後寄附行為に基づく資格・構成が適用された理事の選任を行う予定である。理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

A. 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

理事会は、大学の使命・目的を達成するため、中期計画、事業計画及び事業報告書等を作成し、教育・研究の目的達成のために経営者の立場から経営基盤の確保に努めている。法人の最終意思決定機関である理事会と、諮問機関である評議員会において、経営面における審議・諮問が行われている。さらに監事は、理事の業務執行を適切に監査している。

本法人においては、令和 7(2025)年度からの 5 年間の計画である第IV期中期計画を理事会が策定している。中期計画実現のため、財務、組織、人事、ガバナンス等の経営基盤の強化、内部統制システムの実行に努めている。

◇エビデンス集（資料編）

法人の意思決定に関する組織図

【資料 6-2-1】学校法人東京聖栄大学の意思決定に関する組織図

予算・決算を承認した際の理事会の議事録

【資料 6-2-2】予算承認に係る理事会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年 3 月 26 日）

【資料 6-2-3】決算に係る理事会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 5 月 22 日）

【資料 6-2-4】決算に係る理事会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年 5 月 28 日）：後日提出予定

理事を選任する会議体の規則

【資料 6-2-5】寄附行為（東京聖栄大学ホームページ）https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation

理事を選任した際の会議体の議事録

【資料 6-2-6】理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 5 年 10 月 25 日、令和 5 年 11 月 27 日）

【資料 6-2-7】評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年度定時評議員会）：後日提出予定

中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

【資料 6-2-8】理事会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 11 月 27 日、令和 7 年 1 月 22 日、令和 7 年 3 月 26 日）

理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-9】理事会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年 3 月 26 日）（実施することの予告）

【資料 6-2-10】理事会議事録（該当部分抜粋）及び資料（令和 7 年 5 月 28 日）：後日提出予定

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-2-a】学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則

【資料 6-2-b】学校法人東京聖栄大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_officer_remuneration_rules.pdf

【資料 6-2-c】内部統制（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#internal_control

【資料 6-2-d】ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code

【資料 6-2-e】令和 5～7 年度 理事会・評議員会・常務理事会出席状況一覧

【資料 6-2-f】学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf

【資料 6-2-g】令和 7 年度事業計画（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/11-3.pdf

【資料 6-2-h】令和 6 年度事業報告書（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2025/2025_report.pdf

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

A. 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行前の私立学校法に基づいた理事会・評議員会の運営は、改正前寄附行為に基づき実施している。理事長は、改正前寄附行為第 19 条第 3 項の規定

に基づき、評議員会を招集し、改正前寄附行為第 21 条で定められている事項について評議員会の意見を聴くなど、適切に評議員会を開催している。評議員会は、法人や理事の執行状況を確認するとともに、大学の運営、大学の各管理運営機関の執行状況等のチェックを行っている。評議員会での審議結果や意見等については、その後開催される理事会において報告がなされている。教学系の代表者である学長は、改正前寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号の規定により理事であるとともに、第 23 条第 1 項第 1 号の規定により評議員となっている。また、第 7 条第 1 項第 3 号に、評議員のうちから評議員会において選任される理事を 2 人と規定しており、令和 7(2025)年 3 月 31 日現在、7 人の理事が評議員を兼ねている。監事については、改正前寄附行為第 15 条第 1 項第 7 号の定めにより理事会に出席し、必要に応じて意見を述べているほか、評議員会にも出席し、必要に応じて意見を述べている。

令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行後の私立学校法に基づいた理事会・評議員会の運営は、改正後寄附行為に基づき実施している。評議員会の開催にあたっては、理事会の決議に基づき理事長が招集することとしている。

令和 7(2025)年度の定時評議員会の終結の時以降は、理事と評議員の兼職は行わないことを、改正後寄附行為第 9 条、第 33 条に規定しているが、改正後寄附行為第 48 条の規定に基づき、理事長、業務執行理事、理事及び監事は、評議員会に出席することとしており、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明を行うこととしている。また、理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合については、改正後寄附行為第 49 条の規定に基づき、理事会が評議員会に対して丁寧に説明し、再度評議員会で決議を行うこととしている。

これらのことにより、理事会と評議員会が意思疎通と連携を行う体制となっている。

B. 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みは、教学の視点と管理運営の視点の両側から構築されている。

教員からの提案は、各学科会議で挙げられた意見を学科長が集約し、内部質保証の責任機関である「大学運営会議」を通じて、学部長、学長に報告される。教職員が参画している各種委員会からの提案も、大学運営会議に報告されている。大学運営会議で検討した内容のうち、必要な案件については、教授会や常務理事会で検討がなされている。

職員からの提案は、所属長を通じて部課長会議等で検討されている。部課長会議には、法人の総務担当常務理事と財務担当常務理事が参画しており、管理運営の視点も踏まえた検討を行っている。部課長会議で検討した内容のうち、必要な案件については、常務理事会で検討がなされている。このほか、事務系職員を対象に「自己申告制度」を導入している。本制度は、教育機関としての社会的責務をしっかりと果たすためには、諸業務を担う事務系職員の役割が格段に重要となってきたことを踏まえ、組織活力の向上や人材育成を図ることを目的として導入されている。「自己申告書」において、意見、要望、提言等の記載欄を設けており、職員の提案をくみ上げる仕組みとしても機能している。

理事長に対して決裁を求める機能は、「稟議規程」が制定されており、決裁を受ける事項

を定めている。

上記以外にも、必要に応じて、全教職員への学内提案募集型の公募等が行われている。令和 6(2024)年度は、志願者増・定員充足に関する教職員への学内提案募集型の公募を、理事長、各常務理事が主導し、学長の指示に基づき実施している。本件に関しては、「理事長・学長裁量経費」として予算を 500 万円計上して実施しており、教職員から 16 件の応募に対して 5 件を採択して取組を実施したほか、残りの 11 件については、学生募集に生かすこととしており、教職員の提案をくみ上げた取組が行われている。

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

A. 評議員の選任を適切に行っているか。

B. 評議員会の運営を適切に行っているか。

評議員の選任については、寄附行為の定めに基づき行っている。

令和 5(2023)年 11 月の役員・評議員改選時については、令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行の私立学校法適用前であることから、改正前寄附行為に基づき評議員の選任を行った。対象者は、理事長・学長を除く全評議員である。令和 5(2023)年 11 月に重任した評議員の任期については、令和 7(2025)年 4 月 1 日に改正私立学校法が施行され、役員・評議員に関する資格要件の変更等、法定される要件を踏まえた対応を行うため、全員「令和 7 年度の最初の定時評議員会の終結の時まで」とすることが、令和 5(2023)年 10 月 25 日理事会において全会一致で議決されており、それが適用されている。

令和 7(2025)年 4 月 1 日以降は、改正私立学校法の規定に基づいた改正後寄附行為に則り実施している。評議員の選任は、改正後寄附行為第 32 条の定めにより評議員会としている。なお、令和 7(2025)年度の定時評議員会の終結の時までは令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行前の私立学校法の規定が適用されており、改正前寄附行為第 23 条に基づいた評議員の資格・構成となっている。令和 7(2025)年 4 月 1 日、職指定評議員 1 人の退任に伴う評議員選任を行った。また、令和 7(2025)年度定時評議員会において、改正後寄附行為に基づく資格・構成が適用された評議員の選任を行う予定である。評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。

評議員会の運営については、基本的に理事会の諮問機関であり、改正前寄附行為第 21 条に定める諮問事項について意見を述べているほか、第 22 条に定めるとおり、意見具申等ができることを規定しており、適切に運営を行っている。令和 6(2024)年度は年間 6 回の評議員会を開催しており、評議員会における評議員の出席率は 100%（書面表決者を含む）と、良好な出席状況を保っている。

令和 7(2025)年 4 月 1 日以降の改正私立学校法の規定に基づいた運営については、基本的には諮問機関であるが、改正私立学校法の趣旨に従い、監視・牽制機能等が強化されている。本法人においては、改正後寄附行為第 7 条に基づき理事選任機関は評議員会としている。また、第 23 条に基づき監事は評議員会の決議によって選任すること、第 32 条に基づき評議員は評議員会において選任すること、第 50 条に基づき会計監査人は評議員会の決議によって選任することが、それぞれ定められている。改正私立学校法第 36 条第 4 項及び第 148 条第 3 項については、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこと

として改正後寄附行為第 37 条第 2 項に示しており、これを適用している。これに加え、改正私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに關する寄附行為の変更、改正私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散、合併については、理事会の決議に加え、評議員会での決議が必要な事項となっており、必要な事項については決議が行われている。改正私立学校法第 105 条第 3 項の定めについては、改正後寄附行為第 68 条第 2 項に定めるとおり、事業報告、計算書類及び財産目録の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴くこととしている。なお、改正後寄附行為第 68 条第 1 項で規定する、会計監査人の監査を受けた書類の適用については、令和 8 年以降に実施する、令和 7 年度以降の決算書類等からとなる。

C. 監事の選任を適切に行っているか。
D. 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

監事の選任については、寄附行為の定めに基づき行っている。

令和 5(2023)年 11 月の役員・評議員改選時については、令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行の私立学校法適用前であることから、改正前寄附行為第 8 条第 1 項に基づき、本法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が 2 人の監事の選任を行った。令和 5(2023)年 11 月に重任した監事の任期については、令和 7(2025)年 4 月 1 日に改正私立学校法が施行され、役員・評議員に関する資格要件の変更等、法定される要件を踏まえた対応を行うため、全員「令和 7 年度の最初の定時評議員会の終結の時まで」とすることが、令和 5(2023)年 10 月 25 日理事会において全会一致で議決されており、それが適用されている。なお、令和 7(2025)年 1 月、監事 1 人の逝去に伴い、令和 7(2025)年 1 月理事会・評議員会において、監事 1 人の選任を行った。新監事の任期は、令和 7(2025)年 2 月 1 日から、前監事の残任期間である「令和 7 年度の最初の定時評議員会の終結の時まで」としている。

令和 7(2025)年 4 月 1 日以降は、改正私立学校法の規定に基づいた改正後寄附行為が適用となる。監事の選任は、改正後寄附行為第 23 条の定めにより評議員会の決議によって選任することとしている。令和 7(2025)年度定時評議員会において、改正私立学校法に基づく監事の選任を行う予定である。監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。

監事の職務は、改正前寄附行為においては第 15 条に、令和 7(2025)年 4 月 1 日の改正私立学校法施行後は改正後寄附行為第 29 条にその職務を規定しており、職務を適切に行っている。本法人の監事は、本法人の業務および財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査しており、当該会計年度終了後二月以内に、監査報告を理事会及び評議員会に提出している。なお、令和 8(2026)年以降に実施する、令和 7(2025)年度以降の決算書類等に係る監査報告については、三月以内に理事会及び評議員会に提出することを規定している。

令和 7(2025)年 4 月 1 日以降は、改正後寄附行為第 30 条の規定に基づき調査権限を有しており、理事が評議員会に提出しようとする議案等について調査を行っているほか、第 31 条の規定に基づき、理事の行為の差止めを行うことができることとしている。本法人の監事は、令和 7(2025)年 4 月 1 日私立学校法改正以前より理事会、評議員会に出席してお

り、必要に応じて意見を述べているほか、それぞれの議事録には、出席した監事が署名又は記名押印を行っている。

◇エビデンス集（資料編）
評議員を選任した際の会議体の議事録
【資料 6-3-1】 理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 5 年 10 月 25 日）
【資料 6-3-2】 評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年 4 月 1 日）
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 ※改正前私立学校法に基づく選任は理事会を含む
【資料 6-3-3】 理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 5 年 10 月 25 日）
【資料 6-3-4】 理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年 1 月 22 日）
【資料 6-3-5】 評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年度定時評議員会）：後日提出予定
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録
【資料 6-3-6】 予算に係る評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年 3 月 26 日）
【資料 6-3-7】 決算に係る評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 5 月 22 日）
【資料 6-3-8】 決算に係る評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和 7 年度定時評議員会）：後日提出予定
監事監査に関する規則
【資料 6-3-9】 学校法人東京聖栄大学 監事監査規程
【資料 6-3-10】 内部監査規程
監事監査計画書
【資料 6-3-11】 学校法人東京聖栄大学監事監査計画書（令和 6 年度、令和 7 年度）
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
【資料 6-3-a】 寄附行為（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation
【資料 6-3-b】 東京聖栄大学 内部質保証に関する規程
【資料 6-3-c】 東京聖栄大学 大学運営会議規程
【資料 6-3-d】 部課長会議規程
【資料 6-3-e】 令和 7 年 自己申告について（通知・様式・FAQ）
【資料 6-3-f】 稟議規程
【資料 6-3-g】 令和 5～7 年度 理事会・評議員会・常務理事会出席状況一覧

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立
A. 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

本法人は、内部留保資産比率、運用資産余裕比率、純資産構成比率は高く、総負債比率は低い。

事業活動収支差額比率は令和元(2019)年度以降支出超過となっている。支出超過が継続することは望ましくないことから、大学を運営するために必要な財務基盤を確立するため、適切な予算管理を行うことに加え、支出の抑制に努めている。

教職員（部課長）に対しては、年度決算財務分析資料（部門別）を使用し、財務担当理事が部課長会議において説明を行っている。日本私立学校振興・共済事業団が集計する財務比率等と、本法人における資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財務比率表等の状況を比較し、財務状況に対する理解を各部門の長である部課長が深めることで、これを踏まえた各取組を行うことに繋げている。

6-4-②収支バランスの確保

A. 収入と支出のバランスが保たれているか。

本法人全体の収入において 7～8 割と大きな比率を占めるものは、学生生徒等納付金収入となっている。

本法人は、大学のほかに、東京聖栄大学附属調理師専門学校（以下「附属調理師専門学校」という。）、東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）の 2 校を附属校として設置している。附属調理師専門学校については定員未充足が続いていたため、法人における部門別収支を勘案して検証を行った結果、令和 5(2023)年度入学生を以て、附属調理師専門学校の一般への募集活動を停止することとなった。現在、大学食品学科において実施している「調理技術研修生制度」に係る学生が附属調理師専門学校を卒業する令和 7(2025)年度末をもって、附属調理師専門学校を廃止する予定としており、附属調理師専門学校の維持による支出超過については一定程度解消される見込みである。

経費削減の努力としては、先行して実施した 1 号館照明の LED 化が電力料金の削減に大きな効果が出た。令和 4(2022)年度と比較して、令和 5(2023)年度は本部全体で 10,126 千円、131,172kwh の削減、その内 1 号館だけで 4,884 千円、86,250kwh の削減が達成できている。このことから、全館 LED 化を実施しており、さらなる電力料金の削減が期待できる。

大学部門に関しては、入学定員充足に向けた取組がより一層重要であることが確認されており、各種大学改革や定員充足に向けた取組を継続して実施することで、収支均衡の状態を目指している。

B. 外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入の努力について、改正前寄附行為第 5 条及び改正後寄附行為第 5 条で定める収益事業のほか、資産運用、寄付金、科学研究費、受託研究、補助金等での確保に努めている。

資産運用は、「資産運用規程」に則り実施している。資金運用による受取利息収入の獲得については、令和 5(2023)年度は 63,699 千円、令和 4(2022)年度は 66,857 千円と、令和 3(2021)年度以前と比べて大幅に増額しており、資金確保の努力を行っている。

一般寄付金については、「学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除」の対象となっている。企業等法人からの寄付については、日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金」として寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入できる制度等も周知していくことで、寄付金受入れ件数の増加を図るよう努めている。過去 5 年間の募金申込状況は、【表 6-4-1】のとおりである。

【表 6-4-1 過去 5 年間の募金申込状況】

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申込件数	56 件	53 件	51 件	73 件	69 件
金額	5,390,000 円	6,580,000 円	5,460,000 円	5,508,000 円	6,810,000 円

研究に関する外部資金の獲得状況については、5-4-③研究活動への資源の配分で示すと

おりであり、獲得に向けた努力を行っている。

上記以外にも、補助金等による収入の獲得に努めている。令和 5(2023)年度においては、葛飾区中小企業等高圧・特別高圧電力料金補助金として 500 千円獲得している。また、コロナ禍でこれまで休止していた施設貸出再開に伴う施設設備利用料収入の獲得として、令和 5(2023)年度は 5,134 千円、令和 6(2024)年度は 6,239 千円など、学生生徒等納付金収入以外の収入増額努力を行っている。これら以外にも、空調機の省エネ型空調設備への更新による東京都助成金の獲得、ドラフトチャンバーの更新による文部科学省補助金の獲得等も行っている。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

A. 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

本法人は、令和 7(2025)年 4 月 1 日から令和 12(2030)年 3 月 31 日までの 5 ヶ年を対象期間とする「東京聖栄大学 第Ⅳ期中期計画(2025-2029)」を策定している。内容は、「教育改革」「学生支援」「研究活動」「ステークホルダー等との連携」「入学者確保」「経営基盤強化」の 6 本を柱とした計画であり、これらは毎年度の事業計画として遂行することとなる。

経営基盤強化については、収入の中で大きな比率を占める納付金の安定した収入確保、支出面では厳格な査定による支出削減を目指している。具体的には、財政計画として、「第Ⅳ期中期計画財務シミュレーション」(5 ヶ年連続財政状況予測の試算表)を作成し、状況を踏まえた見直しを行っている。また、毎年度、図形・グラフ等による、5 ヶ年連続の財務分析資料(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財務比率)を作成し、日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センターが作成している「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」を踏まえた本法人の状況を確認している。本内容は、理事会、部課長会議などに報告し、本学の財務状況の把握と周知を行っている。このことにより、ここ数年間事業活動収支差額比率がマイナスであることの危機意識を関係者間で共有し、収支バランスの均衡を図り、安定的な財政基盤の確立を目指している。

安定的な財政基盤の確立に向けて、本法人は小規模の単科大学法人であることも踏まえ、学生生徒等納付金収入の安定的収入確保が必要であると認識している。私立大学等経常費補助金についても、収容定員充足率が減少すると減額率が大きくなることから、入試改革など様々な方策を実行し、入学定員確保に向けて努力を継続している。教育研究充実募金の実施による寄付金確保、安全でリスクが低い金融商品を活用した資産運用収入の増加、人件費の最適化、経費節減の努力等を行っている。

なお、施設設備に関する計画について、修繕・更新は年次計画により支出の平準化を図ることとともに、附属調理師専門学校の廃止後の校舎の活用方法については、「学校法人東京聖栄大学令和 7 年度事業計画」において検討を進めることとしている。

第Ⅳ期中期計画(2025-2029) 重点施策 6.経営基盤強化「経営改善計画」の取組は、「第Ⅳ期中期計画財務シミュレーション」も踏まえ、食品学科の定員管理についても勘案している。

◇エビデンス集(資料編)

予算編成方針

【資料 6-4-1】令和 7 年度予算編成基本方針
財務計画書

【資料 6-4-2】 第Ⅳ期中期計画財務シミュレーション 外部資金導入の実績 【資料 6-4-3】 令和6年度事業報告書（東京聖栄大学ホームページ）https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2025/2025_report.pdf 【資料 6-4-4】 令和5年度資産運用報告書 【資料 6-4-5】 令和5年度資産運用報告表 資産運用に関する規則 【資料 6-4-6】 資産運用規程 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 【資料 6-4-a】 財務分析資料（部門別）（令和5年度決算、令和6年度決算） 【資料 6-4-b】 令和4年度 事業報告書（14～15 ページ、29 ページ）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2023/2023_report.pdf 【資料 6-4-c】 令和5年度 事業報告書（29 ページ）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/2024_report.pdf 【資料 6-4-d】 学校法人東京聖栄大学 第Ⅳ期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf 【資料 6-4-e】 令和7年度 事業計画（東京聖栄大学ホームページ）https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/11-3.pdf 【資料 6-4-f】 経営改善計画に関する検討状況の議事録（該当部分抜粋）（令和7年3月大学運営会議、教授会、理事会、評議員会、令和7年4月大学運営会議、常務理事会）
--

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施
A. 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
B. 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「東京聖栄大学経理規程」「東京聖栄大学経理規程施行細則」のほか、学費・研究費・予算などに関わる規定に則り法人事務局総務部財務課で適正に処理している。学校法人会計基準が令和7(2025)年4月1日から改正されているため、令和7年度以降については新基準に基づき対応を行うこととしている。会計処理に関する事項については、「学校法人東京聖栄大学 監事監査規程」に基づき、監事、公認会計士（令和7(2025)年度の定時評議員会の終結の時以降は会計監査人）、財務担当理事、内部監査室、財務課長で打ち合わせを実施し、適正な会計処理と監査体制を実施し、高等教育機関としての説明責任を果たすよう努めている。

予算管理においては、予算単位ごとに執行状況の確認を逐次行うとともに、月度ごとに財務担当理事に報告している。会計処理上問題点が生じたときは、随時、公認会計士（令和7(2025)年度の定時評議員会の終結の時以降は会計監査人）に確認を求めるなどして適切な処理に努めている。

次年度の予算編成については、「予算編成基準」に基づき、財務担当理事が中期事業計画、収入財源などを勘案した「予算編成方針」（案）を策定している。その後、理事長と協議して予算編成方針を打ち出し、11月に開催される理事会に諮り、審議・了承している。策定された予算編成方針に従い、1月に開催される理事会で第1次予算案を審議・了承してい

る。第1次予算案に基づき、財務担当者と予算単位責任者が概算要求書をもとに予算折衝及び調整を行った上、人件費、学納金収入を勘案した「予算案」を策定し、財務担当理事の了承を得て理事長に提出している。理事長は、常務理事会での審議・了承を経て、3月に開催される理事会・評議員会に諮り、審議・承認され、「当初予算」が成立している。

予算編成は、前年度の3月に当初予算を編成するほか、年1回補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。決算書は最終補正予算との対比で作成している。

収益事業会計は、企業会計の原則に基づいて処理している。資産運用については、「資産運用規程」に則り実施している。

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

A. 会計監査人の選任を適切に行っているか。

令和7(2025)年4月1日改正施行の私立学校法に基づく会計監査人については、改正後寄附行為第6条の定めにより、2人を置くこととなっているが、その規定の適用は、令和7(2025)年度の定時評議員会の終結の時から施行することとなっている。会計監査人の選任については、改正後寄附行為第50条の定めにより評議員会の決議により選任すると規定している。会計監査人の任期は、改正後寄附行為第51条の定めにより、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなすこととしている。また、改正後寄附行為第53条の定めにより、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は監事が決定することとなっており、この議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならないこととしている。

改正後寄附行為の適用前については、私立学校振興助成法に基づき、2人の公認会計士の選任を理事長が行っている。

B. 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

本法人の会計監査は、学校法人会計基準及び関連法規等を遵守して実施している。

公認会計士による監査は、異なる2つの会計事務所の公認会計士によって実施されており、毎年度「公認会計士監査報告書」が理事会・評議員会に提出されている。監事における監査は、2人の監事が理事会に出席して、本法人の業務および財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査している。このほか、令和6(2024)年度までは5月と9月に、「学校法人東京聖栄大学 監事監査規程」第15条の定めによる「三様監査連絡会」として、公認会計士（令和7(2025)年度の定時評議員会の終結の時以降は会計監査人）、監事、内部監査室の三者合同の検討会を開き、会計処理や財産の状況について意見交換を行っている。意見交換の内容は、公認会計士による前年度の監査所見、監事による前年度の監事監査結果報告及び本年度の監事監査計画、内部監査室員による前年度の内部監査報告及び本年度の内部監査計画について、それぞれの立場から問題点や改善方法等についての質疑応答を行っている。令和7(2025)年度以降も、改正私立学校法を踏まえた対応として、引き続き「三様監査連絡会」を継続していくこととしている。

内部監査室による監査は、「内部監査規程」に基づき行われ、学内の事務系職員のうちから 2 人の内部監査人を理事長が委嘱しており、適切な内部監査を行っている。内部監査は、科学研究費助成事業、私立大学等研究設備整備費等補助金等の予算執行状況、事務処理状況、管理状況等が適正に行われているか、ならびに重点項目とした業務にかかる運営が適正に執行されているか等の監査を行っている。

令和 7(2025)年度の定時評議員会の終結の時以降は会計監査人を置くこととなり、その職務等は、改正後寄附行為第 55 条に規定のとおり、本法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出することとしている。

◇エビデンス集（資料編）

経理に関する規則

【資料 6-5-1】経理規程

【資料 6-5-2】経理規程施行細則

会計監査人の選任に関する規則

【資料 6-5-3】改正後寄附行為 第 8 章 会計監査人（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/2024_Donation_act.pdf

会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など 該当なし：令和 8 年 6 月頃を予定
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-5-a】学校法人東京聖栄大学 監事監査規程

【資料 6-5-b】予算編成日程及び予算関係審議に係る回の理事会議題一覧

（令和 6 年 11 月 27 日、令和 7 年 1 月 22 日、令和 7 年 3 月 26 日）

【資料 6-5-c】資産運用規程

【資料 6-5-d】寄附行為（東京聖栄大学ホームページ）https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation

【資料 6-5-e】公認会計士監査報告書（令和 6 年 9 月 25 日付け）

【資料 6-5-f】内部監査報告書及び計画書

（令和 6 年度報告書：令和 7 年 3 月 31 日付け、令和 7 年度計画書：令和 7 年 5 月 28 日付け）

【資料 6-5-g】内部監査規程

【基準 6 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

特に私立学校法の改正や文部科学省の動向を踏まえた対応として、日本私立大学協会や公益社団法人私学経営研究会等の研修会は、従前より積極的に参加していたが、理事長、常務理事、関係教職員が、学内教室に一同に会してオンライン研修に参加する機会を増やすことで、積極的な情報共有を図り、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

法人の収支バランスについて、経営状況の改善を目指すため、支出超過の原因である附属調理師専門学校の閉校を進めたが、大学・附属幼稚園の定員についても未充足の状態であるため、経営状況の問題が継続していることが課題である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「学校法人東京聖栄大学 第Ⅳ期中期計画(2025-2029)」(重点施策 6.経営基盤強化)及び「学校法人東京聖栄大学 令和 7(2025)年度事業計画」を踏まえ、附属校も含めた「経営改善計画」の実行を進めていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1. 地域連携・地域貢献に関する方針の明確性

①使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確性

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確性
A. 地域連携・地域貢献の方針が明確になっているか。

東京聖栄大学（以下「本学」）の使命・目的をより明確化し、建学の精神を具現化するために定めた教育目標には、「健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成する」と定めている。また、「学校法人東京聖栄大学第IV期中期計画(2025-2029)」の重点施策 4 に「ステークホルダー等との連携」を掲げ、地域に根差した大学として方向性も図っている。

本学の前身となる短期大学時代から地域との連携・協力関係を築いており、平成 25(2013)年 9 月 30 日に、本学が所在している葛飾区との間で「連携・協力に関する協定」（以下「包括連携協定」）を締結している。

本学の校章は地元葛飾区の花である花菖蒲を、ロゴマークは本学に隣接する荒川と江戸川をイメージしている。これらには、「地域に貢献できる教育機関」として発展していくことが表現されている。

◇エビデンス集（資料編）
【資料 A-1-1】本学の概要(東京聖栄大学ホームページ) http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/
【資料 A-1-2】学校法人東京聖栄大学第IV期中期計画(2025-2029)（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_ik/12_2025_medium-term_plan.pdf
【資料 A-1-3】葛飾区と学校法人東京聖栄大学との連携・協力に関する協定書
【資料 A-1-4】葛飾区と「連携・協力に関する協定」を締結（東京聖栄大学ホームページ） http://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/

A-2. 地域連携・地域貢献の具体性

①自治体、団体、産学官等との連携

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①自治体、団体、産学官等との連携
A. 自治体、団体、産学官等との連携は行われているか。

本学は、所在している葛飾区との従来からの連携・協力関係を踏まえ、包括連携協定を締結している。包括連携協定は「包括的な連携・協力関係を確認し、推進することにより、

相互の発展と区民生活の向上に寄与することを目的とする（協定第1条）」もので、連携・協力事項の具体的内容の協議と円滑な実施を図るため、第3条で定期的に連絡協議会を開催する旨を定めている。連絡協議会は毎年度開催されており、本学と葛飾区との間で多くの事業が実施されていることを双方が確認する機会であるとともに、双方の要望や依頼事項を伝える機会として機能している。

令和6(2024)年度 of 取組概要は【表A-2-1】～【表A-2-4】のとおりであり、大学ホームページ (https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/state2024/) でも公表している。

【表A-2-1 継続事業の状況（包括連携協定に基づく連携・協力の状況・令和6年度）】

事業名	概要
四季折々の花が咲く美化プランターの設置と維持管理（総務課・施設管理課）	https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/flower/
公開講座の開催（企画調整室）	https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/lecture/
『かつしか知っ得メモ』の作成（管理栄養学科）	https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/special/
学校法人所有地の提供（貸付け）（総務課・施設管理課）	—
葛飾区との災害時等における相互協力に関する協定（総務課）	—

【表A-2-2 令和6年度新規又は単年度事業の状況連携事業・イベント（包括連携協定に基づく連携・協力の状況・令和6年度）】

事業名	概要
「かつしかの元気食堂推進事業」への協力（受託研究等）（管理栄養学科）	https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1030184/1001796/index.html
中央図書館・食育に関する絵本の読みきかせ（図書館事務室）	https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/030/044/r4-1siryou3-3.pdf
NPO 法人中・西会の行う「ふれあい共食会」への協力（管理栄養学科）	https://www.tsc-05.ac.jp/news_info/pkobo_news/upload/343-0.pdf
「かつしかスポーツフェスティバル 2024」イベントブース（フードコート）への協力	https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/036/503/060925.pdf
「かつしか ふれあい RUN フェスタ 2025」への運営協力（事務部）	—
食べきり・使いきりメニューの作成委託（企画調整室）	https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/eco_menu/
「食べきり・使いきりメニュークッキングの動画撮影」（企画調整室）	https://www.tsc-05.ac.jp/news_info/news-detail.php?id=385
「葛飾区の大学の学生・教職員おすすめの一冊」（図書館事務室）	https://www.lib.city.katsushika.lg.jp/contents?7&pid=7716 https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/036/581/061005_asshuku_.pdf
「かつしか健康・食育フェア 2024」への協力（管理栄養学科）	https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/033/541/1115.pdf
男女平等推進センター区民向け講座（企画調整室）	https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/005/934/loop18.pdf
「葛飾区立中央図書館壁面展示」への協力（図書館事務室）	—
「食べきり・使いきりメニューコンテスト」の審査（企画調整室）	https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000048/1010923/1036513.html
「選挙啓発事業」での共同推進への協力（学生支援）	—

東京聖栄大学

事業名	概要
センター)	
世論調査に係る学生の意識調査への協力（学生支援センター）	—
「中央図書館・東京聖栄大学講演会」（図書館事務室）	https://www.lib.city.katsushika.lg.jp/mmbbacknumberdetail?6&hid=280
かつしか区民大学「東京聖栄大学連携講座 食品の科学シリーズ」への協力（企画調整室）	https://www.tsc-05.ac.jp/news_info/news-detail.php?id=399 https://www.city.katsushika.lg.jp/event/1000106/1028637.html
その他、講師の派遣（企画調整室）	—

【表 A-2-3 葛飾区が設置する審議会・委員会への教職員の派遣（包括連携協定に基づく連携・協力の状況・令和6年度）】

名称	役職
葛飾区健康医療推進協議会	委員
葛飾区食育推進ネットワーク	学術アドバイザー
「かつしかの元気食堂」推進協議会	会長 学識経験者委員

【表 A-2-4 その他葛飾区内に関わる本学の地域貢献活動（参考）（包括連携協定に基づく連携・協力の状況・令和6年度）】

実施した活動・学友会活動
実施した活動
第47回わんぱく相撲葛飾区大会へのご協力（5/12（日））（学生による大会司会・進行運営協力5人、模擬店の出店/カレーライス・ちゃんこ汁/食品学科調理技術研修生及び食品学科学生協力15人、その他引率・協力教職員）
新小岩駅北口周辺清掃活動への学生団体・教職員の参加（毎月第3土曜日）（主催：新小岩北口美化連絡会、新小岩第六自治会）→ 学生団体は学友会、及び部・同好会がリレー式で参加
葛飾区の防災協定都市である福島県塙町の活性化支援・産業振興（例年：復興支援の観点から協力）実施 → 大学敷地内の「ダリちゃんショップ」開店の協力：月2回（冬期間は月1回） → <新>農都交流事業への食品学科学生・教職員の参加（9/21（土）～22（日））、11/23（土）～24（日）） → <新>葛飾区施設 にこわ新小岩前庭で開催される<塙町新米フェア>に食品学科学 生及び教員が、お米炊飯の支援、衛生管理等の協力（11/14（木）実施）
大学地元町会によるイベントへの参加・協力 「新小岩駅北口広場 令和6年 夏祭り」（8/24（土）～25（日））（共催：新小岩第六自治会、新小岩北口商店会） 「新小岩駅東北ひろばまつり」（10/5（土））（主催：新小岩北地域まちづくり協議会） 夏休み子どもラジオ体操会の復活に協力し、本学駐車場の使用（主催：新小岩第六自治会）
葛飾区社会福祉協議会への学校法人としての加盟
葛飾区保護観察協会活動への賛助
地元商店会との共同フラッグの定期的作成・掲出（新小岩北口商店会/大学通り）
新小岩地区イルミネーション事業への協力・賛助（主催：きらめきの街・新小岩北地域実行委員会）
「中野かんらん保存会」からの依頼により、「かんらん焼売」の調理監修、及び第40回葛飾区産業フェアでの販売支援
<新>お米の調達が困難になっていた区内の一部子ども食堂団体・8団体に対する福島県塙町からの「はなわ米」（30キロ袋、10袋）の提供を斡旋。（9/17（火）、18（水）、本学にて引き渡し）
<新>松上小学校避難所運営本部からの依頼により、自宅で避難生活をする場合の留意点等についてレクチャー（10/20（日） 小林陽子教授）
学友会活動
本田消防署と連携し、地元消防団にもご指導いただく普通救命講習会の開催（AEDを含む）による学生の意識・スキルの向上（R7年2月実施）
『聖栄葛飾祭2024』として地域福祉のための寄附

上記以外にも多数の取組を実施しており、地元自治体である葛飾区のホームページや、葛飾区の広報誌「広報かつしか」等においても、随時情報が提供されている。

◇エビデンス集（資料編）

【資料 A-2-1】東京聖栄大学と葛飾区との連携事業にかかる連絡協議会議事記録（令和 6 年 12 月 9 日）

【資料 A-2-2】包括連携協定に基づく連携・協力の状況（令和 6 年度）（東京聖栄大学ホームページ）

https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/state2024/

【資料 A-2-3】葛飾区ホームページ <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

【基準 A の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学はこれまで、「地域貢献・地域連携」に関する各種取組を数多く実施してきており、学生の力を社会へ還元していくことで、地域に根差した大学となっている。さらに、一部の活動については令和 7(2025)年度教育課程より単位化することで、教育活動の一環としていく。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、数多くの地域貢献・地域連携活動を行っており、「東京聖栄大学と葛飾区との連携事業にかかる連絡協議会」において可能な限り情報を集約し、全体像を把握するよう努めている。地域貢献・地域連携活動においては、本学の附属校である東京聖栄大学附属調理師専門学校（以下「附属調理師専門学校」という。）が担ってきた部分も大きい。大学食品学科において実施している「調理技術研修生制度」に係る学生が附属調理師専門学校を卒業する令和 7(2025)年度末をもって、附属調理師専門学校を廃止する予定としている。これまで附属調理師専門学校が担ってきた地域貢献・地域連携活動は、大学部門が引き継ぐことになっており、既に対応を行っているが、大学部門で調理系を担当する特定の教員に負担が偏っている点が課題であると認識している。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教員の所属する各学科において業務バランスを把握した上で、各教員が教育内容を含めて適正な業務量で活動を行うことができるよう、継続的な確認を行っていく。

V. 特記事項

1. 「SAによる学修サポート制度」の導入

東京聖栄大学（以下「本学」と言う。）では、令和 6(2024)年度後期より、「SAによる学修サポート制度」を試行実施している。本制度により、サポートを受ける学生に対する学修支援が強化されることに加え、SA(Student Assistant)（以下「SA」と言う。）自身への教育効果も上がっている。令和 6(2024)年度に「SAによる学修サポート制度」を利用した学生全員が、「非常に良かった」または「良かった」とアンケートに回答するなど、満足度も非常に高いものとなっている。さらに、SAによる学修サポートとして授業の補習を受けた学生全員が、本試験で単位を修得している。本学の「学修支援の方針」で示す内容に加えて本制度を引き続き実施することで、一人ひとりの学生に対するきめ細かい支援に繋げている。

2. 本学の特色「地域連携」の教育課程への反映

本学は、従前より「地域貢献・地域連携」に関する各種取組を数多く実施してきており、本学の特色となっている。平成 30(2018)年度大学機関別認証評価受審時の評価員からの示唆により、地域連携に係る各種活動の教育課程への組込を検討してきた。学生に対する教育効果も勘案し、令和 2(2020)年度に改正した教育課程の効果検証も踏まえた上で、令和 7(2025)年度教育課程より、「地域連携プロジェクト」を導入し、単位化している。「地域連携プロジェクト」は、学内での健康・栄養・食品に関する学修で得た知識と技術を活用し、地域活動を通して学びを深め、社会性を高める機会となっている。また、これらの経験を通して、職業観の形成を図り、学生のコミュニケーション力、協働する力、課題を解決する力等を育成することで、学生自身のコンピテンシーを伸長する機会となっている。さらに、地域での取組を学生の教育に活かしていくとともに学生の力を引き続き社会へ還元していくことで、地域に根差した大学としての存在意義を確立している。

3. 教職協働による学生支援

本学は、「食と栄養」を学ぶ小規模大学となっている。本学では、教育課程内外において学生一人ひとりの多様な状況に応じたきめ細かい指導・支援を、教職協働で行っている。これまでも、「学年担任制」により、入学時から卒業時まで原則同一の担任と副担任による学業や進路など様々な問題についての相談に応じてきた。これに加え、教科担当教員や学科教員などの教育職員、大学事務部、保健室、カウンセラー、就職支援アドバイザーなどの事務職員やその他関連部署が一体となって、学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）を行い、学生一人ひとりを支える体制となっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「大学の目的」は、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、特に栄養及び食品と健康に関する研究と実践に重点を置き、併せて人格の陶冶と情操の涵養を図り、もって社会の発展及び文化の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。」と定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし（専門職大学ではない）	1-1
第 85 条	○	「教育研究上の基本組織（学部）」は、学則第 4 条に「本学の目的達成のために健康栄養学部を置く。」と定めている。	1-1
第 87 条	○	「修業年限」は、学則第 6 条に「4 年」と定めている。	4-1
第 88 条	○	「編入学等についての修業年限」は、学則第 6 条に「入学した年次に対応した年限」と定めているが、必要修得単位数から換算すると最低でも「2 年」以上の在学が必要となることから、相当期間の修業年限への通算が、修業年限の二分の一を超えない形で編入学等の受入れを行っている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし（専門職大学ではない）	4-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）	4-1
第 90 条	○	「入学資格」は、学則第 12 条に定めている。入学予定者に対しては、卒業証明書等を提出させることにより、入学資格の確認を行っている。	3-1
第 92 条	○	「教職員組織（学長、教授等必要な職員）」は、学則第 47 条、組織規程第 2 条に定めており、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を配置している。 「教育職員の職務」は、組織規程第 3 条に定めている。 学長は、組織規程第 12 条の定めにより、大学の学務をつかさどり、所属の職員を統督し、大学を代表している。 学部長は、組織規程第 13 条の定めにより、学部長は学長を補佐するとともに学長の命を受け、学部の校務をつかさどっている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	「教授会」については、学則第 48 条～50 条、教授会規程に「教授会の設置」「教授会の審議事項」等を定めている。学長が決定を行うにあたり、教授会の意見を聴くことについては、学則第 49 条、教授会規程第 4 条で定めている。	5-1
第 104 条	○	「学位の授与」は、学則第 38 条に定めしているとおり、卒業を認定した者に対して学長が「学士」を授与している。	4-1

東京聖栄大学

第 105 条	—	該当なし（本学の学生以外の者を対象とした特別の課程は、設置していない）	4-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学を設置していない）	3-1
第 109 条	○	「自己点検・評価」については、学則第 2 条に「自己評価等」を定めている。「東京聖栄大学内部質保証に関する規程」に基づき、自己点検並びに評価を行い、大学ホームページにおいて公表を行っている。 (https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/self_check/) 認証評価機関による評価は、政令で定める期間（7 年以内）ごとの受審を遵守し、適合の認定を受けている。	2-2
第 113 条	○	「教育研究活動の公表」は、情報公開規程の定めに加え、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定められた 10 項目に基づき、大学ホームページ「情報公表ページ」等において教育研究活動状況を公表している。 (https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/)	4-2
第 114 条	○	「事務職員」については、学則第 47 条に「教職員組織」を定め、組織規程第 2 条のとおり事務職員を配置している。職務については、組織規程第 4 条に定めている。	5-1 5-3
第 122 条	○	「編入学」できる者については、学則第 22 条第 2 項(3)に「短期大学又は高等専門学校を卒業した者」と定めており、「編入学生募集要項」に明記している。	3-1
第 132 条	○	「編入学」できる者については、学則第 22 条第 2 項(4)に「専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上で文部科学大臣の定める基準を満たすもの。）を修了した者」と定めており、「編入学生募集要項」に明記している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「学則記載事項」については、学則第 4 条（学部）、第 4 条の 2（学科）、第 5 条（収容定員）、第 6 条（修業年限）、第 7 条（学年）、第 8 条（学期）、第 9 条（授業期間）、第 10 条（休業日）、学則第 11 条～第 15 条（入学）、第 17 条（退学）、第 18 条～第 19 条（休学）、第 22 条（編入学）、第 23 条（再入学）、第 24 条（転学科）、第 25 条（編入学の選考）、第 26 条（授業科目）、第 31 条（成績評価）、第 36 条（卒業の要件）、第 37 条（卒業認定）、第 39 条（資格の取得）、第 40 条～46 条（入学検定料、入学金、授業料その他の費用）、第 47 条（教職員組織）、第 55 条（表彰）、第 56 条（懲戒）、第 59 条（学生寮）に定め、明示している。	4-1 4-2
第 24 条	○	「指導要録」は、卒業、成績等の証明に必要な記録、健康の状況の記録（健康診断結果）、その他の記録を、「学務・会計基幹システム」を通じて管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	「学生に対する懲戒の手続きの策定」については、学則第 56 条に定めている。 懲戒手続きの明確化、量定の標準例を示す「東京聖栄大学 学生懲戒規程」を定め、規定に則った運用を行っている。	5-1
第 28 条	○	「学校において備えなければならない表簿」については、文書保存規程等で定め、各所管部署で保管している。	4-2
第 143 条	○	学則第 48 条～第 50 条に「教授会」を定め、「東京聖栄大学教授会規程」に詳細を明記している。 第 2 項の代議員会等は、設置していない。	5-1
第 146 条	○	「修業年限」は、学則第 6 条に「4 年」と定め、編入学等における相当期間の修業年限の通算については、学校教育法第 88 条の項目で記述したとおりの修業年限で、受入れ対応を行っている。また、単位の取扱いについては、学則第 32 条に定めている。 「科目等履修生として一の大学において一定の単位（学校教育法第 90 条の規定により入学資格を有した後に修得した単位）を修得した者に対する単位認定」については、実例が生じた際に学則第 32 条の規定を適用する。	4-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）	4-1
第 148 条	—	該当なし（特別の専門事項を教授研究する学部、夜間において授業を行う学部は、いずれも設置していない）	4-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）	4-1
第 150 条	○	入学資格のうち、「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」については、学則第 12 条第	3-1

東京聖栄大学

		1 項(3)に規定している。入学者選抜における本規定への該当審査については、学校教育法施行規則第 150 条（本条項）で定めた規定を踏まえて入学資格を確認した上で、学長が入学許可を与えている。	
第 151 条	—	該当なし（飛び入学制度は、導入していない）	3-1
第 152 条	—	該当なし（飛び入学制度は、導入していない）	3-1
第 153 条	—	該当なし（飛び入学制度は、導入していない）	3-1
第 154 条	—	該当なし（飛び入学制度は、導入していない）	3-1
第 161 条	○	「短期大学を卒業した者の編入学」について、編入学等の受入れにおける修業年限については、学校教育法第 88 条の項目で記述したとおり、最低でも「2 年」以上の在学が必要となっている。短期大学の修業年限は 2 年もしくは 3 年であることから、編入学者の在学すべき期間は、卒業した短期大学における修業年限以上の期間の控除は行っていない。さらに、既修得単位を踏まえた上で入学年次を勘案し、入学を許可している。	3-1
第 162 条	○	「我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者」及び「国際連合大学の課程に在学した者」に対する転学（編入学等）の取扱について個別規定はされていないが、実例が生じた際は、学則第 22 条の「編入学」についての規定において、「大学」等に相当するものとして適用する。	3-1
第 163 条	○	「学年の始期及び終期」は学則第 7 条に、「学期」は学則第 8 条に定めている。 「入学の時期」については、学則第 11 条に定めている。 「卒業の時期」については、卒業要件単位数未修得等の事情により 4 年で卒業できなかった場合において、学則第 7 条に規定する学年の途中においても、学則第 8 条で定める学期の区分に従い、単位の修得状況に応じて前期で卒業させる場合がある。	4-2
第 163 条の 2	○	学修証明書については、体系的に開設された各課程を履修し、必要な授業科目の単位数を修得して修了した学生に対し、以下のとおり交付している。 ・管理栄養士課程履修証明書（管理栄養学科・管理栄養士課程修了者） ・栄養士課程履修証明書（管理栄養学科・栄養士課程修了者） ・食品衛生管理者・食品衛生監視員課程履修証明書（食品学科・食品衛生管理者・食品衛生監視員課程修了者） ・学力に関する証明書（管理栄養学科・教職課程修了者） 科目履修生に対しては、学則第 52 条第 2 項及び「東京聖栄大学科	4-1

東京聖栄大学

		目等履修生規程」第 11 条に定め、単位の授与及び同証明書を交付している。	
第 164 条	—	該当なし（履修証明書を交付する特別の課程は、設置していない）	4-1
第 165 条の 2	○	ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーは、大学（学部）、学科毎に明確に定めている。 なお、本学は、一学部であるため学部の 3 ポリシーは大学全体の 3 ポリシーと同一である。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	「自己点検・評価」を行うにあたっては、学校教育法第 109 条第 4 項に定める「大学評価基準」に従って項目を設定し、全学的な体制のもと、学長が「自己点検・評価報告書」を作成している。	2-2
第 172 条の 2	○	「教育研究活動等の情報の公表」は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定められた 10 項目を踏まえ、大学ホームページ「情報公表ページ」等において公表している。 (https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/) なお、本学は、連携開設科目は開設していない。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	「卒業証書の授与」については、学校教育法第 104 条の項目で記述したとおり、学位の授与を学長が行っており、学位の授与の際に学位記（卒業証書）を授与している。	4-1
第 178 条	○	「高等専門学校を卒業した者の編入学」について、編入学等の受入れにおける修業年限については、学校教育法第 88 条の項目で記述したとおり、最低でも「2 年」以上の在学が必要となっていることから、編入学者の在学すべき期間については、2 年を超える年数の控除は行っていない。さらに、既修得単位を踏まえた上で入学年次を勘案し、学長が入学を許可している。	3-1
第 186 条	○	「専修学校の専門課程修了者に対する入学許可」については、学校教育法施行規則第 186 条（本条項）で定めた規定を踏まえて入学資格を確認した上で、学長が入学許可を与えている。 「編入学等の受入れにおける修業年限」については、学校教育法第 88 条の項目で記述したとおり、最低でも「2 年」以上の在学が必要となっている。編入学者の在学すべき期間は、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以上の期間の控除は行っていない。さらに、既修得単位を踏まえた上で入学年次を勘案し、学長が入学を許可している。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等の規定に基づき設置しており、法令で定められた基準等を遵守している。 建学の精神と理念、教育目的の実現に向け、教育研究活動等の状況について自ら継続的に点検及び評価を行い、その結果を改善に結びつけ、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を起点とする教育研究活動、中期的な計画及び学生・学外関係者の意見・要望を踏まえた大学全般の質の向上を図ることを目的として、「東京聖栄大学 内部質保証の方針」を定めており、教育研究活動等の不断の見直しを行っている。	2-2 2-3
第 2 条	○	「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」については、学則第 1 条に大学の目的を、第 4 条に学部目的を、第 4 条の 2 に学科の目的を明確に定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	「入学者選抜」は、学則第 14 条に「入学者の選考」について定めている。詳細は入学者選考規程に定め、適切な体制を整えて入学者選抜を行っている。学生募集要項には大学（学部）・学科のアドミッションポリシーが示されており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実施している。なお、本学は、一学部であるため学部の 3 ポリシーは大学全体の 3 ポリシーと同一である。	3-1
第 3 条	○	「学部」は、学則第 4 条に定めた「健康栄養学部」を設置している。	1-1
第 4 条	○	「学科」は、学則第 4 条の 2 第 1 項に「健康栄養学部に管理栄養学科及び食品学科を置く」と定めている。 管理栄養学科の目的は、学則第 4 条の 2 第 2 項に定めている。管理栄養学科は、学則第 39 条に定めるとおり、「管理栄養士課程」と「教職課程」を設置している。 食品学科の目的は、学則第 4 条の 2 第 3 項に定めている。食品学科は、学則第 39 条に定めるとおり、「食品衛生管理者・食品衛生監視員課程」を設置している。	1-1
第 5 条	—	該当なし（学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程は、設置していない）	1-1
第 6 条	—	該当なし（学部以外の基本組織はない）	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	「教育研究実施組織等」については、学則第 47 条に定めている。	3-2

東京聖栄大学

		本学は健康栄養学部に管理栄養学科、食品学科を置いており、学部の種類は「家政関係」であり、教育研究上の目的を達成するために必要な教育職員及び事務職員を置いている。管理栄養士養成施設である管理栄養学科については、管理栄養士学校指定規則で定める教員の基準に基づいて配置している。 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員と事務職員が各種委員会に参画し、協働での課題解決体制を構築し、学長のリーダーシップの下、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう、組織規程等に基づいた役割分担がなされている。 学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、「東京聖栄大学 学修支援の方針」、「東京聖栄大学 キャリア支援の方針」、「東京聖栄大学 学生生活支援の方針」に基づき、「教務委員会」、「生活指導委員会」、「就職対策委員会」、「学務課」、「学生支援センター（学生支援・就職支援課）」、その他の組織を設け、専従の教員又は事務職員を配置している。 教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、「組織規程」及び「事務組織および事務分掌規程」に基づいた組織を設け、専従の教員又は事務職員を配置している。 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制として、管理栄養学科では、管理栄養士の理解、管理栄養士として求められる知識と技術、技能の修得を、食品学科では、食の専門家として求められる知識と技術、技能の修得を、また、両学科とも、社会に出て活躍するために必要な基本的知識・技能の育成、科学的に考え、発言し、レポートなどにまとめる力の修得、パソコンスキル向上を目的とした各授業を教育課程内に配置している。教育課程外においても学生支援・就職支援課と就職対策委員会が中心となり、学務課、学年担任、その他の教職員等と連携し、キャリア支援体制を構築している。 教員の年齢構成については、バランスを考慮した採用に努めており、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう留意している。なお、本学は二以上の校地は有していない。	3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	本学は、令和7年5月1日現在、大学設置基準（令和4年10月1日改正）の「基幹教員」を適用していないため、従前の大学設置基	4-2 5-2

		準第 10 条を適用している。 「授業科目の担当」について、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教が担当している。 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目について、管理栄養学科は管理栄養士養成施設であることから、「管理栄養士学校指定規則」の要件に基づいた助手を配置している。食品学科においても実験・実習が多数を占めることから、可能な限り助手を配置している。両学科とも「実験科目」「実習科目」については、原則として助手を配置している。	
第 9 条	—	該当なし（本条所定の授業を担当しない教員はいない）	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	本学は、令和 7 年 5 月 1 日現在、大学設置基準（令和 4 年 10 月 1 日改正）の「基幹教員」を適用していないため、従前の大学設置基準第 13 条を適用している。 「専任教員数」について、本学は、健康栄養学部 of 1 学部である。健康栄養学部（収容定員 640 人）の下に管理栄養学科（収容定員 320 人）、食品学科（収容定員 320 人）の 2 つの学科を組織している。学部の種類は「家政関係」であり、大学設置基準上の必要専任教員数を満たした教員数を配置している。	4-2 5-2
第 11 条	○	「組織的な研修等」について、「東京聖栄大学 FD・SD 実施方針」を定めている。実施計画としては、年度毎の「FD 活動計画」を策定しているほか、「東京聖栄大学 SD 計画（標準年度）」を定めている。このほか、教職協働の観点から「合同研修会」を原則として年 1 回実施している。 研修については、就業規則（事務系職員）第 26 条に定めている。 「職員研修規程」に基づき、職員研修委員会が職員研修に関わる計画の立案及び実施をしている。また、学内一般研修のほか、学外研修に積極的に職員を参加させている。また、教育職員についても、同様に、就業規則（教育職員）第 27 条に定めているほか、同規則第 35 条に「学外および自宅研修」についても定めている。 学生に対する教育の充実等については、学則第 2 条第 3 項に FD 活動について定めている。本規定による「FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」に基づき、FD 活動を円滑に推進している。 指導補助者に該当する者として、現段階では助手を想定している	4-2 4-3 5-3

東京聖栄大学

		が、「合同研修会」や各種 FD 活動等についても助手は対象となっている。また、外部の専門家を授業の一部で招聘する場合においても、必要な情報の共有を図り、学生に対して適切な教育を行うよう努めている。 これらの取組により、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るよう努めている。	
第 12 条	○	「学長の資格」は、学長に関する規程第 3 条に定めている。	5-1
第 13 条	○	「教授の資格」については、東京聖栄大学教育職員資格審査規則第 3 条第 1 項に定めている。また、管理栄養学科においては栄養士法施行規則に定める法定教科目の担当教育職員は養成施設の教科担当指定の基準に達している者であることも併せて定めている。	4-2 5-2
第 14 条	○	「准教授の資格」については、東京聖栄大学教育職員資格審査規則第 3 条第 2 項に定めている。また、管理栄養学科においては栄養士法施行規則に定める法定教科目の担当教育職員は養成施設の教科担当指定の基準に達している者であることも併せて定めている。	4-2 5-2
第 15 条	○	「講師の資格」については、東京聖栄大学教育職員資格審査規則第 3 条第 3 項に定めている。また、管理栄養学科においては栄養士法施行規則に定める法定教科目の担当教育職員は養成施設の教科担当指定の基準に達している者であることも併せて定めている。	4-2 5-2
第 16 条	○	「助教の資格」については、東京聖栄大学教育職員資格審査規則第 3 条第 4 項に定めている。また、管理栄養学科においては栄養士法施行規則に定める法定教科目の担当教育職員は養成施設の教科担当指定の基準に達している者であることも併せて定めている。	4-2 5-2
第 17 条	○	「助手の資格」については、東京聖栄大学教育職員資格審査規則第 3 条第 5 項に定めている。また、管理栄養学科においては栄養士法施行規則に定める法定教科目の担当教育職員は養成施設の教科担当指定の基準に達している者であることも併せて定めている。	4-2 5-2
第 18 条	○	「収容定員」は、学則第 5 条に定めている。編入学の受入れについては、学則第 22 条に定めている。収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めている。在籍学生数は収容定員に基づき、適正に管理を行っている。 なお、本学は昼夜開講制を実施していない。また、外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	3-1
第 19 条	○	「教育課程」については、ディプロマポリシーを達成するためにカリキュラムポリシーが学科ごとに示され、カリキュラムポリシーに基づいて編成している。教育課程は、必要な授業科目を自ら開設しており、学則第 26 条第 2 項別表に示している。	4-2

東京聖栄大学

		授業科目の「ナンバリング」と「履修系統図（カリキュラムツリー）」はシラバス（授業計画）に記載し、学生に示している。また、学部、学科のカリキュラムポリシーがどのディプロマポリシーに対応しているかの一覧を作成している。 なお、管理栄養学科については「管理栄養士課程」と「教職課程」を、食品学科については「食品衛生管理者・食品衛生監視員課程」を設置している。 「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員の教育課程編成への参画」については、該当なし。	
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目は設けていない）	4-2
第 20 条	○	「教育課程の編成方法」について、履修規程（両学科共通）第 2 条第 2 項、学則第 26 条第 1 項に定めている。授業科目とその単位数、必修科目・選択科目の別、開講時期（年次・学期）、資格免許取得必須科目は、学則第 26 条第 2 項別表として、学科ごとに示している。	4-2
第 21 条	○	「単位」については、学則第 27 条に定めている。履修規程（両学科共通）第 3 条第 2 項の表で示すとおり、授業時間と自習時間を合わせて、45 時間で 1 単位となるよう「授業時間」を定めている。 なお、シラバスにおいては事前学修（予習）と事後学修（復習）についての内容とその目安となる学修時間も示しており、単位の実質化に努めている。 なお、卒業研究、インターンシップ等の授業科目については、これらの学修等を考慮して単位数を定めている。 なお、対面授業が実施できない場合は、遠隔授業を組み合わせた対応を行っている。（令和 2 年度・令和 3 年度） 本学管理栄養学科は、管理栄養士養成施設であり、令和 4 年 10 月 12 日付け「栄養士法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（施行通知）」を踏まえ、単位数の計算については従前と同様の適用としている。	4-1
第 22 条	○	「1 年間の授業期間」は、学則第 9 条に定めている。	4-2
第 23 条	○	「各授業科目の授業期間」は、履修規程（両学科共通）第 3 条に定めており、規定に従い運用している。十分な教育効果をあげることができると判断した科目については、「集中講義」として実施する場合がある。また、管理栄養学科の「化学入門」、食品学科の「科学の基礎」、「有機化学」は週 2 回、計 15 回の授業を実施することで、教育効果を高めている。 なお、対面授業が実施できない場合は、遠隔授業を組み合わせた対応を行っている。（令和 2 年度・令和 3 年度）	4-2
第 24 条	○	「授業を行う学生数」については、原則「40 人」1 クラスの単位	4-2

東京聖栄大学

		で授業が行われている。全体で実施することで教育効果を十分にあげられる場合 2 クラス合同の 80 人単位で実施する授業がある。 なお、栄養士法施行規則第 9 条第 10 項に「同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね 40 人」とされているが、「授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでない」と定められ、遵守している。	
第 25 条	○	「授業の方法」については、履修規程第 2 条第 2 項に規定されたとおり、講義科目、演習科目、実験・実習・実技科目により実施している。なお、対面授業が実施できない場合は、遠隔授業を組み合わせた対応を行っている。(令和 2 年度・令和 3 年度) このほか、「東京聖栄大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書」を締結し、規定に従って運用している。校舎以外の場所で行う学外実習等も、適切に運用している。なお、「外国における履修」は該当しない。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	「授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画」については、「シラバス（授業計画）」を作成し学生に配布しているほか、大学ホームページ上でも明示している。 「学修の成果に係る評価」は、学則第 31 条に定めている。なお、成績評価の詳細（100 点法の点数）における評価基準については、履修規程（両学科共通）第 15 条で示しており、各科目における「成績評価の方法・基準」については、「シラバス（授業計画）」に示している。「卒業認定」については、学則第 37 条に本学に 4 年以上在学し、学則第 36 条に定める単位数を修得した者に対して行うことを定めている。 成績評価や卒業認定については、規定された内容に従い、適切に実施している。	4-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制は実施していない）	4-2
第 27 条	○	「単位の授与」については、学則第 28 条に定めている。	4-1
第 27 条の 2	○	「履修科目の登録の上限」は、学則第 35 条に定めている。なお、令和 2 年度より、前年度に開講された必修科目（選択必修科目、教職必修科目含む）をすべて修得し、かつ前年度の GPA が 3.00 以上の次の年度において、1 年間の履修登録上限単位数を超えて最大 4 単位まで履修登録することができることとしている。	4-2
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開設科目開設していない）	4-1
第 28 条	○	「他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等」は、学則第 32 条に定めており、単位認定の際は、本規定を適用している。なお、大学設置基準第 28 条第 2 項に定める場合について個別規定はされていないが、実例が生じた際は学則第 32 条を適用	4-1

東京聖栄大学

		する。	
第 29 条	○	「大学以外の教育施設等における学修」は、学則第 33 条に定めており、単位認定の際は、本規定を適用している。	4-1
第 30 条	○	「入学前の既修得単位等の認定」は、学則第 34 条に定めており、単位認定の際は、本規定を適用している。	4-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度は導入していない）	4-2
第 31 条	○	「科目等履修生」は、学則第 52 条に定めているが、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程は、設置していない。 「科目等履修生に対する単位の授与」については、学則第 52 条第 2 項及び科目等履修生規程第 11 条に定めている。 「科目等履修生等の受入れ」については、科目等履修生規程第 7 条に定めている。正規の学生の教育に支障のない範囲内においての受入れ規定であることから、相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積の増加は行っていない。また、授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適当な人数を遵守している。	4-1 4-2
第 32 条	○	「卒業の要件」については、学則第 36 条に定めている。 なお、本学の授業においては、大学設置基準第 28 条に該当する授業として、「東京聖栄大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書」を踏まえ、放送大学の科目を履修登録できる。これらの単位は卒業要件単位に要する単位として算入できるが、10 単位までであることから、60 単位を超えない範囲となっている。なお、連携開設科目は開設していない。	4-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制は行っていない）	4-1
第 34 条	○	「校地」は、新小岩キャンパスを設置しており、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を有している。	3-5
第 35 条	○	「運動場等」は、わたなべ記念館（体育館兼講堂）を新小岩キャンパス 6 号館横に有しており、「体育実技」の授業、課外活動等に用いている。また、本施設に隣接した「厚生施設棟」も設けている。このほか、千葉県船橋市に「船橋グラウンド」を保有しており、新小岩キャンパスからは電車と徒歩で約 60 分の場所に位置している。	3-5
第 36 条	○	「校舎」は、大学設置基準第 36 条を踏まえ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有している。 本学が擁する学科の授業形態として実験・実習が多数を占めることから、講義室、演習室以外にも、十分な数の実験実習室を配置している。 研究室については、専ら本学の教育研究に従事する教員（現行の専	3-5

東京聖栄大学

		任教員) に対して備えている。 なお、本学は夜間において授業を行う学部を設置していない。	
第 37 条	○	「校地の面積」は、17,188.8m ² である。本学の収容定員は 640 人であり、大学設置基準上必要な校地面積は 6,400m ² 以上であることから、基準以上の校地面積を有している。 なお、昼夜開講制は実施していない。	3-5
第 37 条の 2	○	「校舎の面積」は、12,942.9 m ² である。本学は「健康栄養学部」で、収容定員は 640 人である。これは、大学設置基準別表第三の「家政関係」、収容定員 800 人までに該当しており、大学設置基準上必要な校舎面積は 6,148.4 m ² 以上であることから、基準以上の校舎面積を有している。 なお、本学は共同学科を置いていない。	3-5
第 38 条	○	「教育研究上必要な資料及び図書館」は、教育研究を促進するため、学部の種類を踏まえた図書、学術雑誌、電子ジャーナル、データベース等を整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供している。 「図書館」は、学則第 51 条に定めている。図書館についての詳細は「図書館規程」に定めている。 図書館には、図書館長のほか、機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員として、司書を配置している。	3-5
第 39 条	—	該当なし（附属施設の必要な学部の設置していない）	3-5
第 39 条の 2	—	該当なし（薬学に関する学部又は学科の設置していない）	3-5
第 40 条	○	「機械、器具等」について、各学科は厚生労働省が定める養成施設に指定されていることから、規定された機械、器具等を用いて授業を行っている。	3-5
第 40 条の 2	—	該当なし（二以上の校地において教育研究を行っていない）	3-5
第 40 条の 3	○	「教員への研究活動への資源配分」は、研究費支給規程で定め、各教員に個人研究費と国内研究旅費が配分されている。 研究計画書を提出し、審査の上採択された者に対して、学長手持ちの重点配分予算から配分される「特別研究費」、審査の上採択された共同研究に対して、学長手持ちの重点配分予算から配分される「共同研究費」、教員の海外出張に対して、学長の申し出により理事長が承認した者に対して重点配分される「海外研修旅費」等の審査は適切に行われ、有効に活用されている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	「大学等の名称」は、学則第 3 条に大学の名称を、学則第 4 条に学部の名称を、学則第 4 条の 2 に学科の名称を定め「食と栄養」の教育機関であることを示しており、教育研究上の目的にふさわしい名称としている。	1-1
第 41 条	—	該当なし（一学部のみであり、学部等連携課程の実施基本組織はない）	4-2

東京聖栄大学

第 42 条	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	1-1
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	5-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	4-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	4-1
第 45 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）	4-1
第 46 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）	4-2 5-2
第 47 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）	3-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）	3-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部は設置していない）	4-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学分野の連続性に配慮した教育課程は設置していない）	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし（課程を設ける工学に関する学部は設置していない）	5-2
第 58 条	—	該当なし（外国に設けた組織は設置していない）	1-1
第 59 条	—	該当なし（大学院大学の設置なし）	3-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学の設置、又は薬学を履修する課程の修業年限の変更に伴う段階的整備は該当せず）	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		2-2 2-3
第 2 条	—		1-1
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		1-1
第 5 条	—		1-1
第 6 条	—		1-1
第 7 条	—		1-1 4-2 5-2
第 8 条	—		3-1
第 9 条	—		4-2
第 10 条	—		4-2 5-1
第 11 条	—		4-2
第 12 条	—		4-2
第 13 条	—		4-2
第 14 条	—		4-1
第 15 条	—		4-2
第 16 条	—		4-2
第 17 条	—		4-2
第 18 条	—		3-2 4-2
第 19 条	—		4-1
第 20 条	—		4-2
第 21 条	—		4-1
第 22 条	—		4-2
第 23 条	—		4-1
第 24 条	—		4-1
第 25 条	—		4-1
第 26 条	—		4-1
第 27 条	—		4-2
第 28 条	—		4-1 4-2
第 29 条	—		4-1
第 30 条	—		4-1

第 31 条	—		3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条	—		4-2 5-2
第 33 条	—		4-2 5-2
第 34 条	—		4-2 5-2
第 35 条	—		5-2
第 36 条	—		4-2 4-3 5-3
第 37 条	—		5-1
第 38 条	—		4-2 5-2
第 39 条	—		4-2 5-2
第 40 条	—		4-2 5-2
第 41 条	—		4-2 5-2
第 42 条	—		4-2 5-2
第 43 条	—		3-5
第 44 条	—		3-5
第 45 条			3-5
第 46 条	—		3-5
第 47 条	—		3-5
第 48 条	—		3-5
第 49 条	—		3-5
第 50 条	—		3-5
第 51 条	—		3-5
第 52 条	—		3-5
第 53 条	—		3-5

			5・4
第 54 条	—		1・1
第 55 条	—		4・2
第 56 条	—		4・1
第 57 条	—		4・1
第 58 条	—		4・2 5・2
第 59 条	—		3・5
第 60 条	—		3・5
第 61 条	—		3・5
第 77 条	—		1・1
第 78 条	—		3・5 4・2 5・2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「学士の学位授与の要件」については、学則第 38 条に定めているとおり、卒業を認定した者に対して学長が「学士」を授与している。	4-1
第 2 条の 3	—	該当なし（専門職大学は設置していない）	4-1
第 10 条	○	「専攻分野の名称」は、学則第 38 条に定めており、「食と栄養」の教育機関として適切な名称を付記している。	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	4-1
第 13 条	○	「学位に関する事項の処理」に関しては、学則に定めている。なお、学則変更を行った際には、文部科学省に届出を行っている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	「特別の利益供与の禁止」は、寄附行為第 20 条第 1 項、第 23 条第 2 項、第 46 条第 1 項に定めるとおり、利益相反防止の体制を整えている。	6-1
第 27 条	○	「寄附行為の備置き及び閲覧等」については、寄附行為第 69 条第 2 項に定め、法人事務局に備えて置いているほか、大学ホームページ上に公表している。 情報公表ページ https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation	6-1
第 29 条	○	「理事選任機関」は、寄附行為第 7 条に評議員会と定め、その構成等についても定めている。	6-2
第 30 条	○	「理事の選任」については、寄附行為第 8 条に定め、これに基づき評議員会が選任している。選任にあたっては、役員に私立学校法、寄附行為を説明し、「就任承諾書」を交わしている。 理事に対する業務の決定の委任については、寄附行為第 21 条に定め、寄附行為施行細則第 3 条において、常務理事（業務執行理事）の業務分担の明確化を図っている。 業務の決定の委任については、寄附行為第 21 条に規定している。	6-2
第 31 条	○	「理事の資格及び構成」は、寄附行為第 9 条に定め、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時以降はこれを適用し、遵守している。なお、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行前の私立学校法の規定が適用されており、改正前寄附行為第 7 条に基づいた理事の資格・構成となっている。	6-2
第 36 条	○	「理事会の職務等」について、寄附行為第 13 条に理事の構成を、第 14 条に理事の権限を、第 15 条に理事の職務を定めている。また、第 16 条に代表権の制限を規定しているほか、理事会があらかじめ評議員会に意見を聴くことについては、第 37 条第 2 項に定めており、これらの規定に基づき運営している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	「理事長」は、寄附行為第 15 条第 2 項に定め、理事のうち 1 人を理事長とし、理事会の決議によって選定している。また、同条第 5 項に、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理することを定めている。また、寄附行為第 16 条に、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないことを定めている。 「代表業務執行理事」は、本法人では置いていない。 「業務執行理事」については、寄附行為第 15 条第 3 項、第 4 項、第 6 項に定め、令和 7 年 5 月 1 日現在、常務理事（業務執行理事）3 人が理事長を補佐してこの法人の業務を掌理している。	6-1 6-2

東京聖栄大学

第 39 条	○	「理事の報告義務等」については、寄附行為第 17 条に、理事長及び業務執行理事は、三月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないことを定めており、令和 7 年度より適用している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	「理事会の議事録」については、寄附行為第 22 条に定め、規定に基づき作成している。また、議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置いている。なお、私立学校法第 43 条第 6 項に定める債権者からの請求については、現段階では発生していない。	6-2
第 45 条	○	「監事の選任」については、寄附行為第 23 条に定め、評議員会の決議によって 2 人を選任している。	6-3
第 46 条	○	「監事の資格」については、寄附行為第 24 条に定め、遵守している。なお、監事は、評議員若しくは職員を兼ねておらず、他の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有していない。	6-3
第 52 条	○	「監事の職務」については、寄附行為第 29 条に定め、これに基づき職務遂行している。	6-3
第 54 条	○	「監事の評議員会に提出する議案等の調査義務」については、寄附行為第 30 条第 4 項に定め、令和 7 年 4 月 1 日以降に提出する議案等について適用している。	6-3
第 55 条	○	「監事の理事会及び評議員会への出席義務等」については、寄附行為第 29 条第 1 項第 3 号に定めており、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。	6-3
第 56 条	○	「監事監査の理事会等への報告」は、寄附行為第 29 条第 1 項第 1 号の監査について、第 2 号の規定により監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出し、報告を行っている。	6-3
第 61 条	○	「評議員の選任」については、寄附行為第 32 条に定め、評議員会において選任している。	6-3
第 62 条	○	「評議員の資格及び構成」については、寄附行為第 32 条に定め、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時以降はこれを適用し、遵守している。なお、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは令和 7(2025)年 4 月 1 日改正施行前の私立学校法の規定が適用されており、改正前寄附行為第 23 条及び改正前寄附行為施行細則第 3 条に基づいた評議員の資格・構成となっている。	6-3
第 66 条	○	「評議員会の職務等」については、寄附行為第 37 条に定めており、本規定に基づき運営している。なお、理事会に対して意見を述べる事項のほか、同条第 3 項においては評議員会における決議事項について定めている。	6-3
第 78 条	○	「評議員会の議事録」については、寄附行為第 47 条に定め、規定	6-3

東京聖栄大学

		に基づき作成している。また、議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置いている。	
第 80 条	○	「会計監査人の選任等」については、寄附行為第 50 条に定め、評議員会の決議によって選任している。なお、令和 7 年 4 月 1 日改正施行の私立学校法に基づく会計監査人については、寄附行為第 6 条の定めにより、2 人を置くこととなっているが、その規定の適用は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時からである。	6-3 6-5
第 86 条	○	「会計監査人の職務等」については、寄附行為第 55 条に定め、この法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出することを規定している。なお、本件の適用は、令和 8 年以降に実施する、令和 7 年度以降の決算書類等からである。	6-5
第 99 条	○	「予算及び事業計画」については、寄附行為第 57 条に定め、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議して作成している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	「役員及び評議員に対する報酬等」については、寄附行為第 58 条に定め、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給している。	6-2 6-3
第 103 条	○	「計算書類等の作成及び保存」について、寄附行為第 68 条に「事業報告及び決算」について定め、令和 7 年度決算よりこれを適用する。令和 6 年度決算については、改正前学校法人会計基準を適用した計算書類・財産目録を、改正前寄附行為第 34 条及び第 35 条に基づき作成している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	「計算書類等の監査等」について、寄附行為第 68 条に定めるとおり、この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、かつ、同条第 1 項第 3 号から第 5 号までの書類（計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録）について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないこととしている。なお、本件の適用は、令和 8 年以降に実施する、令和 7 年度以降の決算書類等からである。	6-2 6-5
第 105 条	○	「計算書類及び事業報告並びに監査報告の評議員への提供等」について、寄附行為第 68 条第 2 項に、理事長は、前項の承認（監事の監査、計算書類等については会計監査人の監査）を受けた書類のうち、第 1 号（事業報告）、第 3 号（計算書類）及び第 5 号（財産目録）の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならないと定めている。本件の適用は、令和 8 年以降に実施する、令和 7 年度以降の決算書類等からである。	6-3

東京聖栄大学

第 106 条	○	「計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等」について、寄附行為第 69 条に、財産目録等の備置き及び閲覧等について定めている。本件の適用は、令和 8 年以降に実施する、令和 7 年度以降の決算書類等からである。なお、令和 6 年度決算までは、令和 7 年 4 月 1 日改正施行前の私立学校法第 47 条を踏まえ、改正前寄附行為第 35 条に基づいた対応を行っている。	6-1
第 107 条	○	「財産目録等の作成」について、寄附行為第 68 条に定めるとおり、この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、かつ、同条第 1 項第 3 号から第 5 号までの書類（計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録）について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないこととしている。財産目録に関しては、備置き、閲覧請求権者、インターネット等による公表などについて令和 7 年 4 月 1 日から施行の私立学校法が適用となるが、令和 6 年度末の財産目録は従来の方で作成を行うこととされており、それを適用している。なお、計算書類の附属明細書等、新会計基準に基づく情報については、令和 7 年度決算から適用予定である。 「財産目録等の備置き及び閲覧等」について、寄附行為第 69 条に定め、法人事務局に備置いており、請求があった場合は閲覧に供している。	6-1
第 108 条	○	「寄附行為の変更の決定」については、寄附行為第 71 条に定め、理事会の決議及び評議員会の決議（改正私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問）を得ることとしている。	6-1
第 144 条	○	「会計監査人の設置」について、本法人は大臣所管学校法人であるため、寄附行為第 6 条第 3 項に定めており、2 人を置くこととなっているが、その規定の適用は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時からであり、評議員会において選任することとしている。	6-5
第 145 条	—	該当せず（本法人は収入 100 億円又は負債 200 億円以上に該当しないため、常勤監事設置の適用外）	6-3
第 146 条	○	「理事の構成」について、本法人は大臣所管学校法人であるため、改正私立学校法第 31 条第 4 項第 2 号に規定する理事（いわゆる外部理事）を 2 人置くこととなっている。なお、理事の資格・構成の改正後寄附行為適用は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時からである。理事の資格及び構成については、寄附行為第 9 条に規定している。 「理事の報告義務」について、本法人は大臣所管学校法人であるため、寄附行為第 17 条の規定により、理事長及び業務執行理事は、	6-2

東京聖栄大学

		三月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとしている。	
第 148 条	○	「体制の整備」について、本法人は大臣所管学校法人であるため、改正私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号に規定する体制として、内部統制システムの整備に関する基本方針を理事会で決定し、改正私立学校法施行規則第 13 条を踏まえた内部統制システムを整備し、業務の運営を行っている。 「中期事業計画の作成等」については、寄附行為第 57 条に定めている。本法人の予算及び事業計画は寄附行為の定めにより毎年度作成しており、中期計画は、認証評価の結果を踏まえて作成している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	「情報の公表」について、本法人は大臣所轄学校法人であるため、寄附行為第 75 条の規定により、寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときに寄附行為の内容を、計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したときにこれらの書類の内容を、大学ホームページ上で公表している。なお、計算書類の附属明細書等、新会計基準に基づく情報については、令和 7 年度決算から適用予定である。 大学ホームページ「情報公表ページ」 https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/	6-1

本学は大学院を設置していない。

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-1
第 102 条	—		3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		3-1
第 156 条	—		3-1
第 157 条	—		3-1
第 158 条	—		3-1
第 159 条	—		3-1
第 160 条	—		3-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		2-2 2-3
第 1 条の 2	—		1-1
第 1 条の 3	—		3-1
第 2 条	—		1-1
第 2 条の 2	—		1-1
第 3 条	—		1-1
第 4 条	—		1-1
第 5 条	—		1-1
第 6 条	—		1-1
第 7 条	—		1-1
第 7 条の 2	—		1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—		1-1 4-2 5-2
第 8 条	—		3-2

			3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	—		4-2 5-2
第 9 条の 3	—		4-2 4-3 5-3
第 10 条	—		3-1
第 11 条	—		4-2
第 12 条	—		3-2 4-2
第 13 条	—		3-2 4-2
第 14 条	—		4-2
第 14 条の 2	—		4-1
第 15 条	—		3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	—		4-1
第 17 条	—		4-1
第 19 条	—		3-5
第 20 条	—		3-5
第 21 条	—		3-5
第 22 条	—		3-5
第 22 条の 2	—		3-5
第 22 条の 3	—		3-5 5-4
第 22 条の 4	—		1-1
第 23 条	—		1-1
第 24 条	—		3-5
第 25 条	—		4-2
第 26 条	—		4-2
第 27 条	—		4-2 5-2

東京聖栄大学

第 28 条	—		3-2 4-1 4-2
第 29 条	—		3-5
第 30 条	—		3-2 4-2
第 30 条の 2	—		4-2
第 31 条	—		4-2
第 32 条	—		4-1
第 33 条	—		4-1
第 34 条	—		3-5
第 34 条の 2	—		4-2
第 34 条の 3	—		5-2
第 42 条	—		3-3
第 43 条	—		3-4
第 45 条	—		1-1
第 46 条	—		3-5 5-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		2-2 2-3
第 2 条	—		1-1
第 3 条	—		4-1
第 4 条	—		4-2 5-1 5-2
第 5 条	—		4-2 5-2
第 5 条の 2	—		4-2 4-3 5-3
第 6 条	—		4-2
第 6 条の 2	—		4-2 5-1
第 6 条の 3	—		4-2
第 7 条	—		4-2

第 8 条	—		3-2 4-2
第 9 条	—		3-2 4-2
第 10 条	—		4-1
第 11 条	—		4-2
第 12 条	—		4-1
第 13 条	—		4-1
第 14 条	—		4-1
第 15 条	—		4-1
第 16 条	—		4-1
第 17 条	—		1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条	—		1-1 4-1 4-2
第 19 条	—		3-1
第 20 条	—		3-1
第 21 条	—		4-1
第 22 条	—		4-1
第 23 条	—		4-1
第 24 条	—		4-1
第 25 条	—		4-1
第 26 条	—		1-1 4-1 4-2
第 27 条	—		4-1
第 28 条	—		4-1
第 29 条	—		4-1
第 30 条	—		4-1
第 31 条	—		4-2
第 32 条	—		4-2
第 33 条	—		4-1
第 34 条	—		4-1
第 42 条	—		2-2 2-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	—		4-1
第4条	—		4-1
第5条	—		4-1
第5条の3	—		4-1
第12条	—		4-1

本学は通信教育課程を設置していない。

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		2-2 2-3
第2条	—		4-2
第3条	—		3-2 4-2
第4条	—		4-2
第5条	—		4-1
第6条	—		4-1
第7条	—		4-1
第8条	—		4-2 5-2
第9条	—		3-5
第10条	—		3-5
第11条	—		3-2 4-2
第13条	—		2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人東京聖栄大学寄附行為（改正後、改正前）	
【資料 F-2】	大学案内	
	東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東京聖栄大学 学則	大学院は設置なし
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7 年度 学生募集要項、令和 7 年度 学校推薦型選抜（指定校制）募集要項、令和 7 年度 編入学生募集要項（管理栄養学科第 3 年次、第 2 年次）、令和 7 年度 編入学生募集要項（食品学科第 3 年次、第 2 年次）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 7 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	大学組織図	
	大学の基本組織（組織図）	
【資料 F-7】	事業計画書	
	学校法人東京聖栄大学 令和 7 年度事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	学校法人東京聖栄大学 令和 6 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	東京聖栄大学 規程集 全規程一覧〔学内イントラネット〕	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員名簿（令和 7 年 5 月 1 日現在）、令和 6 年度 理事会・評議員会・常務理事会開催状況一覧	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	財務計算に関する書類（令和元年度～令和 5 年度）、監事監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）、会計監査報告（令和元年度～令和 5 年度）、財産目録（令和 7 年 3 月 31 日現在）	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	令和 7 年度シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 7 年度学生便覧 p30～p32、p56～p58 健康栄養学部（大学）のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー／管理栄養学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー／食品学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	—	該当なし
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 30 年度 大学機関別認証評価 改善報告書（学生の懲戒処分手続き）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	本学の概要（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	学園運営会議規程	
【1-1-3】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	令和 7 年度学生便覧	
【1-1-b】	令和 7 年度シラバス「リテラシー」	
【1-1-c】	令和 7 年度 教科打合せ会 次第	
【1-1-d】	令和 7 年度 新規入職者（初任者）研修会の実施について（次第）	
【1-1-e】	新年初顔合わせ会について（次第）	
【1-1-f】	令和 6 年度 自己点検評価別表（学長依頼文抜粋）	
【1-1-g】	令和 7 年 1 月 22 日 理事会・評議員会議事録（冒頭部分抜粋）	
【1-1-h】	東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2（建学の精神等の記載）	
【1-1-i】	学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf	
【1-1-j】	ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code	
【1-1-k】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	
【1-1-l】	令和 7 年 4 月 23 日 常務理事会議事録（別表部分抜粋）	
【1-1-m】	東京聖栄大学 3 つの方針（東京聖栄大学ホームページ） ディプロマポリシー https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy/ カリキュラムポリシー https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy アドミッションポリシー https://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/	
【1-1-n】	大学の基本組織（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/2-1/	
【1-1-o】	東京聖栄大学学則 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
【1-1-p】	事務組織および事務分掌規程	
【1-1-q】	令和 4 年度 事業報告書（14～15 ページ）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2023/2023_report.pdf	
【1-1-r】	カリキュラム改正に関する議事録（該当部分抜粋）	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	東京聖栄大学 内部質保証の方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証に関わる組織図・体制図（3 ページ目）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【2-1-4】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	東京聖栄大学学則（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
【2-1-b】	自己点検評価検討委員会規程	
【2-1-c】	ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
【2-2-2】	自己点検評価検討委員会規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-3】	令和 3 年度 自己点検・評価報告書（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/r3_SelfCheck.pdf	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-4】	大学運営会議 議事録（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）	
【2-2-5】	自己点検評価検討委員会 議事録（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-6】	「令和 3 年度自己点検・評価報告書」の公表及び令和 4 年度自己点検評価別表様式変更について（令和 5 年 1 月 26 日 学園情報共有システムによる教職員通知）	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-7】	東京聖栄大学 教学 IR (Institutional Research) に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	令和 6 年度自己点検評価別表	
【2-2-b】	自己点検評価別表（教職員ファイルサーバ内）	
【2-2-c】	法令等の遵守状況一覧（教職員ファイルサーバ内）	
【2-2-d】	自己点検・評価活動への取組み（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/self_check/	
【2-2-e】	アセスメントポリシー（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/assessment/	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【2-3-1】	学生パブリックコメント（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/images/support/student_pub_comment.pdf	
【2-3-2】	内部質保証に関わる組織図・体制図（3 ページ目）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-3】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
学外関係者の意見・要望のくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-4】	内部質保証に関わる組織図・体制図（3 ページ目）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-5】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	大学運営会議 議事録（令和6年4月1日～令和7年5月1日まで）	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-7】	大学運営会議 議事録（令和6年4月1日～令和7年5月1日まで）	
【2-3-8】	教授会 議事録（令和6年4月1日～令和7年5月1日まで）	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-9】	自己点検・評価活動への取組み（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/self_check/	
【2-3-10】	自己点検・評価活動への理解と協力のお願い（令和7年度学生便覧 p26）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	東京聖栄大学 内部質保証の方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/internal_quality_assurance.pdf	
【2-3-b】	令和6年度 学長・教職員と学生との意見交換会報告書 等	
【2-3-c】	学生アンケート設問項目一覧（「学生による授業評価アンケート」「学修行動調査」「学修成果に係る自己評価アンケート」「卒業時アンケート」）	
【2-3-d】	学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）の体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf	
【2-3-e】	東京聖栄大学 教学 IR（Institutional Research）に関する規程	
【2-3-f】	学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内）	
【2-3-g】	東京聖栄大学 3つのポリシーを踏まえた取組の点検・評価の適切性にかかる葛飾区のご意見について（依頼）／東京聖栄大学 3つのポリシーを踏まえた取組の点検・評価の適切性にかかる意見照会について（回答）	
【2-3-h】	各種アンケート結果 卒業生に関するアンケート（企業アンケート）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/various_questionnaire/	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【2-3-i】	令和6年度 監事による重点監査 説明資料（保護者との連携関係資料）	
【2-3-j】	業務監査結果報告書（令和7年2月26日監査実施、令和7年3月26日報告）	
【2-3-k】	令和6年度 自己点検評価別表	
【2-3-l】	東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf	
【2-3-m】	大学機関別認証評価（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/12-4/	
【2-3-n】	東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2025 大学案内書 p2	
【2-3-o】	学報 vol.20（2019.5）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/gakuhou/No20.pdf	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	健康栄養学部のアドミッションポリシー（大学全体のアドミッションポリシー）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
【3-1-3】	東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程	
【3-1-4】	東京聖栄大学 食品学科会議規程	
【3-1-5】	教授会規程	
【3-1-6】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-7】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【3-1-8】	東京聖栄大学 入学者選考規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	教授会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 6 月 20 日）AP は変更しない旨の確認	
【3-1-b】	アドミッションポリシー（東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2、p4、令和 7 年度学生募集要項表紙裏、令和 7 年度学生便覧 p30～p32、p56～p58）	
【3-1-c】	令和 8 年度入試一覧（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/admission_list/	
【3-1-d】	令和 7 年度学生募集強化について（案）（令和 7 年 4 月 17 日教授会資料）	
【3-1-e】	事務組織および事務分掌規程	
【3-1-f】	令和 6 年度 入学者選考管理委員会開催記録（令和 7 年 2 月 20 日）	
【3-1-g】	令和 6 年度自己点検評価別表（抜粋）（教授会、大学運営会議、入学者選考管理委員会、常務理事会、入試広報課）	
【3-1-h】	遠方からの引越しを伴う入学者への、一部費用援助について	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学修支援の方針・学生生活支援の方針・キャリア支援の方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf	
【3-2-2】	学修支援に関する計画（2025 年度）	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-3】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【3-2-4】	教務委員会規程	
【3-2-5】	東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程	
【3-2-6】	東京聖栄大学 食品学科会議規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-7】	学校法人東京聖栄大学ティーチング・アシスタント規程	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-8】	オフィスアワー一覧表（常勤・非常勤）（令和 6 年度前期・令和 6 年度後期・令和 7 年度前期）	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【3-2-9】	学修支援 オフィスアワー（説明文）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/learning_support/	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-10】	東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン/ノーマライゼーションについて（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_3.pdf	
【3-2-11】	「障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」に基づく支援体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_4.pdf	
【3-2-12】	障がい等による修学上の合理的配慮に関する支援実施要項（教職員向け）	
【3-2-13】	学生の合理的配慮要請一覧（令和4年度～）	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-14】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【3-2-15】	教授会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	方針等の周知場所（規程管理システム、学生 SharePoint、東京聖栄大学ホームページ）	
【3-2-b】	学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）の体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf	
【3-2-c】	学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内）	
【3-2-d】	組織規程	
【3-2-e】	SAによる学修サポート開始のお知らせ（20241030 学内インフォメーション）／学修サポートのお知らせ（募集チラシ）／学修サポートの利用方法	
【3-2-f】	SA（スチューデントアシスタント）のニーズ調査	
【3-2-g】	SAによる学修サポート実施報告（令和6年度後期）（令和7年2月13日大学運営会議資料）	
【3-2-h】	シラバス作成要領（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/5-8.pdf	
【3-2-i】	時間割・休講情報（学生 SharePoint 内）	
【3-2-j】	令和7年度 教科打合せ会 次第	
【3-2-k】	合理的配慮に関する研修（令和4年度 FD 活動報告抜粋、令和5年度 FD 活動報告抜粋、令和6年度合同研修会報告書抜粋）	
【3-2-l】	入学者選抜に関する各種情報（合理的配慮の提供に関する対応方法について）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/13_admission_selection.pdf	
【3-2-m】	障がい等による修学上の合理的配慮に関する支援実施要項（教職員向け）（教職員 SharePoint 内）	
【3-2-n】	令和7年度シラバス（化学入門、科学の基礎、リテラシー）	
【3-2-o】	欠席調査（学生支援ポートフォリオ）（教職員ファイルサーバ内）／令和6年度出席状況（受験停止率）	
【3-2-p】	GPA 制度（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-2_2.pdf	
【3-2-q】	単位修得・履修登録一覧表（サンプル）	
【3-2-r】	退学、休学、留年などの実態および原因分析、改善方策についての議事録（抜粋）及び資料（令和6年7月大学運営会議、9月大学運営会議、教授会、11月理事会、評議員会）	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	学修支援の方針・学生生活支援の方針・キャリア支援の方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf	
【3-3-2】	2025 年度 キャリア支援に関する計画	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-3】	令和 7 年度シラバス（キャリア支援に関する授業科目抜粋）	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-4】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【3-3-5】	就職対策委員会規程	
【3-3-6】	東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程	
【3-3-7】	東京聖栄大学 食品学科会議規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-8】	キャリア・就職サポートスケジュール（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	方針等の周知場所（規程管理システム、学生 SharePoint、東京聖栄大学ホームページ）	
【3-3-b】	MOS 試験実施日（2024 年度）学生周知資料	
【3-3-c】	東京聖栄大学の教員養成の目標（養成する教員像）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/kyouin_yousei_info/	
【3-3-d】	資格取得等実績（東京聖栄大学ホームページ） 管理栄養学科 https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/nourishment/#qa 食品学科 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-7_2.pdf	
【3-3-e】	学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）の体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf	
【3-3-f】	就職支援（学生 SharePoint 内）	
【3-3-g】	求人検索キャリアタス UC（学生説明資料）	
【3-3-h】	就職支援アドバイザー室予約方法について（学生説明資料）	
【3-3-i】	学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内）	
【3-3-j】	進路データ（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/results/	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	東京聖栄大学 学生生活支援の方針 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf	
【3-4-2】	2025 年度 学生生活支援に関する計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-3】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【3-4-4】	生活指導委員会規程	
【3-4-5】	東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程	
【3-4-6】	東京聖栄大学 食品学科会議規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【3-4-7】	生活指導委員会規程	
【3-4-8】	事務組織および事務分掌規程	
奨学金に関する規則		
【3-4-9】	東京聖栄大学学則 第 57 条（奨学金） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
【3-4-10】	奨学生規程	
【3-4-11】	事務組織および事務分掌規程	
【3-4-12】	東京聖栄大学 教育ローン利子補給奨学金規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	方針等の周知場所（規程管理システム、学生 SharePoint、東京聖栄大学ホームページ）	
【3-4-b】	学生支援（学修支援・学生生活支援・キャリア支援）の体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/25/wp-content/uploads/2025/03/363514afa059d308ca29ef6b5d28853c.pdf	
【3-4-c】	単位修得・履修登録一覧表（サンプル）	
【3-4-d】	令和 6 年度 監事による重点監査 説明資料（保護者との連携関係資料）（監査結果報告含む）	
【3-4-e】	東京聖栄大学学友会ホームページ https://www.tsc-05.ac.jp/gakuyukai/	
【3-4-f】	保健室（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/infirmary/	
【3-4-g】	「障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」に基づく支援体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_4.pdf	
【3-4-h】	学生相談（カウンセリング）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/support/	
【3-4-i】	令和 7 年度 東京聖栄大学後援会総会 資料（議事内容、学生食堂助成、他） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_for_guardian/2025soukai.pdf	
【3-4-j】	ハラスメントの防止に関するガイドライン（令和 7 年度学生便覧 p112～p115）	
【3-4-k】	「ハラスメントに関する相談窓口及び相談員」について（2025 0409 学内インフォメーション）	
【3-4-l】	ハラスメント防止対策規程	
【3-4-m】	わたなべ奨学・奨励基金規程	
【3-4-n】	わたなべ奨学・奨励基金特別表彰（特別賞）候補者の推薦依頼について（令和 6 年 11 月 21 日教授会資料）	
【3-4-o】	キッチンカーがやってきた（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/news_info/news-detail.php?id=368	
【3-4-p】	学生意見対応（令和 5 年度報告書、令和 6 年度報告書）学生食堂関係	
【3-4-q】	奨学金給付・貸与状況（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_1.pdf	
【3-4-r】	高等教育の修学支援新制度（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/study_support/	
【3-4-s】	奨学金（学生 SharePoint 内）	
【3-4-t】	保護者の方へ（後援会報掲載）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/for_guardian/	
【3-4-u】	東京聖栄大学 指定寮「特別入寮生」案内について（令和 7 年度入学生対象）	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	固定資産の購入および管理規程	
【3-5-2】	備品購入および管理規程	
【3-5-3】	学校法人東京聖栄大学施設・設備等利用規程	
【3-5-4】	東京聖栄大学 運動施設利用規程	
【3-5-5】	運動施設の学外者の利用に関する細則	
【3-5-6】	東京聖栄大学 厚生施設棟利用規程	
【3-5-7】	厚生施設棟の学外者の利用に関する細則	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-8】	情報システム利用ガイドライン(令和7年度学生便覧 p121～p125)	
【3-5-9】	令和7年度 学内 LAN ガイダンス資料	
【3-5-10】	令和7年度 授業システム利用ガイダンス資料(学生ファイルサーバ内)	
【3-5-11】	パソコン、プリンター、Microsoft Office について/パソコン選定 参考資料(入学手続き資料)	
【3-5-12】	周知文: SharePoint の利用開始(令和6年度)について	
【3-5-13】	マニュアル/マニュアル(Microsoft 365) (学生 SharePoint 内)	
【3-5-14】	情報システム利用手引き(2025年度版)	
図書館に関する規則		
【3-5-15】	図書館規程	
【3-5-16】	図書館館長選考規程	
【3-5-17】	図書館委員会規程	
【3-5-18】	図書館関係資料収集・管理・除籍規程	
【3-5-19】	東京聖栄大学機関リポジトリ運用規程	
図書館利用案内		
【3-5-20】	東京聖栄大学図書館利用規程	
【3-5-21】	図書館の利用について(令和7年度 学生便覧 p118)	
【3-5-22】	図書館(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/library/	
【3-5-23】	図書館利用案内(新入生向け)	
【3-5-24】	Seiei Library Lounge (SLL) 利用案内	
【3-5-25】	電子書籍サービス Maruzen eBook Library マニュアル	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-26】	学校法人東京聖栄大学 学校施設耐震化状況(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/7-2_2.pdf	
臨地実務実習施設一覧(専門職大学のみ)		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	校地、校舎等の面積(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/7-2.pdf	
【3-5-b】	管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表	
【3-5-c】	自己点検(現況調査)表(食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設) 資料抜粋	
【3-5-d】	施設・設備(東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/equipment/	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【3-5-e】	令和7年度 東京聖栄大学学友会総会／新入生歓迎会 プログラム	
【3-5-f】	体育祭（東京聖栄大学学友会ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/gakuyukai/sports_festa/	
【3-5-g】	令和4年度 事業報告書（ドラフトチャンバーの件）（29ページ）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2023/2023_report.pdf	
【3-5-h】	情報処理センター規程	
【3-5-i】	学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12-7.pdf	
【3-5-j】	学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティ規程	
【3-5-k】	MOS 試験実施日（2024年度）学生周知資料	
【3-5-l】	本学蔵書検索（Web OPAC）（東京聖栄大学ホームページ） https://tsc-05.opac.jp/opac/top	
【3-5-m】	東京聖栄大学 学術情報機関リポジトリ（東京聖栄大学ホームページ） https://tsc.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=controlnumber	
【3-5-n】	文献検索及び卒論関係ガイダンス資料	
【3-5-o】	葛飾区中央図書館との連携に関する資料（葛飾区立中央図書館での食育に関する絵本の読み聞かせ、葛飾区立中央図書館での大学紹介の展示、東京聖栄大学・中央図書館連携講演会、葛飾区立中央図書館でのブックシェアの展示）	
【3-5-p】	SLL 講座（チラシ）	
【3-5-q】	保守点検一覧表	
【3-5-r】	立入検査結果通知書（本田消防署発信）	
【3-5-s】	理事会議事録（該当部分抜粋）（令和6年9月25日）耐震化完了計画の件	
【3-5-t】	東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン/ノーマライゼーションについて（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_3.pdf	
【3-5-u】	「障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」に基づく支援体制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_4.pdf	
【3-5-v】	入学者選抜に関する各種情報（合理的配慮の提供に関する対応方法について）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/13_admission_selection.pdf	
【3-5-w】	新小岩北口 ReDESIGN 会議（葛飾区ホームページ） https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003609/1003628/1012299/1034388/1034389.html	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	ディプロマポリシー（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy/	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
【4-1-3】	東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程	
【4-1-4】	東京聖栄大学 食品学科会議規程	
【4-1-5】	教授会規程	
【4-1-6】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-7】	学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて（学生説明資料）	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-8】	東京聖栄大学学則 第 38 条（学位）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-9】	東京聖栄大学学則 第 27 条～第 31 条（単位認定）、第 36 条～第 37 条（卒業認定）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
【4-1-10】	履修規程（両学科共通）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-3_1.pdf	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-11】	東京聖栄大学大学運営会議規程	
【4-1-12】	教授会規程 第 4 条審議事項（卒業判定）	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	教授会議事録（該当部分抜粋）（令和 6 年 6 月 20 日）DP は変更しない旨の確認	
【4-1-b】	令和 7 年度シラバス（リテラシー、管理栄養士の基礎演習、食品学科総合実習）	
【4-1-c】	令和 7 年度授業に向けて（学生 SharePoint 内）	
【4-1-d】	ディプロマポリシー（令和 7 年度学生便覧 p30～p32、p56～p58、東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2、p4）	
【4-1-e】	GPA 制度（令和 7 年度学生便覧 p24～p25）	
【4-1-f】	GPA 制度（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-2_2.pdf	
【4-1-g】	単位修得・履修登録一覧表（サンプル）	
【4-1-h】	令和 7 年度シラバス（授業計画）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/5-3/	
【4-1-i】	令和 7 年度 教科打合せ会 次第	
【4-1-j】	成績評価分布（2018-2024）	
【4-1-k】	業務監査結果報告書（令和 3 年 10 月 22 日監査実施、令和 4 年 3 月 23 日報告）	
【4-1-l】	業務監査結果報告書（令和 5 年 9 月 14 日監査実施、令和 5 年 10 月 25 日報告）	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【4-1-m】	適切な出席確認のお願い／出席簿の記載方法について	
【4-1-n】	定期試験に関する注意事項（学生周知資料）	
【4-1-o】	授業における生成 AI の利活用に関する基本方針・留意事項について	
【4-1-p】	生成 AI の教学面の取り扱いについて	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	カリキュラムポリシー（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy/	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
【4-2-3】	東京聖栄大学 管理栄養学科会議規程	
【4-2-4】	東京聖栄大学 食品学科会議規程	
【4-2-5】	教授会規程	
【4-2-6】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-7】	学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて（学生説明資料）	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-8】	履修系統図（カリキュラムツリー）／科目別ナンバー表／ディプロマポリシー対応表（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/5-3/	
履修に関する規則		
【4-2-9】	履修規程（両学科共通）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-3_1.pdf	
【4-2-10】	管理栄養士課程履修規程	
【4-2-11】	教職課程履修規程	
【4-2-12】	食品衛生管理者・食品衛生監視員課程履修規程	
【4-2-13】	東京聖栄大学科目等履修生規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-14】	教授会規程	
【4-2-15】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	
【4-2-16】	大学運営会議規程	
【4-2-17】	教務委員会規程	
【4-2-18】	管理栄養学科会議規程	
【4-2-19】	食品学科会議規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-20】	シラバス作成要領（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/5-8.pdf	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-21】	教務委員会規程	
【4-2-22】	教務委員会規程施行細則	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【4-2-a】	教授会議事録（該当部分抜粋）（令和6年6月20日）カリキュラムポリシー変更の決定	
【4-2-b】	令和7年度シラバス（リテラシー、管理栄養士の基礎演習、食品学科総合実習）	
【4-2-c】	令和7年度授業に向けて（学生 SharePoint 内）	
【4-2-d】	カリキュラムポリシー（令和7年度学生便覧 p30～p32、p56～p58、東京聖栄大学 GUIDE BOOK 2026 大学案内書 p2、p8、p16）	
【4-2-e】	ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの対応について（令和6年6月大学運営会議議事録、教授会議事録）	
【4-2-f】	令和7年度適用3ポリシーの表記について（令和6年6月大学運営会議資料）	
【4-2-g】	教育課程（令和7年度学生便覧 p33～p38、p59～p67）	
【4-2-h】	履修モデルと希望する仕事の関係（令和7年度食品学科入学生説明資料）	
【4-2-i】	令和7年度シラバス（全ページ）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/5-3/syllabus/2025_syllabus_all.pdf	
【4-2-j】	シラバス記載内容のチェックについて（依頼）（令和6年7月22日付け）	
【4-2-k】	東京聖栄大学学則 第35条（履修科目の登録の上限）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
【4-2-l】	GPA 制度（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/6-2_2.pdf	
【4-2-m】	東京聖栄大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書	
【4-2-n】	東京聖栄大学 共通教育センターに関する暫定規程の廃止について（ご報告）（20240930 学内インフォメーション）	
【4-2-o】	学生支援ポートフォリオ（教職員ファイルサーバ内）	
【4-2-p】	かつしかの元気な食応援店について（葛飾区ホームページ） https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1030184/1001796/1001955.html	
【4-2-q】	葛飾区と学校法人東京聖栄大学との連携・協力に関する協定書	
【4-2-r】	「かつしかの元気食堂」推進事業（葛飾区ホームページ） https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1030184/1001796/index.html	
【4-2-s】	全国のイトーヨーカドーで「東京聖栄大学監修」のお弁当を販売します 2022/11/14（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/news_info/news-detail.php?id=342	
【4-2-t】	学報 vol.25（2021.11）p7 地域共創・食育活動（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/gakuhou/No25.pdf	
【4-2-u】	学報 vol.28（2023.4）p3 管理栄養学科の活動（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/gakuhou/No28.pdf	
【4-2-v】	はなしょうぶ第15号（東京聖栄大学教職課程センター発行誌） ※不定期発行	
【4-2-w】	東京聖栄大学 教職課程 自己点検・評価報告（教育職員免許法施行規則第22条の8関係） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/kyouin_yousei/12-8_10.pdf	
【4-2-x】	わたなべブログ 年長組さん 食育活動の様子（附属わたなべ幼稚園ホームページ）	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
	https://www.watanabe-youchien.ed.jp/blog/index.php/2024/09/20/post-33372/	
【4-2-y】	学報 vol.31 (2024.12) p5 食品学科の活動 (東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/gakuhou/No31.pdf	
【4-2-z】	令和 6 年度 前期 履修者数一覧 (令和 6 年 5 月大学運営会議資料)、令和 6 年度 後期 履修者数一覧 (令和 6 年 11 月大学運営会議資料)	
【4-2-za】	令和 7 年度 授業の実施について (学生周知資料) 全科目対面形式で実施の周知	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて (学生説明資料)	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	学修成果・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーについて (学生説明資料)	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	アセスメントポリシー (東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/assessment/	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	東京聖栄大学 教学 IR (Institutional Research) に関する規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	教学 IR に関する規程別表 1 の調査・分析報告 (令和 7 年 4 月 21 日現在)	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	大学運営会議議事録 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	令和 7 年度シラバス (リテラシー、管理栄養士の基礎演習、食品学科総合実習)	
【4-3-b】	令和 7 年度授業に向けて (学生 SharePoint 内)	
【4-3-c】	学生支援ポートフォリオ (教職員ファイルサーバ内)	
【4-3-d】	学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画 (2025-2029) (東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf	
【4-3-e】	令和 7 年度 授業実施についてのお願い	
【4-3-f】	令和 7 年度 授業欠席者への課題提示について (お願い) (令和 6 年 3 月、令和 6 年 12 月)	
【4-3-g】	欠席課題の実施状況 (2024 年度前期)	
【4-3-h】	令和 7 年度 教科打合せ会 次第	
【4-3-i】	評議員会議事録 (国家試験報告該当部分抜粋) (令和 7 年 4 月 1 日)	
【4-3-j】	各種アンケート結果 (東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/various_questionnaire/	
【4-3-k】	学修成果の記録 (個人表) について (令和 7 年 1 月 9 日大学運営会議資料)	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/3-1org/	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に関する学長決定	
【5-1-3】	教授会規程（審議機関）	
【5-1-4】	東京聖栄大学 大学運営会議規程（学長の補佐体制）	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-5】	組織規程	
【5-1-6】	学長に関する規程	
教授会に関する規則		
【5-1-7】	東京聖栄大学学則（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
【5-1-8】	教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-9】	教授会の開催日時・議題一覧（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）	
【5-1-10】	大学運営会議の開催日時・議題一覧（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 1 日まで）	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-11】	東京聖栄大学 学生懲戒規程	
事務局組織図		
【5-1-12】	事務局組織図（教育研究実施組織）	
事務分掌に関する規則		
【5-1-13】	事務組織および事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-14】	東京聖栄大学 職員採用・昇任の方針	
【5-1-15】	就業規則（事務系職員・第 2 章人事）	
【5-1-16】	事務系職員人事委員会規程	
【5-1-17】	事務系職員人事委員会規程施行細則	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	学生の懲戒処分について（令和 7 年度学生便覧 p109-110）	
【5-1-b】	部課長会議規程	
【5-1-c】	令和 7 年度 東京聖栄大学各種委員会等委員一覧（大学・法人）	
【5-1-d】	東京聖栄大学 FD・SD 実施方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	東京聖栄大学 教員の採用・昇任の方針	
【5-2-2】	就業規則（教育職員・第 2 章人事）	
【5-2-3】	東京聖栄大学 教育職員人事委員会規程	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【5-2-4】	東京聖栄大学 教育職員資格審査規則	
【5-2-5】	東京聖栄大学 教育職員選考基準内規	
【5-2-6】	東京聖栄大学 教員評価規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-7】	東京聖栄大学 教育職員人事委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	教員数（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/3-2.pdf	
【5-2-b】	管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表	
【5-2-c】	東京聖栄大学 FD・SD 実施方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針・計画		
【5-3-1】	ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code	
【5-3-2】	東京聖栄大学 FD・SD 実施方針 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf	
【5-3-3】	令和 7 年度 FD 実施計画	
FD の実施報告書		
【5-3-4】	令和 6 年度 FD 活動報告	
SD の方針・計画		
【5-3-5】	ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code	
【5-3-6】	東京聖栄大学 FD・SD 実施方針 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_FD_SD_%20policy.pdf	
【5-3-7】	東京聖栄大学 SD 計画（標準年度）	
SD の実施報告書		
【5-3-8】	令和 6 年度 合同研修会 報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	東京聖栄大学学則（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/1-4.pdf	
【5-3-b】	FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程	
【5-3-c】	FD 活動報告書（学生支援ポートフォリオ）（教職員ファイルサーバ内）	
【5-3-d】	令和 7 年度 教科打合せ会 次第	
【5-3-e】	令和 7 年度 授業実施についてのお願い	
【5-3-f】	FD・SD 実施状況一覧	
【5-3-g】	令和 5 年度役員・評議員研修について（出欠含む）	
【5-3-h】	令和 6 年度役員・評議員研修（合同研修会）について（出欠含む）	
【5-3-i】	令和 7 年度 新規入職者(初任者)研修 次第	
【5-3-j】	労働安全衛生規則及び化管法の政省令等の改正に係り求められる対応の説明会 次第	
【5-3-k】	令和 6 年度学内外研修会一覧（教職員ファイルサーバ内）	
【5-3-l】	職員資格取得状況一覧（令和 5 年度～）	
【5-3-m】	令和 7 年 自己申告について（通知・様式・FAQ）	
5-4. 研究支援		

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	東京聖栄大学 研究環境に関する調査（依頼文・集計結果）	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	研究環境整備の方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_research_environment_policy.pdf	
【5-4-3】	研究環境整備計画（標準年度）	
研究倫理に関する規則		
【5-4-4】	東京聖栄大学研究倫理審査委員会規程	
【5-4-5】	東京聖栄大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12-6.pdf	
【5-4-6】	東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2023_kanri_kansa_06.pdf	
【5-4-7】	科学研究費補助金取扱規程	
【5-4-8】	東京聖栄大学科学研究費補助金取扱要領	
【5-4-9】	東京聖栄大学動物実験に関する規程（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12-3_1.pdf	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-10】	東京聖栄大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_01.pdf	
【5-4-11】	東京聖栄大学の公的研究費に関する不正防止計画（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_03.pdf	
【5-4-12】	東京聖栄大学 公的研究費の使用に関する行動規範（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2025_kanri_kansa_04.pdf	
【5-4-13】	公的研究費の管理・監査の責任体制について（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_02.pdf	
【5-4-14】	公的研究費に係る各種相談・通報窓口について（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_aboutus/doc/2015_kanri_kansa_05.pdf	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-15】	予算編成基準（経理規程第 48 条関係）	
【5-4-16】	研究費支給規程	
【5-4-17】	令和 7 年度 配当予算の配布について（稟議書）（教員研究費の割当配分予算）	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-18】	学校法人東京聖栄大学 リサーチ・アシスタント規程	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-19】	科研費等申請等に係る学内インフォメーション一覧	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-20】	科学研究費 応募・獲得件数	
【5-4-21】	科学研究費 獲得状況	
【5-4-22】	受託研究 獲得状況	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	研究室等一覧（令和7年度学生便覧 p117）	
【5-4-b】	令和6年12月18日 常務理事会議事録（研究環境調査報告 該当部分抜粋版）	
【5-4-c】	令和6年度 第6回図書館委員会議事録	
【5-4-d】	令和6年度 研究倫理研修会の開催について	
【5-4-e】	経理規程	
【5-4-f】	出張及び旅費規程	
【5-4-g】	研究の適正に関すること（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/appropriateness_research/#fusei_boushi	
【5-4-h】	科学研究費・二国間交流事業共同研究（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/kakenhi/	
【5-4-i】	受託研究（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/consigned_research/	
【5-4-j】	公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程	
【5-4-k】	東京聖栄大学 受託研究取扱規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	寄附行為（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation	
【6-1-2】	ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code	
【6-1-3】	就業規則（教育職員・臨時教育職員・事務系職員・臨時事務系職員）	
【6-1-4】	学校法人東京聖栄大学倫理規程	
【6-1-5】	内部監査規程	
【6-1-6】	内部監査要項	
【6-1-7】	東京聖栄大学利益相反に関する規程	
【6-1-8】	公益通報者保護規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-9】	情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-10】	情報公表（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-11】	情報公表（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-12】	学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/internal_control_system_dev.pdf	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-13】	学校法人東京聖栄大学 内部統制組織体制図（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/internal_control_org_chart.pdf	
内部統制に関する規則		
【6-1-14】	寄附行為（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation	
【6-1-15】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	
【6-1-16】	文書取扱規程	
【6-1-17】	文書保存規程	
【6-1-18】	学校法人東京聖栄大学危機管理規程	
【6-1-19】	学校法人東京聖栄大学倫理規程	
【6-1-20】	学校法人東京聖栄大学 監事監査規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-21】	ハラスメント防止対策規程	
【6-1-22】	ハラスメントの防止に関するガイドライン	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-23】	プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/privacy/	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【6-1-24】	個人情報保護規程	
【6-1-25】	特定個人情報等の取扱いに関する基本方針	
【6-1-26】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-27】	学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/internal_control_system_dev.pdf	
【6-1-28】	学校法人東京聖栄大学 危機管理規程	
【6-1-29】	防火管理規程	
【6-1-30】	学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー	
【6-1-31】	学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティ規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-32】	危機管理マニュアル	
【6-1-33】	情報セキュリティ関連ガイドライン（情報セキュリティ運用ガイドライン、システム管理者用セキュリティガイドライン、障害・事故措置フロー、情報システム利用ガイドライン）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	法令等の遵守状況一覧（教職員ファイルサーバ内）	
【6-1-b】	情報公表ページ（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/	
【6-1-c】	令和5年度 事業報告書（29ページ）（東京聖栄大学ホームページ）全館LED化の件 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/2024_report.pdf	
【6-1-d】	新小岩駅北口クリーン作戦（地域美化活動）に関する学内インフォメーション（一例）	
【6-1-e】	聖栄葛飾祭 2024 パンフレット（16ページ、他）フードドライブの件	
【6-1-f】	食べきり・使いきりメニュー（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/eco_menu/	
【6-1-g】	ハラスメントの防止に関するトップメッセージ	
【6-1-h】	「ハラスメントに関する相談窓口及び相談員」について（2025 0409 学内インフォメーション）	
【6-1-i】	防火・防災訓練実施について	
【6-1-j】	「防火管理者体制」及び「防火管理委員会編成表」について（20241031 学内インフォメーション）	
【6-1-k】	普通救命講習会について	
【6-1-l】	災害時安否確認システムについて	
【6-1-m】	衛生委員会規程	
【6-1-n】	労働安全衛生規則及び化管法の政省令等の改正に係り求められる対応の説明会について	
【6-1-o】	化学物質管理者から教職員への周知事項（メール配信）	
【6-1-p】	「化学物質管理体制（図）」の周知について（化学物質管理体制、化学物質管理強化月間対応含む）（20250305 学内インフォメーション）	
【6-1-q】	化学物質管理安全対策マニュアル（調理系の化学物質管理安全対策マニュアル（教員用）、実験系の化学物質管理安全対策マニュアル、実習における化学物質管理（学生用）	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【6-2-1】	学校法人東京聖栄大学の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	予算承認に係る理事会議事録（該当部分抜粋）（令和7年3月26日）	
【6-2-3】	決算に係る理事会議事録（該当部分抜粋）（令和6年5月22日）	
【6-2-4】	決算に係る理事会議事録（該当部分抜粋）（令和7年5月28日）	後日提出予定
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-5】	寄附行為（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-6】	理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和5年10月25日、令和5年11月27日）	
【6-2-7】	評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和7年度定時評議員会）	後日提出予定
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-8】	理事会議事録（該当部分抜粋）（令和6年11月27日、令和7年1月22日、令和7年3月26日）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-9】	理事会議事録（該当部分抜粋）（令和7年3月26日）（実施することの予告）	
【6-2-10】	理事会議事録（該当部分抜粋）及び資料（令和7年5月28日）	後日提出予定
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則	
【6-2-b】	学校法人東京聖栄大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_officer_remuneration_rules.pdf	
【6-2-c】	内部統制（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#internal_control	
【6-2-d】	ガバナンス・コード（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code	
【6-2-e】	令和5～7年度 理事会・評議員会・常務理事会開出席状況一覧	
【6-2-f】	学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf	
【6-2-g】	令和7年度事業計画（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/11-3.pdf	
【6-2-h】	令和6年度事業報告書（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2025/2025_report.pdf	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和5年10月25日）	
【6-3-2】	評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和7年4月1日）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 ※改正前私立学校法に基づく選任は理事会を含む		
【6-3-3】	理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和5年10月25日）	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【6-3-4】	理事会・評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和7年1月22日）	
【6-3-5】	評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和7年度定時評議員会）	後日提出予定
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-6】	予算に係る評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和7年3月26日）	
【6-3-7】	決算に係る評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和6年5月22日）	
【6-3-8】	決算に係る評議員会議事録（該当部分抜粋）（令和7年度定時評議員会）	後日提出予定
監事監査に関する規則		
【6-3-9】	学校法人東京聖栄大学 監事監査規程	
【6-3-10】	内部監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-11】	学校法人東京聖栄大学監事監査計画書（令和6年度、令和7年度）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	寄附行為（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation	
【6-3-b】	東京聖栄大学 内部質保証に関する規程	
【6-3-c】	東京聖栄大学 大学運営会議規程	
【6-3-d】	部課長会議規程	
【6-3-e】	令和7年 自己申告について（通知・様式・FAQ）	
【6-3-f】	稟議規程	
【6-3-g】	令和5～7年度 理事会・評議員会・常務理事会出席状況一覧	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和7年度予算編成基本方針	
財務計画書		
【6-4-2】	第IV期中期計画財務シミュレーション	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	令和6年度事業報告書（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2025/2025_report.pdf	
【6-4-4】	令和5年度資産運用報告書	
【6-4-5】	令和5年度資産運用報告表	
資産運用に関する規則		
【6-4-6】	資産運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	財務分析資料（部門別）（令和5年度決算、令和6年度決算）	
【6-4-b】	令和4年度 事業報告書（14～15 ページ、29 ページ）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2023/2023_report.pdf	
【6-4-c】	令和5年度 事業報告書（29 ページ）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024/2024_report.pdf	
【6-4-d】	学校法人東京聖栄大学 第IV期中期計画（2025-2029）（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf	
【6-4-e】	令和7年度 事業計画（東京聖栄大学ホームページ）	

東京聖栄大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
	https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/11-3.pdf	
【6-4-f】	経営改善計画に関する検討状況の議事録（該当部分抜粋）（令和7年3月大学運営会議、教授会、理事会、評議員会、令和7年4月大学運営会議、常務理事会）	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	経理規程	
【6-5-2】	経理規程施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	改正後寄附行為 第8章 会計監査人（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2024_Donation_act.pdf	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
—	該当なし （会計監査人の選任は令和7年度定時評議員会で行うため）	令和8年6月頃を予定
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	学校法人東京聖栄大学 監事監査規程	
【6-5-b】	予算編成日程及び予算関係審議に係る回の理事会議題一覧（令和6年11月27日、令和7年1月22日、令和7年3月26日）	
【6-5-c】	資産運用規程	
【6-5-d】	寄附行為（東京聖栄大学ホームページ） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#donation	
【6-5-e】	公認会計士監査報告書（令和6年9月25日付け）	
【6-5-f】	内部監査報告書及び計画書（令和6年度報告書：令和7年3月31日付け、令和7年度計画書：令和7年5月28日付け）	
【6-5-g】	内部監査規程	

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確性		
【A-1-1】	本学の概要(東京聖栄大学ホームページ) http://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/	
【A-1-2】	学校法人東京聖栄大学第IV期中期計画(2025-2029) (東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf	
【A-1-3】	葛飾区と学校法人東京聖栄大学との連携・協力に関する協定書	
【A-1-4】	葛飾区と「連携・協力に関する協定」を締結 (東京聖栄大学ホームページ) http://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/	
A-2. 自治体、団体、産学官等との連携		
【A-2-1】	東京聖栄大学と葛飾区との連携事業にかかる連絡協議会議事記録 (令和 6 年 12 月 9 日)	
【A-2-2】	包括連携協定に基づく連携・協力の状況 (令和 6 年度) (東京聖栄大学ホームページ) https://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/20130930-2/state2024/	
【A-2-3】	葛飾区ホームページ https://www.city.katsushika.lg.jp/	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。